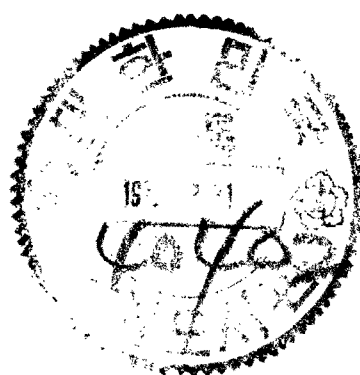


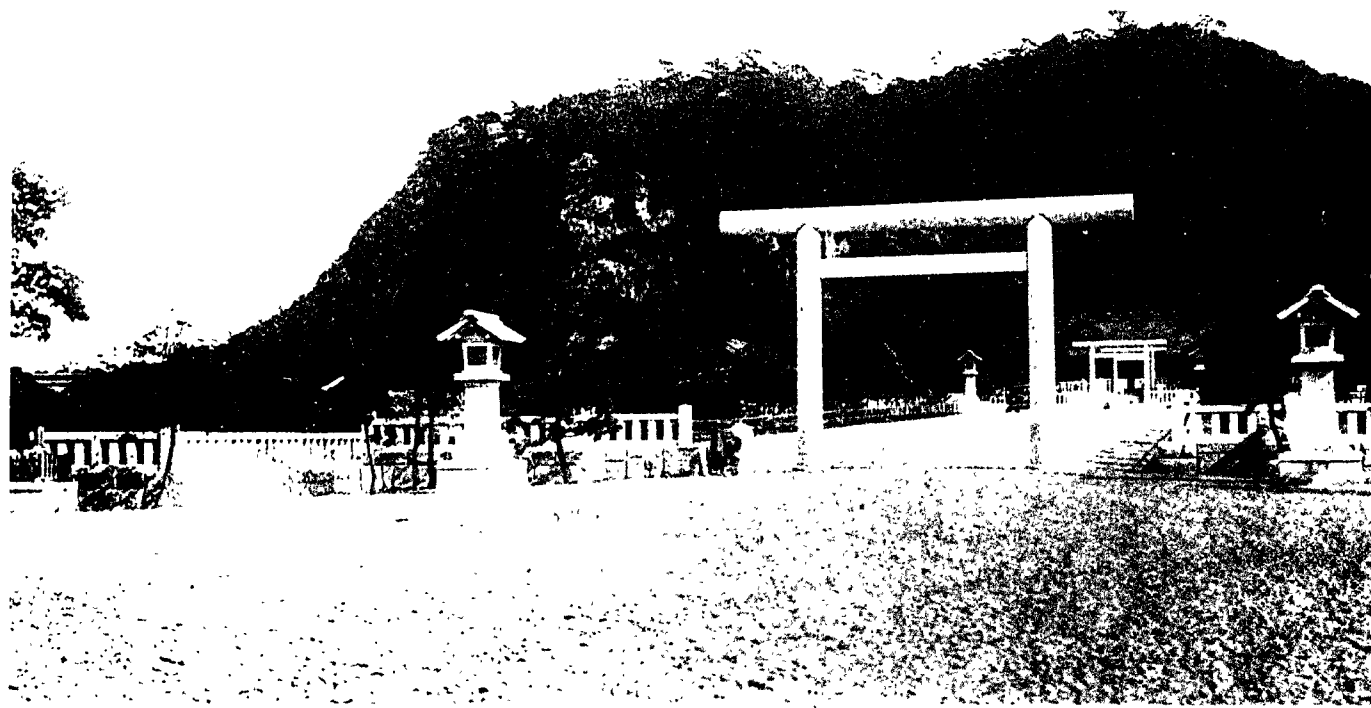
朝鮮事情



本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹

介せんか爲編纂したるものなり。

昭和十二年十二月



朝 鮮 神 宮



山 剛 金

朝鮮事情 昭和十三年版

目次

一	總說	一
地	勢	一
氣	候	二
戶	口	四
二	交通	九
鐵	道	九
總	說	九
國	有鐵道	九
關	釜連絡船概況	一三
目	次	i(一)

目次

ii(二)

私設鐵道及軌道	一三
自動車交通事業	一六
道 路	一七
港 灣	一九
河 川	二〇
窮民救濟土木事業	二四
海 事	二五
通信事業	二七
郵便爲替貯金	二八
朝鮮簡易生命保險	三〇
航 空	三三
放送無線電話	三六
電氣及瓦斯事業	三七
三 地方行政	四一

道府郡島	四二
公共團體	四一
道	四一
府	四二
邑・面	四四
學校費	四七
學校組合	四七
府郡島臨時恩賜金	五〇
四 社會事業	五一
罹災救助	五一
賑恤救護	五一
福利施設	五二
勞働者保護	五四
兒童保護	五六

目次

iv (四)

救療機關……………五七

社會教化……………五九

經學院……………六四

明倫學院……………六五

圖書館……………六五

五 教 育……………六七

普通教育……………六七

實業教育及專門教育……………七一

大學教育及其の豫備教育……………七二

師範教育……………七三

在內地朝鮮學生……………七四

朝鮮美術展覽會……………七四

六 財政及經濟……………七五

財政		七
通貨		一〇〇
金融機關		一〇一
七專賣		一三
煙草		一三
人蔘		一五
鹽		一六
阿片		一八
八農業		二三
土地		二三
國有未墾地		二三
公有水面(干潟及沼澤)		二三
農業者		二四
目次		

目次

vi(六)

農 産	一五
蠶 業	一八
畜 産	二三
穀物検査	一四
肥 料	一八
勸農機關	一四二
農業團體	一四四
水利組合	一四九
米穀倉庫	一五一

九 農山漁村の振興、自力更生事業 一五

一〇 林 業 一六

國有林の保護	一六四
民有林の概況及獎勵施設	一六六

砂防事業……………	一七三
造林貸付竝に成功讓與……………	一九七
國有林野存廢區分調査竝に實測及價格調査……………	一九七
國有緣故森林の讓與……………	一九八
國有林經營……………	二〇〇
北鮮開拓事業……………	二〇五
林業試驗……………	二〇八

一 商 業…………… 二二一

朝鮮人の商業……………	二二一
内地人の商業……………	二二三
會 社……………	二二三
取引所及正米市場……………	二二四
商工會議所……………	二二六
重要物産同業組合……………	二二七

目次

VIII (八)

産業組合	二八
石油業取締	二八
商工獎勵館	二九
一二 工業	三三
工業の概況	三三
家内工業	三三
機業	三三
陶磁器製造業	三三
朝鮮紙製造業	三三
酒類醸造業	三三
金屬工業	三五
雜工業	三六
工場工業	三七
中央試験所	三五

工業獎勵	二二六
度量衡	二二六
一三 貿易	二二七
國別貿易	二二七
港別貿易	二三八
輸移出重要品	二四〇
輸入重要品	二四一
貿易船舶	二四三
一四 鑛業	二四五
鑛業の概況及特許鑛山	二四五
鑛業の助長施設	二五一
主要鑛物及其の概況	二五三
一五 水産業	二五九

目次

X(一〇)

水産業の概況	二五九
漁業處分	二六一
水産業の保護獎勵	二六二
水産試験及調査	二六七
水産業の發展	二七一
水産業の改良	二七三
一六 神社及祭祀・宗教	二七七
神 社	二七七
一七 警 察	二七九
治安狀況	二七九
定員配置	二八〇
警察區劃	二八〇
警察官の養成	二八一

一八 衛 生 二八三

醫療機關 二八三

藥品取締 二九〇

飲食物及其他物品の取締 二九二

屠場及屠畜 二九三

牛乳搾取所及牛乳取締 二九三

汚物掃除 二九三

上 水 二九四

傳染病豫防 二九五

海港檢疫 二九七

痘苗製造 二九七

慢性傳染病 二九八

地 方 病 二九九

家畜傳染病 三〇〇

目 次

移出牛檢疫.....三〇三

一九 司 法.....三〇五

裁判制度.....三〇五

適用法規.....三〇六

小作調停制度.....三〇八

不動產登記制度.....三〇九

戶籍事務.....三一〇

公證事務.....三一一

執達吏事務.....三一二

供託事務.....三一三

思想犯保護觀察制度.....三一三

監 獄.....三一四

免囚保護事業.....三一八

二〇 地籍圖・林野圖及地形圖.....三一九

二一	古蹟調査・附博物館・朝鮮史編修	三二七
二二	軍　　事	三三一
	陸　　軍	三三一
	海　　軍	三三四
	資源及防空	三三五
二三	情報宣傳機關	三三九
二四	在滿朝鮮人の概況情報宣傳機關	三四一
	移住の沿革	三四一
	施設の大要	三四二

朝鮮事情

昭和十三年版

一 總 說

地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積一萬四千三百十二方里（本州より滋賀縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね

肥沃である。

氣 候

氣溫 年平均氣溫は南岸地方に最も高く十四度を示し北進するにつれて遞減し中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度となるが國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で夏季を除いては約二度内外の高溫を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多いが東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水溫度は西岸に比べ高溫である等山脈と海流との地形的影響を蒙ることが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に起ることが原因をなす所謂三寒四溫の現象が起つて寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化することは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見ると、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居してゐる影響で季節風は黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之に反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滯留してゐる爲南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々

で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかなので風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 朝鮮の雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で今其の分布状態を見るに咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より七月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期の判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らないで樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州

島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧 朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帯である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日数は一年中七十日内外に達し、之に亞いでは西朝鮮灣及北東岸で五十日内外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、内陸に入つては殆んど皆無となり又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛暑期に入るに及んで減退するものである。

雪 降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺は及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超ゆることは稀である。

戸 口

昭和十一年末現在戸口調査に依れば、總戸數四百十七萬八千九百二十九戸、内地人十五萬二千八百九十一戸（臺灣人四人を含む）朝鮮人四百一萬千八百九十九戸、外國人一萬四千百三十九戸、總人口二千

百四萬七千八百三十六人、内地人六十萬八千九百八十九人（臺灣人二十五人を含む）、朝鮮人二千百三十七萬三千五百七十二人、外國人六萬五千二百七十五人である。

各道面積と現住戸口（昭和十一年末）

道	面積	戸口			人口		
		總數	内地人		總數	内地人	
			朝鮮人	外國人		朝鮮人	外國人
總數	三三〇、七九四・五六	四、一七六、九三九	一五、八八一、四〇二	一四、一三九、四一七	三、〇四七、八三六	六〇八、九八九	二、三七三、五七三
京畿道	一三、八三〇・八八	四六〇、五五八	三、九四五	四三、三三三	二、三六一	一五三、七三三	二、二三五、三七九
忠清北道	七、四八・三六	一六八、九五九	二、二八四	一六六、四五三	二、三三三	八九七、七三六	七二一
忠清南道	八、一〇六・四八	二七三、八七三	六、五三九	二六六、八六三	四七三	二六、三二四	一、四五四、八三〇
全羅北道	八、五五四・〇九	二九八、一五二	八、五五八	二八八、九九七	五九七	一、五四〇、六八六	一、五〇二、三八〇
全羅南道	一三、八八七・三七	四七九、二六七	一〇、五三四	四六八、三八九	五五四	四四、一五四	二、三七〇、八五三
慶尙北道	一八、九八八・八三	四六三、七四一	一三、〇六〇	四五〇、二七五	四〇六	四九、八八七	二、四〇三、九七〇
慶尙南道	一三、三〇四・五八	四六、七五一	二、五三八	四〇三、八二六	四〇七	九六、九二六	二、一一五、五五三
黃海道	一六、七三七・六六	三九、八一	五、七六四	三三、〇五三	九四九	二〇、五八二	一、六二四、七三八
平安南道	一四、九四三・六四	二七、七三〇	九、五五七	二六三、一五〇	一、〇一三	三九、〇九四	一、三九〇、二九八
平安北道	二八、四四四・五〇	二九四、三三七	六、七八六	二八三、五八九	三、九七三	一、六三〇、八八二	一、五七八、六〇五
江原道	二六、二六二・九九	二八四、一二八	四、四三三	二七九、四三八	二五五	一、五三九、〇七一	一、五一三、二七六
咸鏡南道	三二、九七六・四六	三八五、四〇三	一四、五六四	二六九、三三九	一、五二〇	一、六〇三、一七八	一、五四四、八八三
咸鏡北道	二〇、三四六・五〇	一五一、二一九	一三、三四七	一三七、二九六	一、五七六	四四、四三三	七六三、〇七一
總數							

總 說

六

備考 内地人京畿道には戸數二、人口一三、平安北道には戸數二、人口一二の臺灣人を含む。

現 住 戸 口 職 業 別 (昭和十一年末)

(一) 戸 數

總 數	農 業、林 業 牧畜業、漁 業及製鹽業	工 業	商 業 及 交 通 業	公 務 及 自 山 業	其 他 の 有 業 者	無 職 業 及 職 業 を 申 告 せ ざ る も の
内地人	四、一八、九一九	三、〇七、四六四	一四八、〇七	三四四、八七四	一九八、四七一	三五二、九八九
朝鮮人	一五、八八一	九、九三三	二四、一九六	三九、四五一	六四、八〇三	七、六五六
外國人	四、〇一、八九九	三、〇四、五一三	一三、三三三	二九八、八六一	一三、〇八九	三四三、五七三
總 數	一四、一三九	三、〇三八	二、〇九九	六、五六三	五七九	一、七六〇

(二) 人 口

總 數	農 業、林 業 牧畜業、漁 業及製鹽業	工 業	商 業 及 交 通 業	公 務 及 自 山 業	其 他 の 有 業 者	無 職 業 及 職 業 を 申 告 せ ざ る も の
内地人	三、〇七、八六六	一六、八六九、七五〇	六九七、六五五	一、六六八、八六三	八八五、九六七	一、五六、一五四
朝鮮人	六〇八、九九九	四四、八三〇	九、一九四	一七六、〇五五	二四五、五七一	二六、五五六
外國人	二、三三、五五二	一六、八一、四四八	五九四、七三九	一、四六三、四六二	六三八、三三七	一、四九〇、六四五
總 數	五、四一、三七五	三三、四八二	一〇、九四二	三、二四七	二、一五九	八、九三三

備考 内地人公務及自由業には臺灣人戸數二、人口一一、
を申告せざる者には戸數一、人口一〇を含む。

其 他 の 有 業 者 に は 戸 數 二、 人 口 四、
無 職 及 職 業

現住内地人戸日本籍地別 (昭和十一年末)

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		總 數	男 女			總 數	男 女
總 數	一五、八八七	六〇八、九六四	三三、一九五	富 山 縣	一、五〇〇	五、七七九	三、〇四九
北 海 道	一、〇三三	四、三三二	二、一八四	石 川 縣	一、九二二	七、七二〇	三、九七〇
青 森 縣	五八九	二、三六四	一、二三六	福 井 縣	一、八六四	七、四一三	三、八〇三
岩 手 縣	八五四	三、一五六	一、六三八	山 梨 縣	一、二七八	四、五九九	二、三六四
宮 城 縣	二、三二七	八、三四六	四、三三一	長 野 縣	二、四四八	九、六九六	五、一六〇
秋 田 縣	一、二〇八	四、六五五	二、四九九	岐 阜 縣	一、八八二	七、六三二	三、九一三
山 形 縣	一、五二五	六、〇六八	三、一四六	靜 岡 縣	二、〇九九	八、二六七	四、三三四
福 島 縣	二、二二一	八、四二六	四、四六二	愛 知 縣	三、〇三三	一三、四八二	六、四六五
茨 城 縣	一、四二一	五、三三一	二、七〇二	三 重 縣	一、八五六	七、五〇〇	三、八七六
枳 木 縣	一、〇四五	三、九四九	二、〇六九	滋 賀 縣	一、六二六	六、九三三	三、七五三
群 馬 縣	一、〇五五	三、九四〇	二、一三一	京 都 府	一、七五二	六、八三三	三、四四七
埼 玉 縣	八三四	三、一八三	一、六四四	大 阪 府	二、七二六	一〇、四〇三	五、二二二
千 葉 縣	一、一〇〇	四、一六五	二、一一九	兵 庫 縣	三、一五一	一二、四九一	六、三七四
東 京 府	三、六六六	一四、〇七〇	七、一四二	奈 良 縣	一、〇四〇	四、〇一三	二、〇五八
神 奈 川 縣	九六一	三、七二三	一、八八一	和 歌 山 縣	一、七六三	七、二三三	三、七七四
新 潟 縣	二、二八一	九、一〇〇	四、八三二	鳥 取 縣	一、六三三	六、四八七	三、三六五
總 說							

總
說

府 縣	戶 數	人 口		
		總 數	男	女
島根縣	三、九七四	一五、九〇六	八、一七九	七、七二八
岡山縣	五、九三八	二二、七四四	一二、三六一	一一、五二三
廣島縣	八、四三二	三三、三三七	一七、四九三	一六、八四四
山口縣	一三、四四一	五四、四八二	二七、九四九	二六、五三三
德島縣	一、九四五	八、一六三	四、一五七	四、〇〇五
香川縣	三、四四五	一三、九六九	七、〇九〇	六、八七九
愛媛縣	四、三七七	一七、七八八	八、九六六	八、七五二
高知縣	二、三六八	九、四四二	四、八七五	四、五六七
福岡縣	一一、九九九	四八、九四三	二四、八二四	二四、一一九

府 縣	戶 數	人 口		
		總 數	男	女
佐賀縣	六、七五五	二七、八八二	一四、〇九六	一三、七八六
長崎縣	八、六二〇	三三、九八八	一七、六三六	一八、五五二
熊本縣	一〇、七八六	四〇、九五五	二一、一三三	一九、八二三
大分縣	七、三三〇	二八、四三六	一四、七三五	一三、七一一
宮崎縣	二、四九五	九、〇五一	四、八二五	四、二二六
鹿兒島縣	七、七二〇	二九、二七九	一五、七五三	一三、五二六
沖繩縣	九〇	二七六	一三九	一三七
樺太	九二	四〇七	二二四	一九三

二 交 通

鐵 道

總說 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縱走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五耗（廣軌）である。

而して朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する產額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縱貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等の幹線を敷設した、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので何れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交

通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎭海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州、蔚山間、會寧・潼關鎭間、馬山・晉州間、新安州・泉洞間及全南光州・麗水港間等あり、現在（昭和十二年九月末日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線及國境地方の林・鑛產品を開發すべき滿浦線・惠山線・白茂線並に東海中部線永川を起點とし、京元線清涼里を終點とする中央線等で、中央線を除く外、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十二年九月末日現在國有線の延長三千九百四十九分である。國有鐵道の務業は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移したが昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線清津・會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしめてゐる。

右委託線の延長は三百二十八分五厘で、之を除いた本府直營線の現在延長は三千五百七十五分九厘である。現在線の區間別料程及主要旅客列車左の通りである。

線	路	區	間	料 程	主要旅客列車數
京釜線	京釜本線	釜山	京城	四五〇・五	七 往復
京仁線	京仁本線	永登浦	仁川(海岸)	三一・〇	一五 同
京義本線	京義本線	京城	安東	四九九・三	五 同

交通	咸鏡線		京全線		慶全線		湖南線		京義線									
	北青線	會寧炭礦線	川內里線	清津線	咸鏡本線	元羅線	羅光州線	慶全西部線	鎮海線	慶全南部線	群山線	湖南本線	龍山線	新義州江岸線	博川線	平壤炭礦線	平南線	兼二浦線
	新北青	○會寧	○龍潭	○清津	○輪城	○元山	龍里	全南光州	松汀里	昌原	三浪津	裡	大龍山	西義州	孟中里	大同江	平壤	黃海黃州
	新北青	新鷄林	川內里	輪城	會寧城	元山城	麗水港	潭陽	順天	鎮海	晉州	群山港	木浦(海岸)	唐新里	新義州江岸	博川	勝湖里	兼二浦
	九·四	一·七	四·四	九·〇	五·三 三·二 二·八	二·三 三·七	一·九 八·八	二·一 五	一·三 四·六	二·〇 六	一·一 〇·一	二·四 七	二·六 一·一	六·七	一·八	九·三	二·三 三	一·三 一
二二					三	四	二	二	二	二	三					八		
					同	同	同	同	同	同	同	同	同			同		

線 交 通 路

區

間

程

主要旅客列車數

線	遮湖線	鐵山線	滿浦本線	滿浦線	龍川線	惠山線	白元線	平元線	東海線	東海中部線	東海南部線	西海線	合
管	管	羅興	順川	新安	球場	吉州	白岩	西浦	釜山	大邱	安邊	會寧	合
遮湖	利原鐵山	前川	价川(狹軌)	龍登	鳳頭里	榆坪洞(狹軌)	陽德	慶州	鶴山(狹軌)	杆城	雄基	三峰橋中心(狹軌)	合
程	四・九	三・〇	二〇三・一	二九・五	七・四	九・七	一〇〇・五	一二三・九	一一二・三	一〇七・四	一五〇・七	二二〇・四	三、五七五・九

備考 (一)〇印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す。

關釜連絡船概況 下關・釜山間海上二百四十料の聯絡船は鐵道省の經營であつて、現在金剛丸(七、一〇四噸)、興安丸(七、一〇二噸)、景福丸・昌慶丸(各三、六二〇噸)、德壽丸(三、六一九噸)の五艘を交替運航し、夜行便は前記金剛丸並に興安丸の大型船を以て之に充當し、晝夜二回兩地發船所要時分は最短

(晝夜航便下關發釜山著第一便並に第七便)は七時間三十分である。其の他尙新羅丸(三、〇三五噸)は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期に同船を之に當てることになつてゐる。

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されてゐる。昭和十二年九月末日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千二百九十四粁八分未開業線五百五十一粁二分、專用鐵道既設線三百三十三粁八分である。

昭和十二年九月末日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の通である。

私設鐵道開業線

交通	經營者及主たる事務所所在地		線名		區間		料程		軌間		動力		敷設免許年月日		公稱資本額		拂込額又は建設費	
	株朝式鮮鐵道會社(京城)		忠北線		忠北線		粁分		米		漢江輕油		大正		千円		千円	
	黃海線		忠北線		忠北線		九四〇		一、四三五		同		八、一〇、一六		六、八、一六		五、四、五〇〇	
	新花、海、東、土、上、沙、金、泉、慶、北、安、東		新院、山、内、聖		院、忠、州		二八・一		一、四三五		同		八、一〇、一六		六、八、一六		五、四、五〇〇	
	七・三		同		同		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇	
	五・六		同		同		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇	
	五・六		同		同		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇		八、一〇、一〇	

交通

經營者及主たる
事務所所在地

區間

料程

軌間

動力

敷設免許
年月日

一四
公本額

拂込額又
は建設費

咸南線	咸興、上通	三〇・三	同	八、六、三	蒸氣	八、六、三
	五老、咸南新興	二四・〇		九、一、三〇		九、一、三〇
	豐上、長豐	二・三		九、一、二〇		八、六、三
咸北線	古茂山、茂山	六・一	七、三	蒸氣	八、六、三	八、六、三
小計		六四・八				

朝鮮京南鐵道株式會社(天安)

天安、長湖院	六九・八	一、四三・五	蒸氣	八、九、三〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
天安、長項棧橋	一四・三		油	八、九、三〇		
小計		二四・〇				

金剛山電氣鐵道株式會社(海原)

鐵原、內金剛	二六・六	一、四三・五	電氣	八、八、二二	一三、〇〇〇	七、八〇〇
咸南新興、赴戰湖畔	五〇・六	七、三	電氣	五、一、二五		
上通、泗水	四・四	七、三	油	六、九、二五	二、〇〇〇	一、五二〇
西咸興、西湖里	一八・三	七、三	油	六、四、三〇		
小計		一一五・三				

新興鐵道株式會社(興南)

水原、驪州	七三・四	七、三	同	九、三、三	五、〇〇〇	一、四九〇
水原、仁川港	五三・〇	七、三	同	一〇、九、二三		
小計		一二五・四				

朝鮮京東鐵道株式會社(水原)

南滿洲鐵道株式會社(大連)

雄基、羅津	一五・二	一、四三・五	蒸氣	七、八、九	一、一〇〇	一、一〇〇
小計		一、四三・五				

琿春鐵路股份有限公司(琿春)	圖們江、調戎	一・〇	、七三	汽油	九、九、一八	一、〇〇〇	五、六〇
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山鎮、東萊	九・五	、七三	電氣	四三、六、三九	六、〇〇〇	延(延道費含) 一、七五〇
私設鐵道開業線合計		一、三二八				101,700	延 三、九二五 三、七五〇

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四

軒三分及群山府營鐵道一軒あり琿春鐵路資金關係には滿洲國側一三軒八分に對する分をも含む。
二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十九軒二分(營業軒)あり。

主たる軌道開業線 (昭和十二年九月末日現在)

經營者及主たる事務所在地	區間	軒程	軌間	動力	許可年月日	建設費	記事
京城電氣株式會社(京城)	京城府内及郊外	二、四〇	一、〇七	電氣	明治三、六、一	四、八七七 千円	最近の決算を計上す
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山府内	三・一	一、〇七	同	大正四、三、一 四、六、一	前出	私鐵欄に計上す
平壤府	平壤府内及郊外	二・九	一、〇七	同	二、七、三 四、三、三	一、一五五 千円	最近の決算額を計上す
咸平軌道株式會社(咸平)	鶴橋驛、咸平邑内	六・一	一、〇七	輕油	一五、五、二	一三	同
京城軌道株式會社(京城)	東大門、蘆島及莊	二・四	一、〇七	輕油 電氣	昭和六、九、一六 大正九、二、七	七二四	同
其他		一・一	〇、六〇			三	同
軌道開業線計		八三・〇				六、九二〇	
交通						一五	

自動車交通事業 朝鮮に於ける自動車交通事業は軌近急速なる發達を遂げ、鐵道業、軌道業と共に陸上交通機關として漸次重要な地歩を占めつゝあり、昭和十二年十月現在に於て自動車運輸事業（定期運輸）に在りては、旅客運輸事業者百七十九、物品運輸事業者三十にして旅客運輸路線の延長は二萬六千三百三十一軒、物品運輸路線延長は、四千九百六十五軒に達し、此等の興業費は通計一千萬圓を算し、その他自動車運輸事業以外の運送事業に在りては、不定期遊覽乗合自動車事業者八、其の路線延長百二軒、興業費十五萬圓、不定期貨物自動車事業に在りては、事業者百六十七、其の路線延長二萬百四十六軒、興業費三百萬圓を算し、又一定の路線を有せざる貸切事業に在りては、旅客運送を業とする者二百五十五、其の興業費四百六十萬圓、貨物の運送を業とする者四百四十二、其の興業費四百九十萬圓である。今此等事業の各道別事業者數及事業經營路線の延長を示せば左の通である。

自動車交通事業狀況表 (昭和十二年九月末日現在)

道 名	自動車運輸事業			自動車運送事業	
	旅客自動車運輸事業	物品自動車運輸事業	不定期遊覽乗合自動車事業	不定期貨物自動車事業	貸切貨物自動車事業
	事業者 線料 免許 程	事業者 線料 免許 程	事業者 線料 免許 程	事業者 線料 免許 程	事業者 線料 免許 程
京畿道	二七 二、五八・九 軒	五 六四六・一 軒	一 三三・〇 軒	一三 九二〇・一 軒	八〇 四
忠清北道	五 一、三三〇・五 軒	一	一	七 一、〇六二・五 軒	八

忠清南道	二	一、五八・四	三	二八・九	一	一	八	七六・六	九	五八
全羅北道	一三	一、七五・〇	一	一九一・三	一	一	一七	一、九三七・〇	一四	三六
全羅南道	二八	二、四〇三・二	一	二六・一	一	一	二四	三、〇六七・九	一一	五
慶尙北道	六	二、五六・五	一	六一五・〇	一	一	八	一、五〇二・一	一〇	九六
慶尙南道	三	二、九六・九	七	三五〇・六	一	一	一五	一、五五一・九	六〇	九六
黃海道	二	二、〇八四・七	一	七七・七	一	一	一八	一、五五・六	三	二五
平安南道	一六	二、〇〇・六	一	一	一	一	一九	二、六六・五	二七	元
平安北道	八	二、八五・一	八	一、八六・一	一	一	三	一、三八・三	六	二
江原道	一三	二、五七・七	一	一	一	一	九	二、二四・二	二	一〇
咸鏡南道	一〇	一、五四・六	二	八三一・九	七	八〇・七	七	七〇四・六	二	八
咸鏡北道	八	六七・〇	一	一二・五	一	一	一三	七四八・九	九	一〇
合計	一九	二六、三三・一	三〇	四、九五・四	八	一〇三・七	一六	二〇、一四六・二	二五五	四四三

道路

總督府設置せらるゝや、先づ道路の根本制度を樹てるに共に道路網を確定した。此の道路網は昭和十一年度末現在に於て一等道路三十八線（市街地線二十）延長三千二百二十三軒餘、二等道路九十七線（市街地線九線）延長九千八百九十七軒餘を主要路線とし、別に三等道路五百七線、延長一萬四千六百四十九軒餘を含む。

交通

料餘を以て地方的脈絡を完うすることを期した。總督府は道路修築の第一期事業として一、二等道路中重要な路線三十四線二千六百九十料餘を選び、工費一千萬圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を起し、次で第二期計畫として一、二等道路線中二十六線延長一千七百三十一料ミ主要橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千十七萬圓を、又大正十五年度に至り國境道路五百三十料餘工費五百六十六萬餘圓を追加したが、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八料餘に變更し尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百十一萬餘圓、竣工期を昭和十四年度に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、其の目的達成の爲必要なる事業の一部として重要道路中二等道路六百六十六料餘、三等道路二百九十九料餘の改修を決し、昭和七年度以降二十二箇年に亘り工費八百三十八萬圓を以て昭和七年度より工事を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一、二等道路、金山道路及林道の改修を行つた。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・移民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通聯絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架設することに決定し、其の内六箇所は總督府に於て施行することとし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年

度以降七箇年繼續事業として着手した。又成鏡北道は江を隔ててソ満國境に對し、國防上極めて重要な地帶に屬するのみならず、各種の軍事施設があるも交通機關整備せず極めて不便なるを以て工費二百萬圓を投じて昭和十二年度以降三箇年繼續事業として國防道路の改修に着手し目下施工中である。

以上本府に於て直轄施行するものゝ外、本府は地方公共團體に對して補助を與へ一、二、三等道路の修築改築を行はしめつゝある外、別に窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一、二、三等道路の改修及補修工事を起した。右實施の結果最近に於ける改修濟延長は夫役施工に依るものを加へ一、二等道路一萬一千七百六十三軒餘、三等道路一萬一千四百三十七軒餘、金山道路及林道延長百七十四軒餘に達した。

港 灣

港灣は統監府時代に於て釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津及馬山の十一港に對し夫々應急設備を施したが、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半にして併合となつたので、總督府は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した。次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎮南浦港の擴築

を實施し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城津及多獅島港の擴張工事、又昭和十二年度より釜山・麗水の擴張及墨湖・清津西港の防波堤工事に着手したが、既に昭和十一年度迄に元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島及雄基（第一期工事）仁川・鍾南浦（擴張）・城津（貯木場設備）並に清津漁港（第一期工事）の各修築工事を完成せしめ、目下仁川（第二期工事）釜山・麗水・馬山・城津（第二期工事）・多獅島・墨湖及清津西港（防波堤工事）の各修築工事を實施中である。

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體之を施行し、總督府は其の緩急を圖つて相當の國庫補助金を支給し之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外は昭和六年度より窮民救済土木事業、昭和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業、昭和十二年度より地方土木事業として國庫補助の下に漁港の修築を施工中である。

河 川

主要河川の水運狀態は次の通りである。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虛川江を、新智坡鎮に於て長津江を合せて西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河と合し、義州の下流に於て滿洲の鬩河を容れ河中に多數の中洲を形成して河流を分派し、安東縣に至りて再び合一し、更に柳草島黃草坪を堆成

して潤大なる三角洲を成して黄海に入る。其の流路七百九十籽餘に及ぶも、上流部は河床勾配急にして岩礁多く激流奔湍からず、河口龍巖浦より溯るこゝ二十八籽安東縣までは高潮時に於て約三米の水深を保つも、此の間水路狭くして曲折多く航行困難なので水先案内者を要す。新義州・新架坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行がある外高瀬船及支那船の航行が頻繁である。本江の上流は有名な大森林地帯で巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流されてゐる。

大同江 源を平安南道寧遠郡の狼林山に發し、寧遠・徳川及順川を過ぎて支流沸流江及南江を合せ平壤・兼二浦を経て載寧江を容れ鎮南浦の下流に於て黄海に注ぐ。本流に於ける流路延長三百九十七籽餘、航路延長二百四十五籽にして、河口より上流六十六籽五の保山浦まで三千噸級の汽船を遡航し得られ航運上重要なものの一つである。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ京城を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を容れ江華灣に注ぐ。流路延長四百七十籽、其の舟楫の通ずる處三百籽で、水運上頗る重要な地位を占めてゐる。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せて坡州郡に至り本流たる漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四籽餘、河口より上流百二十四籽餘の間に舟楫を通じ得るのである。

錦江 其の流域は主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一籽餘、河口に群山港あ

り、扶餘附近まで自由に航行が出来る。

洛東江 流路延長五百二十五籽餘、其の流域は慶尙南北道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四籽の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江 源を全羅北道鎭安、長水兩郡界なる八公山に發し流路延長二百十二籽餘、水運上重要な河川であるが、航路に障碍多く求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難い。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し、茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に訓戒の上流に於て琿春河と會し水量漸く増大し、露鎮との境界を劃し西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一籽に及ぶも、琿春河との合流點以下に舟楫の便あるのみである。

從來朝鮮に於ける河川は殆んど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の流に委したる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其の他の損害額數千萬圓に達すること少くない、そこで之が改修は頗る緊切なので、先以て治水及水利計畫上重要な洛東江外十三河川を選定し、大正四年度より其の流域狀況、水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査を爲して改修計畫を樹てることゝしたが、曩に其の大體を終つたので、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起した。次で翌十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十

萬圓で爾來着々進捗中であつたが其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依る節約等を行ひ、總豫算額を五千四百三十七萬五千餘圓に變更したが、更に昭和十二年度に於て三橋川・東津江・榮山江及南江の直轄河川に對し五箇年繼續事業として豫算額一千九百六十七萬五千圓を以て着手することゝなつた爲、總豫算額を七千四百五萬餘圓に變更し、昭和十二年度迄に載寧江の改修を終り目下萬頃江・漢江・洛東江・大同江・龍興江・三橋川・東津江及南江の各改修工事を施工中である。

右の外窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總豫算額二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並に國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を実施したが、更に昭和十一年度には地方振興土木事業として國庫より補助を與へ總豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を実施中であるが、引續き昭和十二年度より中小河川改修工事として國庫補助の下に五箇年繼續總豫算額七千五百萬圓を以て二百五十三河川の改修を施工中である。

窮民救済土木事業

(時局應急施設及地方振興土木事業を含む)

朝鮮に於ける總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬してゐる。之等農民は財界の不況に引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙むるこゝ甚だしく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亘り地方費其の他公共團體の事業として總工費五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救済事業として一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救済として八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業として六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より平均六割餘の補助を與へて勞銀を撒布し以て窮民救済の目的を達するこゝし、昭和六年度より夫々工を起した。

右の如く土木事業を起して窮民の救済に資したが、其の後の不況益々深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる實狀にあつたので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一、二等道路・河川・金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港修築等の土木事業を起して勞銀を撒布し、窮民救済土木事業と相俟つて疲弊困憊甚だしき窮民の救済と地方開發に資すべく實施したのである。其の内容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益々増加の傾向を誘致するに至つた。昭和十一年度末現在の船舶數は左の通である。

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	四三	六三、五二	九五	三、一九	一、四三	六六、七〇
登簿船	七〇九	七、六三三	一〇、七三二	二四、三六四	一一、四四一	三二、九九七
不登簿船	一、二五四	七〇、一八四	二、七三六	一五、四七三	三、八八〇	三〇、六七〇
合 計						

二、船員 最近朝鮮在籍船舶の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても累年増加し、著しく進歩の迹を示して居る。

船 員		現 在		數		(昭和十一年度末現在)	
種 別	人	朝鮮手帖を受有するもの		内地手帖を受有するもの		手帖を受有せざるもの	
		船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
内地	人	二、一三一	一、三二八	七六	三、三二九	六	五、八二〇
朝鮮	人	四、八〇一	六一三	四一二	五、八二〇	六	五、八二〇
外國	人	六〇	一	一	五八	二	五八
合 計		六、九九二	一、九四一	四八八	九、四〇七	一四	九、四〇七
交 通						二五	

交通

海抜免狀受有者 (昭和十一年度末現在)

内 地 人	朝鮮 人	合 計	計	
			朝鮮に於て登録したる者	内地に於て登録したる者
一、七〇四	一、四七五	三、一七九	五四八	一一
			二、二三二	一、四八六
				三、七三八

三、定期航路 昭和十二年四月一日現在の航路は二百十一線、三百五十六隻、二十五萬三千九百二噸であつて、之を航路別とするときは左の通である。

航路別		經營別		線		隻		總噸數	
内地及外國航路	沿岸及河川航路	本府命令	地方廳其の他命令	官	自	計	官	自	計
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一五、八〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四、九一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五、〇六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七七、八六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四三、六四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八、一二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、二五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五三、九〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・九州郵船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社及鐵道省等である。

四、航路標識

朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十一年度末現在に於ては夜標百八十八、晝標百四十三、霧信號二十五、方位信號所十二、計三百六十八に達し、其の海岸線に對する割合は五十哩に對し夜標一である。

通 信 事 業

通信機關は都鄙通じて一千を超え主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十二年九月一日現在の局所數は郵便局八十八、同分室十六、電信局九、電話局一、同分局二、郵便所七百九十四、同出張所八、郵便取扱所三十一、電信電話取扱所十一、電信取扱所一〇六、同出張所四、計一千七十を配置し、郵便切手賣捌所五千三百四十四（十二年三月末現在）を算するに至つてゐる。昭和十一年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通りである。

交通

郵便物

通小

常包

引受

配達

發信 著信

中繼信

電報

和諺歐

文文文

年度末現在加入者數

市内通話度數

市外通話度數

合計

電話

四、六〇五

三九、六三、一七九

三、九二、四二

二九六、五三、六二〇

郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して、其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加して來た。

郵便爲替

年 度	内 國 爲 替		外 國 爲 替		合 計			
	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡	振 出 口 數	振 出 金 額	拂 渡 口 數	拂 渡 金 額
大正十一年度	101,084,741 円	82,110,811 円	141,110 円	1,251,331 円	101,225,852 円	101,225,852 円	101,225,852 円	101,225,852 円
昭和十一年度	125,115,222 円	112,115,222 円	261,115 円	3,261,115 円	125,376,337 円	125,376,337 円	125,376,337 円	125,376,337 円

郵便貯金

年 度	預 入			拂 戻			年 度 末 現 在 高		
	度 數	金 額	新規人員	度 數	金 額	全拂人員	人 員	金 額	一人平均額
大正十一年度	三、〇三、〇四六	四四、五九、一三三	三九、二四三	八六、八四四	四四、五九、〇八四	一三三、三六〇	一、五七〇、四九〇	一九、八七五、〇五三	一三・五〇
昭和十一年度	一、七、四四、二七二	六八、八六六	六六、四八六	二、七三、三三八	二六、七七、二六三	三三六、六八	三八六、一、一〇六	六〇、四三三、九六一	一五・六五

郵便振替貯金に就ては大正七年に府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、又同九年には國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始したが、それ以來之を利用する者が漸次増加して、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十二年三月末現在には、既に三萬五千四百三人の多數に上つた。其の取扱高を示す左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、六〇七、五七	九四、〇七六、五五六	一八四、〇五四	七二、五九九、九一五
昭和十一年度	四、五三、四四	二九六、〇七三、七七二	五九二、〇一七	二五七、六二一、八三六

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

交 通

交通

三〇

年 度	受 入		拂 出		年 度 末 現 在	
	口 數	金 額	口 數	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	一、二六、〇四八	一六二、五三七、二六三 _円	三六八、〇三五	一六二、八五一、五五九 _円	一一、五四四	二、〇七六、五五六 _円
昭和十一年度	三、五二七、四八〇	五三三、九九九、一六八	一、〇七七、〇一六	五三三、四七四、八四八	三五、四〇三	六、七七四、三七六

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんこの議は遠く大正元年頃より起つたのであるが諸種の事情の爲に實現の域に達しなかつた。其の後社會狀態の推移は益々此の種の制度の必要を感ずるに共に内地に於ける斯業の成績の著しく良好であるのに刺戟せられて、愈々之を實施するの機運が熟して來たので、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手して、同年十月一日より之を實施するこゝゝなつたのである。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内地のそれと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓であるが、保險料計算の基礎とな

つて居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して内地とは異り少々高率となつて居る。従つて保険料は概して内地より少々低率である。事業の取扱機關は中央では逓信局が監理事務に當り、地方では全鮮に互る八百八十の郵便局所が申込の受付、保険料の取立、保険金拂渡等の事務に當つて居るのであつて、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來七年六箇月を経過した昭和十二年三月末現在の事業成績は、契約件數九十六萬五千八百四十五件、保險金額一億八千百十萬七千九百九十四圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割二分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設 保險加入者の健康の保護増進を圖るに共に一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・木浦・清津・新義州及群山に簡易保險健康相談所を設置して、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應じて居るが、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者の爲に巡回健康相談の取扱を爲し、又各健康相談所に就き無料普通通常郵便に依る健康相談の取扱をして居るが、昭和十一年度中に於ける取扱狀況は左の如く洵に顯著なるものがある。

健康相談所事務取扱狀況

所 別	健康相談	處方箋交付	各種試験検査	書面相談	計
京 城	二六、五四七	五、〇〇七	六、二五七	三二	四〇、一六三
釜 山	二二、一七三	三、四一九	四、一四三	三三	三〇、六六八
交 通				三一	

積立金の運用に付ては、昭和七年二月に朝鮮總督の諮問機關として設置せられた朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に其の計畫案等を付議することになつて居るが、昭和七年三月以降既に十七回に互り之が委員會を開催し、各年度の運用計畫及資金の融通を審議決定して居る。

最近に於ける積立金の運用狀況を示せば左の通りである。

積立金運用狀況 (昭和十二年八月末日現在)

積立金總額 二八、三〇五、四七〇圓

内 譯

公 共 貸 付	一二、〇二四、二五一圓
債 券 引 受	七、〇二九、〇六六圓
國 債 保 有	一、〇一〇、一六〇圓
保險契約者貸付	七一九、八六一圓
預金部預金	七、五二二、一三二圓

航 空

世界大戰を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがある。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみで

交 通

も現在約九千料の多きに達する情勢である。昭和四年四月同社が東京——大連線の運航を開くや朝鮮にも始めて六百七十料の航空路を有することゝなつたのである。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護奨励に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を實施して航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を通り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十一年十月よりは慎航空事業社に於て京城・裡里間百八十料の定期航空を開始することゝなつた。本年度末現在に於ける朝鮮内民間航空事業の概況を示せば左表の如し。

日本航空輸送株式會社支所	一
同 出張所	四
同 營業所	一
滿洲航空株式會社支所	二
其の他民間航空業社	一

航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要な役割を爲してゐる。之が爲には飛行場・航空無線電信・航空氣象觀測・航空標識・航空方向探知器・夜間照明等の航空諸施設の擴充完備が先決要件である。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要するのであるが、財政關係ミ施設の緩急ミを考慮して、漸次之が完成を期すべきものである。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和

四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見、此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十二月より清津飛行場を開設し同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乗入を爲し對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し、尙昭和十一年一月には新義州航空無線電信局を、昭和十二年一月には大邱飛行場を設置した。一方航空路の安全の爲には、蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置したが、尙將來は既設航空路の一段の整備と共に、前述京城・裡里間のみならず、其の他の各主要都市に對する支線の設定も亦大いに考慮すべき問題として研究中である。

放送無線電話

朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の前身京城放送局の設立を許可せられ、昭和二年二月から電力一「キロワット」の一裝置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、放送事業の使命の重大なるを輓近内地其の他に於ける放送業界の異常なる發展を遂げつゝある情勢に鑑み、規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二裝置を以て内鮮兩語の二重放送を開始する

に至つたが、更に昭和十二年度に於ては、京城中央放送局第二装置の電力を五十「キロワット」に増大したのである。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」（昭和十二年度に於て二百五十「ワット」に増大した）に依る釜山放送局の放送開始を爲し、又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を、昭和十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を開始した。

昭和十一年度末に於ける聴取者數は左の通りである。

放送無線電話聽取者數

内 地 人	朝鮮 人	外 國 人	計
四九、三四九	二二、七七七	五五六	七二、六八二

電氣及瓦斯事業

●電氣事業　朝鮮に於ける電氣事業は從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであるが、數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制其の緒に就き、更に大規模な水力の開発を企畫する者も現はるゝ云ふ狀態に立至つたので、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定する爲、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の

基準を爲る發電計畫及送電網計畫を定め且發電、送電及配電の各部門に付て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方策を決定したのである。而して發電、送電及配電は原則として別箇の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發送電事業者をして専ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開發建設に當らしめて之が實現の促進を図り、又配電事業に付ては、全鮮を最も合理的と認める數箇の區域に分ち、其の區域内に現存する小規模事業を合同して大規模強力な配電事業と爲し、之を民營に依らしめて積極的に電氣の普及を圖らしめることになつたのである。

右の發送電網計畫中、發電所では出力約三十三萬「キロワット」の鴨綠江系長津江水力及出力約二十二萬「キロワット」の同水系黃水院江水力並に寧越炭田及徳川炭田に於ける產出炭を燃料とする寧越火力發電所及徳川火力發電所等が其の主なるものであつて、又送電線路では長津江水力から平壤に至り更に南下して京城に至る互長約四百料の十五萬四千「ヴォルト」送電線路、黃水院江水力から端川に出で一方北上して清津に至り、一方南下して長津江水力に連絡する十一萬「ヴォルト」の所謂咸北送電線路並に寧越火力發電所から尙州を経て大邱に至る十五萬四千「ヴォルト」大邱送電線路より尙州に於て分岐し大田に至る十五萬四千「ヴォルト」送電線路等が其の主なるものである。

次に配電事業の統制に付ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣株式會社の成立に依る平安北道・平安南道及黃海道の三道に互る電氣事業者の一大合同、昭和十年十月に於ける咸南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業の合同等着々統制の實現を見、更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一

年十一月には開城電氣株式會社を、十二年一月には新義州電氣株式會社を合同して西鮮地方の配電事業を平壤府營事業を除くの外全部之を統制した。又南鮮地方には從來約三十の小事業が分立してゐたが、昭和十一年春頃から此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社を設立せしむる爲當局に於て各事業者間の斡旋態度に努めた結果、昭和十二年三月忠清南道・全羅南道及慶尙南道道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に亙る廣汎なる地域の配電事業の大合同の實現を見たのである。

斯の如く電氣事業の統制は發送電事業の創設及配電事業の合同共何れも順調に進捗してゐるが、更に最近に至つては鮮滿國境河川たる鴨綠江本流水力の開發計畫が具體化し、朝鮮總督府との間に於て大體之が基本的協定の成立を見るに至つた。鴨綠江本流水力の發電力は百五十萬「キロワット」以上に達するものゝ想察せられ、且經濟價值も極めて優秀なる故、之が開發を見た曉には鮮滿國境地帶の産業の開發振興に寄與する所大なるものありと期待してゐる次第である。

昭和十二年三月末現在に於ける電氣事業者數は營業用二十一（第三號電氣事業者を含まず）、官廳用二十三、自家用百二十、合計百六十四であつて、營業用電氣事業の概況は左の通りである。

營業用電氣事業

事業者數

資 本 金

拂込資本金

發 電

力

二一

二二二、一〇二、〇〇〇^円

一五四、二七一、一二五^円

一、〇〇六、三八四^{キロワット}

瓦斯事業 瓦斯事業者は從來京城電氣株式會社と朝鮮瓦斯電氣株式會社（昭和十二年三月南鮮合同電

氣株式會社に引繼ぎ經營す）が夫々京城府及釜山府を營業區域として電氣事業を兼營して來たのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府と西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、近く開業の運びにある。

昭和十二年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである。

瓦 斯 事 業

事業 者 數	資 本 金	拂 込 資 本 金	製 造 能 力
二	四四、六八三、〇〇〇 _円	三四、三七八、三七五 _円	三五、五〇〇 _{立方米}
備考 資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。			



橋道人江漢城京



三 地方行政

道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十八府、二百十八郡、二島、六十三邑、二千三百七面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。

産業の特に發達した京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を分掌せしめて居る。

公 共 團 體

道、從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決

機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道税・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徴收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端数は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救済・各種補助及時局對應策たる窮民救済事業である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金で、道税の税目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津である。

府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する

權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府税及使用料手数料 府税は國税たる地税・第一種所得税・營業税・取引所税・道税たる鑛税・戸別税・家屋税・車輛税・特別所得税・不動産取得税の附加税及特別税として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府税を課せない。府は營造物の使用に付使用料を徴收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收することが出来る。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民に爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選擧する、選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は檢査委員の選舉、事務檢査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會に殆んど同様の權限を有する。

邑面 邑面制は大正六年十月發布せられたのであるが、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度に爲つたものである。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は六十三、面の數は二千三百七である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とするのである。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有するに共に、邑面の負擔を分任する義務を

有する。

ハ、邑面税及使用料手数料、邑面税は國税たる地稅・第一種所得稅・營業稅・地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課せない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、邑面の機關及權限、邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑面長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するのである。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見

書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の檢査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長（面長を以て之に充つ）及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齡二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

●●●●●
ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るのである。

學校費、現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正せられた。

イ、學校費 普通學交其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等である。

學校評議會は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選擧する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することとなり、稀に實業補習學校を經營するものもあるのである。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなつたもので、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へられた。

イ、學校組合の設置組合規約及組合員の權利義務　學校組合を設置せんとする場合は發起人區域（府區域を）を定め、其の区域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

ロ、學校組合會議決事項　學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選擧及被選擧資格は組合規約を以て之を定めるのである。組合會議決事項概目左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金額等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手數料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會　組合員の數寡少なる組合其の他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用するのである。

ニ、學校組合管理者に組合吏員　學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たることを原則とするけれども、必要に依り有給を爲すことを得

る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隱料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することが出来る。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費・組合費徵收及寄附又は補助。組合は營造物の使用に付使用料を徵收するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徵收することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要な場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督。學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徵收に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續

費を定め又は變更する事（八）歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしめることゝなす來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ふことゝした。

四 社會事業

權 災 救 助

水害・風害・旱害・雹害・冷害及火災等の非常災害の場合には道費凶歉救済費及恩賜罹災救助基金の利子を以て救済しつゝあるが、右凶歉救済費は併合の際各府郡島に下賜せられたる臨時恩賜金一千七百三十九萬八千圓の利子の十分の一を以て之に充當するものであつて、昭和十二年度豫算額は九萬四千九百十一圓である。又恩賜罹災救助基金は大正元年 明治天皇御大喪に際し 下賜せられたる二十萬圓及大正三年 昭憲皇太后御大喪に際し下賜せられたる十一萬五千圓に國費十萬圓を加へたる四十一萬五千圓を以て大正三年設定せられたるもので昭和十二年度豫算額は三萬二千六百六十七圓である。尙災害の特に激甚なる場合には多額の國費及道費を支出して救済の徹底を期して居る。が又 畏き邊よりも御救恤の資として多額の御内帑金下賜の有り難き恩命に浴しつゝあつて、併合以來昭和十二年四月迄三十八回總額四十三萬七千七百圓の御下賜金を拜受して居る。

賑 恤 救 護

老幼・不具・癡疾又は重病の爲生業を營むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては

恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤をして居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたるものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救済の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつつある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十三萬五千圓の多きに達して居る。因に昭和十二年度豫算は九萬四百十三圓で、昭和十一年度末現在の被救護者は一千九百二十七名である。

行旅病人及同死亡人の取扱は併合の際、下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の分配殘額及其預金中の利子合計二十六萬三千六百五十一圓餘を以て、大正六年設定せられたる行旅病人救護資金の利子及道費救恤費（昭和十二年度道費救恤費豫算額五萬六千三百四十九圓）を以て救護して居るのである。

由來朝鮮に於ける行旅病人及死亡人は部落民又は篤志家を選定して前記資金より生ずる收入を事業經營の設備費及維持費の一部に補助して普及發達を圖りつゝある。昭和十二年九月現在の行旅病人救護所は二十六箇所である。

事業開始以來昭和十一年度迄に補助した金額は設備費に對し三萬九千六百五十圓、維持費に對し十九萬六千四百十七圓餘である。因に現在資金總額は三十二萬一千四百八十七圓餘に達してゐる。

福 利 施 設

一、公・益・住・宅 大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街地に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設營を勸奨した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・海州・春川・興南の九府邑に約五百戸を設置せられてゐる。尙不良住宅(土幕)改善施設として京城府並財團法人保隣會・財團法人和光教園・向上會館に於て簡易住宅を供給しつゝあり。

二、公・益・市・場 食料品其の他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ現在では京城・仁川・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・咸興・元山・清津の十二府及順天・晉州・蔚山・海州・定州・興南・羅南・城津・會寧・雄基の十邑に四十八箇所の市場を有し其の店舗數は一千九百餘、一箇年の賣上高は一千二百十八萬圓餘に達してゐる。

三、共・同・宿・泊・所 無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し生活の安易と産業能率の増進を圖る爲京城・仁川・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設してゐる。

四、簡・易・食・堂 勞働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつつある。

六、公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として廣く利用せらるゝ所で朝鮮に於ても典當鋪と稱せられて古くから普及せられてゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は尠くないのである。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することとし、昭和四年度以來京城（二箇所）仁川・群山・木浦・大邱（二箇所）釜山（二箇所）平壤（二箇所）新義州・元山・咸興・興南・清津・鎮南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して助成指導に努めてゐる。

七、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くることに極めて困難を感じ已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつつある實情で其の蒙る不利益は多く小農金融機關の必要を認められ、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめたのである。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするので、昭和十一年度迄に實施したる資金總額は三百五十萬八百六十五圓に及び勤農共濟組合所は五千六百八十二、組合員數は十五萬九千七百六十三に達してゐる。

勞働者保護

朝鮮でも近時工鑛業の著しき勃興を見つゝあるが勞働者は、概ね農民から轉業したものであるから、極めて淳朴で從來其の數も少く大正六年迄は勞働爭議の如き殆んど見るに足るものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、勞働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者増加し、又同十年頃より財界の不況に向ひては賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十二年頃に至つては社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びた爭議が頻發したのであるが、官憲に於て主義者の殲滅に努めたるこゝ、滿洲事變以來其の轉向を見たるこゝに依り近時爭議は殆んど其の跡を絶つに至つたのである。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要は激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄で爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來

大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝある。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度から公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの九箇所（京城・仁川・群山・木浦・釜山・平壤・新義州・大邱・咸興）、邑營のもの一箇所（宣川）、私設のもの一箇所である。

兒童保護

一、總督府濟生院 孤兒の教養及盲啞者の教育を爲し前者は養育部で後者は盲啞部で行つてゐる。其の概要は左の如くである。

イ 養育部 京畿道楊州郡菁海面孔德里に在る、部内に收容教養する兒童は滿八歳以上のもので乳幼兒は總て里預けとして養育してゐる。而して其の兒童の身心の事情を委託家庭の狀況を考慮して滿十二歳まで預け置き普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒に對しては部内に施設してある四學年制度の普通科に入れ修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ將來忠良な自活の農民を養成することに期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得さすこととしてゐる。昭和十二年九月末現在收容兒童は總數二百八十八名である。

ロ 盲啞部 京城府新橋町に在る、其の教育は普通の教育を施すの外實用方面に重きを置き盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十二年九月末現在生徒は百四十三名である。

二、感化院 感化院は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關であつて大正十三年十月一日開設したもので之を永興學校と云ひ、咸鏡南道文川郡明孝面松田灣所在の元防備隊跡を借用して充當して居る。昭和十二年四月一日現在收容者は百二十六名である。

學科は普通學校程度の學科を課する外農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施して將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

救 療 機 關

總督府の施設としては全羅南道小鹿島に癩療養所（小鹿島更生園）があり、道の施設としては各道廳所在地（京畿道・慶尙南道を除く）及仁川・水原・開城・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晉州・馬山・沙里院・鎭南浦・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎭・北青・城津・會寧の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は出張所を利川・安城に設けて醫院同様救療をなして居る。又國境對岸地方に於ては東間島に在住する朝鮮人の救療を目的とし間島龍井又延吉に道立會寧醫院の出張診療所を設置して居る外、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託して居り、又僻陬地在住の朝鮮

人及鴨綠江對岸地方の朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を爲して居り、琿春地方に於ても同地の信用ある開業醫に救療を委託して救療の徹底を期して居るのである。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は各醫院を通じ昭和十年には患者總數延百五十八萬六千二百三十九人、之が治療日數は延二百五十四萬七千五百五十九日、昭和十一年中には患者總數延百六十八萬二千三十五人、之が治療日數は延二百六十五萬七千五百三十四日を算する狀況である。

而して治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが前記の中施療患者は昭和十年には延人員十七萬三千四十一人、此の治療延日數は三十二萬五千五百二十一日で昭和十一年には延人員十七萬三千百九十人、此の治療延日數は三十三萬五千七百七十四日を算してゐる。

ロ、助産婦、看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが卒業者の多數は官公私立醫院等に就職して何れも相當の信賴を受けつゝある。

入學者の資格は小學校卒業程度とし教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立して同年十月から窮民の

救療を実施したが、各道及府邑面に於ても本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を実施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關の設備がない地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面一箇宛二千百十二箇を増置して其の充實を圖りたり。而して之が内容藥品は毎年更新補充を爲すことゝなした。醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券にて治療するこゝの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。

而して本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年度からは全額を國庫より支出するこゝになり十一萬圓を以て實施して居る。事業開始以來救療延人員は一千百萬餘人の多きに達して居り、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこゝ一般民衆に於ても齊しく聖恩の鴻大なるに感激しつつあるのである。

社 會 教 化

一、地 方 改 良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績が優良であつて他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付してゐるが昭和二年

度より同十一年度までに三百六十團體を助成した。

ロ 勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・叭・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事させ、又冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節約して之を貯蓄せしめたが効果は見るべきものがある。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及産業・土木・教育・救済其の他公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資してゐる。

二、郷校財産 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成つてをり、公共的性質を有してゐる殆ど不動産である。現行の郷校財産管理規程は専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむることになつてゐるが其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽いて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

三、社會教化

イ 心田開發運動 民衆教化の基調を物心兩方面に置き農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導にも意を用ひ、次々の設施を講じ來れるが更に宗教を振起して

民衆に信仰心を培養せしむることをし之が具體策樹立のため從來宗教家・教育家・教化事業關係者を招致して屢々の意見の交換を行ひ一方宗教家の巡回講演並にラジオ放送等を行ひたるが、昭和十一年一月三十日附を以て此の心田開發施設に關する政務總監通牒を發し、その根本精神を示し、次で三月、之が徹底を圖るべく、パンフレット「心田の開發」刊行數萬部を廣く頒布せり。

ロ 青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約三千五百六十、團員數約十二萬三千二百人であつて、内地人團體約百五十、團員數約四千五百人、朝鮮人團體約三千三百二十、團員數約十一萬一千人、内鮮人合同團體約九十、團員數約七千七百人である。内地人側青年團體は其の形式、事業、目的等内地の青年團に擇ぶ所なしと雖、朝鮮人側のものに在つては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はないのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金交付の途を開いた。昭和十一年度迄に助成金を交付したものは四百三十團體である。

次に少年に對しては少年團健兒教育法によつて社會訓練並に内鮮融和の素地を培養することをし之が教育指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導

者實修所を開設し來れるが昭和十二年度に於ても八月右指導者實修所を金剛山に開設して實修を行ひ六四名の修了者を出し（主として學校關係者）少年指導に資する所あり、すでに昭和七年來此の實修を修了せる者三百三名に及べり、本府としては將來此の教育運動に對して可及的助長を圖る方針なり。

ハ 青年訓練所 朝鮮に於て青年訓練所規程を發布したるは昭和四年十月なるが其の後漸次各地に訓練所設立せられ堅實なる發達を遂げつゝあり現在公立訓練所七三、私立訓練所一一、合計八四にして職員數六六八、生徒數三、二六五、其の中朝鮮人生徒一、三一四なり、尙昭和十一年度經費は公立は五六、九七二圓、私立は九、七一四圓、計六六、六八六圓なり。

ニ 巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤儉貯蓄の獎勵・民力涵養等に資してゐる。

ホ 郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依つて廣く行はれた郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものであるが、民風改善・相互扶助等を目的とするものでよく一般の人心を支配し、效果尠なからざるものがあつたのに鑑み、其の精神を復興助成し、時代に即したる機構として之が普及を獎勵することゝした。而して今地方に行はれて居る改良團體、振興團體は殆ど郷約精神を基調とせるものである。

ヘ 婦人の教養施設獎勵 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に俟つ所大なるに

拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものがあるので、其の教養施設の普及獎勵を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期する。同時に、彼等の自覺を喚起する事に努めてゐる。而して優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることをした。昭和十一年度迄に助成金を交付せるものは三百五十一團體である。

ト パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布してゐる。昭和十一年度に於けるパンフレットの刊行は七種類十五萬部にして各方面に廣く配布せり。

チ 體育運動の獎勵 體育運動に依つて青少年の心身を鍛鍊し、明朗快活なる情操を養ふことをし、又一方都會地の青少年團體は運動競技をも通じて思想善導の一助に供せんことを期し、其の施設に對し補助金を交付することとした。昭和十一年度迄に助成金を交付したものは五十八團體である。

リ 活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業・教育・社會事業等の一班を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光文物其の他模範すべき事物を映畫に依つて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信賴の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は教化方面に最も有效の施設であるので益々此の方面に利用することに努めてゐる。

又 儀禮準則の發布 朝鮮は古來より禮の國である、就中冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされておる。尤も冠禮は近時廢れて來たが婚葬祭の三禮は依然として昔ながらの形式を傳へ其の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて其の間諸種の弊累自ら簇生して來た。因つて本府に於ては古來の舊慣を査覈し社會の要求を考慮し、時勢に稽へ民度に照し形式を簡素にし精神に重きを置きて最も適切と認むる婚葬祭の三禮の規準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書換發の日をトし儀禮準則を發布し同時に總督より諭告を發し又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたのであるが、一般民衆も亦久しく渴望してゐた處であるから大いに歡迎實行しつゝあり。

ル 色服の獎勵 從來朝鮮民衆は一般に白衣を好み四季を通じて之を着用するの風があり爲に汚損の度甚しく之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費してゐる。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上に影響する所大なるを以て昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用する様或はパンフレットを印刷配布し、或は工業試験場と連絡を保ち優色染粉には工業試験場の封緘を用ひせしめる等之が獎勵を圖りたる結果近時著しく色服の普及を見るに至つた。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教德化を扶くるのを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられ

たる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することゝした。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

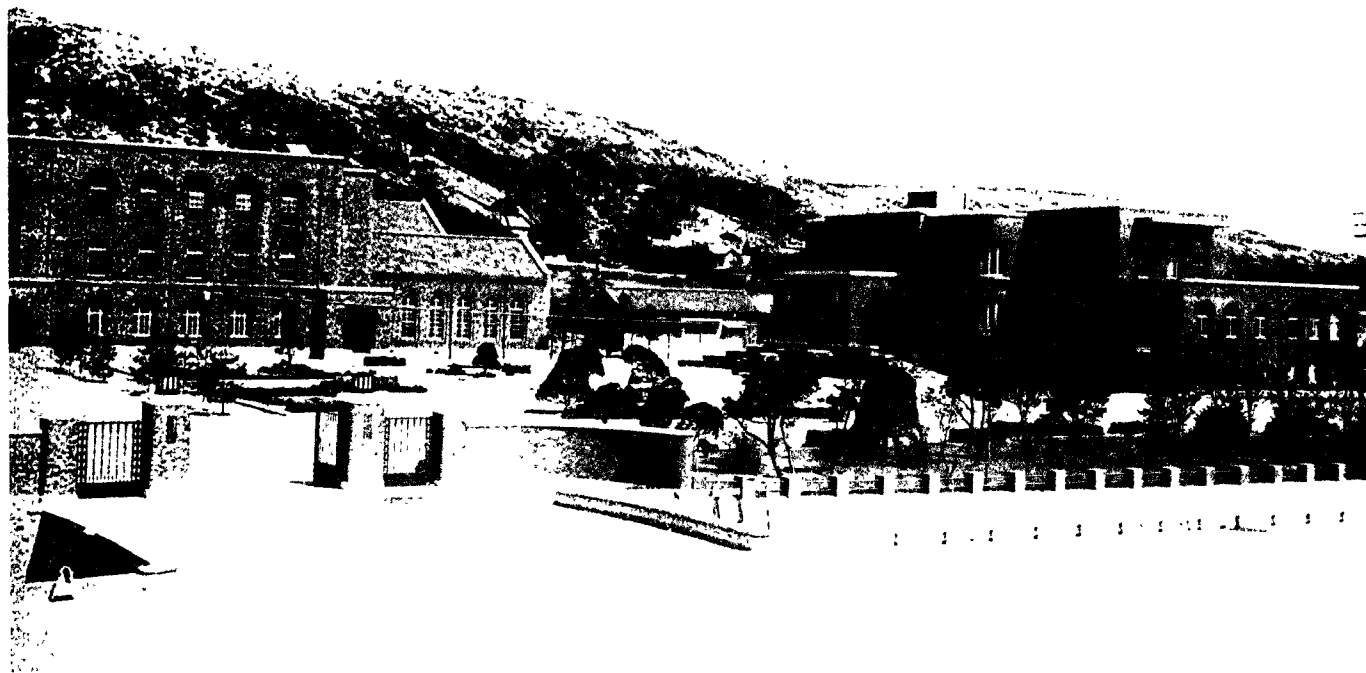
明倫學院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するのを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することゝし、同年五月開院した。本院は修業年限を三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することゝした。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。教科書は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託してゐる。

圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるので、本府に於ては從來之が實現に努めて來たのであるが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手したが速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始した。尙この外各道に互り公私設の圖書館四十六あり、以上全部の藏書數は五十四萬三千九百六十冊にして（昭和十二年度）その閱覽者は昭和十一年度には百五十四萬一千三百九十人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齎す效果少くないと信ずる。

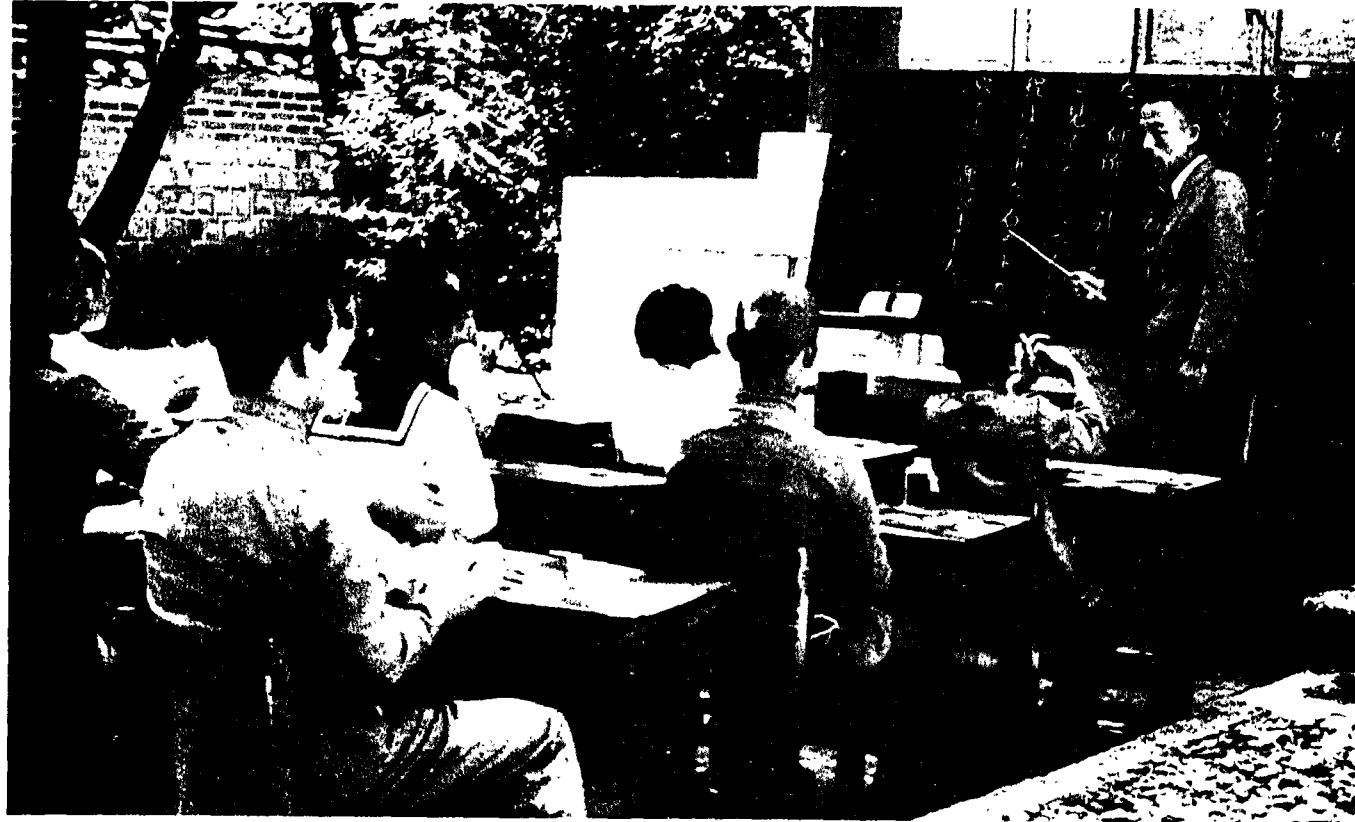
尙總督府圖書館に於ては將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。



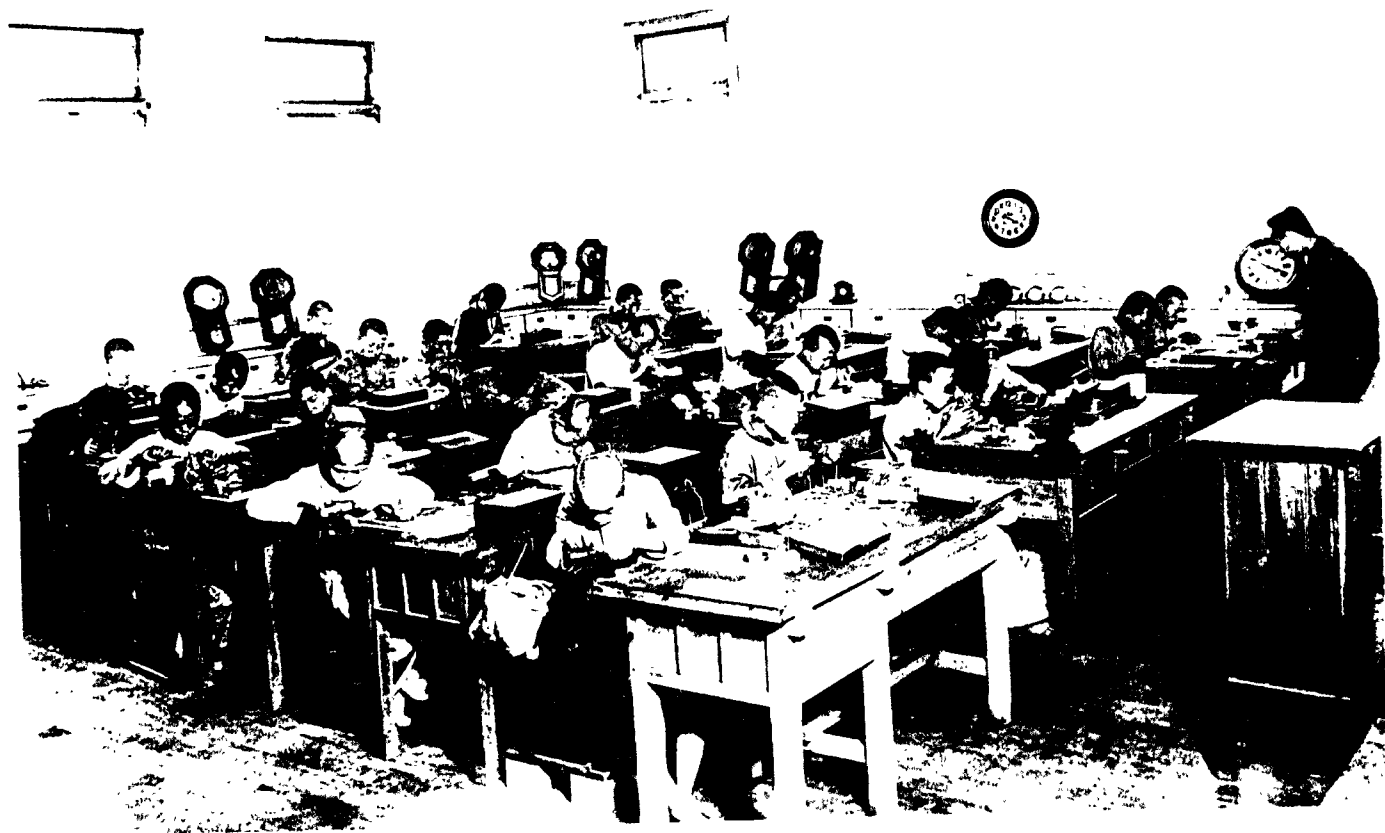
學 大 國 帝 城 京



京 城 師 範 學 校



部 啞 盲 院 生 濟 城 京



東京鐵道學校

五 教 育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人ミの教育は其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の二種に分ち、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開いた。而して實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。

普 通 教 育

一、國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地の學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育ニ何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地ニ同一にして互に

入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の入學を認むることをした。（昭和十二年五月末日現在）

學 校 數	職 員 數	生 數
官立小學校	二	一七
公立小學校	五〇三	二、四四三
公立中學校	一六	三〇一
公立高等女學校	二九	四二四
私立高等女學校	一七	一一、二六八
		六五六

二、國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし

京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし、各府郡に鄉校、各所に書堂があつて教育の機關と爲されて居つた。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したものであつて、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るに足るやうな效果はなかつた。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府が開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教育を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に互りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨

向、民度の實際を考慮して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つたが、時勢の進歩に向學心の旺盛は再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら内地人と朝鮮人とは風俗習慣自ら其の趣を異にするものがあるからして、國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが今や二千六百一校に上り、九十萬一千百八十二人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十

月より之を施行した。

尙昭和九年度より初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け居れるが、昭和十二年五月末現在に於て學校數九百二十七、兒童六萬七十七人を收容して居る。

(昭和十二年五月末日現在)

學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 普 通 學 校	六	二、四四八
公 立 普 通 學 校	二、五〇三	八五八、九四一
公立普通學校附設簡易學校	九二七	六〇、〇七七
公立高等普通學校	一六	八、九二二
公立女子高等普通學校	一一	二、九四八
私立普通 通 學 校	九二	三九、七九三
私立高等普通學校	一一	六、七〇七
私立女子高等普通學校	一〇	四、二〇〇

三、書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したが、其の數各道に互つて頗る多く、遽に廢止することが不可能な事情があるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行

ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十二年五月末書堂數五千九百四十四、教員數六千五百四十三人、生徒數十六萬九千九百九十九人である。

四、幼稚園・幼稚園は昭和十二年五月末に於ける公私立併せて園數三百三十三、兒童數一萬九千九百九十八人である。

實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等があり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は朝鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとした。

近來普通教育の普及に伴つて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所はない。

(昭和十一年五月末現在)

教 育

種 別

學 校 數

職 員 數

七二
生 徒 數

官立專門學校	五	二八八	一、二四〇
公立專門學校	二	六八	五七〇
私立專門學校	八	三一七	二、四四〇
官立實業學校	一	三三	二三四
公立農業(農林・農藝)學校	三一	三八六	六、八二八
公立商業(商工)學校	一六	二九六	六、一一七
私立商業學校	八	一三五	三、四九六
公立水產學校	三	四一	二三〇
公立職業學校	五	七二	一、一一九
私立職業學校	三	三九	七四〇
官立實業補習學校	一	二	一二
公立實業補習學校	一〇七	四一五	五、三五九
私立實業補習學校	八	三一	五七一

大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫

備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。

昭和十一年五月末大學職員六百十五人、學生五百四十二人、豫科職員五十一人、生徒四百四十八人である。

師 範 教 育

師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年四月新に京城女子師範學校、昭和十一年四月に全州師範學校、昭和十二年四月に咸興師範學校の設立を見、昭和十二年五月末では即ち官立師範學校六、職員百八十八人、生徒三千七百五十八人を算する。

在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は六千三百九十七名（昭和十一年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者四千七百七十名、地方在學者一千六百二十七名で、之等學生中最も多數を占むるのは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者である。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたが、大正九年十一月に従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を擧げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたのである。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力してゐる。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年々共に隆盛に向ひ、第十六回展覽會は昭和十二年五月京城に於て開催し出品總數一千二百二十八點に達し、中入選東洋畫四十二點、西洋畫百四十點、工藝品七十二點、彫塑三十一點を出し、會期中觀覽者總數二萬六千七百四十人に及んだ。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。



朝鮮銀行外觀



會合聯合組融金鮮朝



大邱の市景

六 財政及經濟

財 政

歲計 韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたけれども、積弊の致す所容易に掃清することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出が著しく増加の傾向を來たして、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計が一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては該一般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬことにしたけれども、警察制度の改革其他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同

額、同十四年度及昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度同四年度同五年度及昭和六年度に於ては各一千五百萬圓、昭和七年度及昭和八年度に於ては一千二百五十萬圓、昭和九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百十圓、昭和十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、昭和十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓、昭和十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓の補充を受くるに至つた。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	入				出			
	經 常	臨 時	合 計	入	經 常	臨 時	合 計	出
昭和三年度	一九、八四、〇三	四、九〇三、九五〇	二三、七四六、九七九	一六二、八七三、三八一	六〇、八七三、六九八	三三、七四六、九七九		
同 四 年 度	一九五、九七五、〇〇三	五〇、八七七、八四〇	二四六、八五二、八四三	一七六、五五八、六四四	七〇、三九四、一九九	二四六、八五二、八四三		
同 五 年 度	二〇二、〇五七、五四〇	三七、六七二、二四三	二三九、七二九、七八三	一八八、六七三、八二七	五三、〇五六、九五六	二三九、七二九、七八三		
同 六 年 度	二〇六、三三一、五三七	三三、六〇二、〇〇〇	二三八、九三三、六二七	一八六、六二八、四八三	五三、二九五、一三四	二三八、九三三、六二七		
同 七 年 度	一九、四四七、五三四	三九、九三三、九四五	二九、三八一、四六九	一六三、六四四、六四〇	五五、七六六、八二九	二九、三八一、四六九		
同 八 年 度	一八四、四八一、五七八	四七、五四五、三七一	二三三、〇三六、九四九	一七〇、〇九七、二九六	六二、九三九、六五三	二三三、〇三六、九四九		
同 九 年 度	二二、五八八、三八	五六、六九六、三四	二七八、三八四、四五二	一九五、三五五、三三九	七八、二七九、三三三	二七四、六三四、六四二		
同 十 年 度	二四〇、四六三、四三七	四九、八〇三、九八七	二九〇、二六七、四二四	二二〇、九八一、〇七〇	七九、二七六、三四四	二九〇、二七六、四二四		
同 十 一 年 度	二六九、九八八、九四二	五九、〇一四、一〇一	三二九、〇〇三、〇四二	二三四、一四一、四三八	九四、八六一、六二四	三二九、〇〇三、〇四二		

(同) 十二年度 三九、六〇、三七 一〇三、二〇七、七三 四三、八七、六〇 三六、三四、八三 一五、五三、八六 四三、八七、六〇

國債 明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることゝして、明治四十四年三月朝鮮事業公債法が公布されたのである。而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法が公布され、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法が公布され、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ八億四千百五十萬圓に増大したのである。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる様になつたのである。

租稅 租稅は内國稅・關稅・噸稅・出港稅に分けて述べる。
内國稅

イ、所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては(一)朝鮮に資産又は營業を有するとき(二)朝鮮に於て公債社債 朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるとき(三)朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を

有する給與を受けるべきの各號の所得に付本税を賦課するものであつて、第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は（一）朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人（二）所得税法施行地、臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主なる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の税率に依つて其の法人に之を賦課する。但し當分の内朝鮮臨時租税増徴令に依り括弧内税率との差増額に相當する税額を増徴する。其の昭和十二年度に於ける收入豫算額は二百六十九萬七千三百三十五圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人

百分の五（臨時百分の十）

朝鮮に本店を有しない法人

百分の八（臨時百分の十四）

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用する。

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出した金額を超える金額百分の四

同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額 百分の十

同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額 百分の二十

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各税率を適用する。

積立金又は本令に依り所得税を課せられない所得から成る金額 百分の三（臨時百分の四）

其の他の金額 百分の八（臨時百分の十四）

第二種所得税は（甲）朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式會社の預金を含む）の利子又は貸付信託の利益（乙）税令第一條の規定に該当しない者の朝鮮の本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與に付左の稅率に依り之を賦課する、其の昭和十二年度に於ける收入豫算額は九十二萬六千九百九十五圓である。

甲、國債の利子 百分の一

國債以外の公債の利子 百分の三

其の他 百分の三

乙、 百分の五

第三種所得税は第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる稅率に依つて之を賦課する、昭和十二年度に於ける收入豫算額は六百五十六萬九千四百三十圓である。

所得金額	稅率	所得金額	稅率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	千二百圓を超える金額	百分の一・〇
八百圓を超える金額	百分の〇・四	千五百圓を超える金額	百分の一・五
千圓を超える金額	百分の〇・六	二千圓を超える金額	百分の二・〇
三千圓を超える金額	百分の二・五	七萬圓を超える金額	百分の十三

所得金額	税率	所得金額	税率
五千圓を超える金額	百分の三・五	十萬圓を超える金額	百分の十五
七千圓を超える金額	百分の四・五	二十萬圓を超える金額	百分の十七
一萬圓を超える金額	百分の五・五	五十萬圓を超える金額	百分の十九
一萬五千圓を超える金額	百分の六・五	百萬圓を超える金額	百分の二十一
二萬圓を超える金額	百分の八・〇	二百萬圓を超える金額	百分の二十三
三萬圓を超える金額	百分の九・五	三百萬圓を超える金額	百分の二十五
五萬圓を超える金額	百分の十一	四百萬圓を超える金額	百分の二十七

備考 山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分した金額に對し右の税率を適用して算出した金額を五倍したものを以て其の税額とする。

ロ、地稅 昭和十二年度收入豫算額は一千三百七十四萬一千七百八十八圓を算し、租稅收入豫算額六千八百六十七萬五千三百五十九圓の二割強に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)・畑(田)・宅(地)・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者)又は地上權者より徵收する。納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

道別課税地段別地價地稅額納税人員 (昭和十二年一月一日現在)

道 分	段					別	地 價 地 稅		
	田 (畑)	畚 (田)	宅 (地)	池沼	雜種地		地 價	地 稅	納税人員
京畿道	一八一、四〇七	二〇五、七四九	一五、七三九	六〇	二、四三三	〇	一二五、一八三、四九〇	一、七三七、七五三	三〇七、八六七
忠清北道	八四、七三三	七二、二四七	六、四三九	一七	四一	〇	四六、七八三、五四七	七〇一、七五三	一六六、四三七
忠清南道	八一、四八六	一六一、三三一	一一、四二〇	一七	二、〇〇八	〇	九九、七四三、四八三	二、四九六、一五三	二三七、一〇一
全羅北道	六六、六九七	一六七、九九七	九、九九八	一〇三	九七五	〇	九〇、一五九、四八六	一、三五二、三九二	二六〇、五二五
全羅南道	二〇八、八〇八	二〇三、九六六	一六、五八七	九七	四、四三一	〇	二八、五四六、四〇三	一、七七八、一九六	五〇八、八九三
慶尙北道	一七、四八三	一九三、三五一	一五、五〇六	四三	三七一	〇	三二、八四三、一〇一	一、九七七、六四六	五九四、五一四
慶尙南道	九三、三七七	一七三、七〇八	一一、八四一	二六三	六、五四四	〇	二四、〇四八、九五二	一、八六〇、七三四	四五四、九四六
黄海道	四〇六、四六六	一三六、七七八	一三、三八五	八五	五、〇三九	〇	七六、九二六、三八八	一、一五三、八九五	二九六、九九九
平安南道	三三〇、三七七	七五、〇七八	九、〇三五	一〇〇	四、三三五	〇	三八、三〇一、三四一	五七四、五二〇	二三七、七九五
平安北道	三二四、七九一	八八、〇七二	八、八〇六	六	一、二三四	〇	三〇、三五七、一四〇	四五三、八五七	一八三、五七三
江原道	二四七、〇二九	八四、三二二	八、六六八	一四	二七三	〇	三一、一三三、九一五	四六六、七〇八	二二三、七六四
咸鏡南道	三五、三三三	五五、七三三	八、四九三	六三	二、五七五	〇	二一、七〇〇、三九〇	三二七、五五五	二二三、二二三
咸鏡北道	一九五、〇八四	一七一、二一七	三、七六四	三五	一六一	〇	一〇、一〇六、一二三	一五一、五九一	九三、四四九
合 計	二、七三八、七六六	一、六三三、一六六	一六、五五六	八九六	三、六六六	〇	四、五三一、七六二	九四、一八三、七六三	一四、〇二二、七五六

備考 一、地稅は道別地價の合計額に稅率を乗じて算出した。
 二、段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたから合計額に於て符合しない。
 三、〇は單位未滿のものである。

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲げる營業を爲す者に之を賦課する。

一 物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱しないもの、販賣を含む）

二 銀行業 三 保險業 四 無盡業 五 金錢貸付業

六 物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱しないもの、貸付を含む）

七 製造業（物品の加工修理を含む） 八 瓦斯供給業・電氣供給業

九 運送業 十 運送取扱業 十一 倉庫業 十二 鐵道業

（軌道業を含む） 十三 請負業 十四 印刷業 十五 出版業

十六 寫眞業 十七 席貸業 十八 旅人宿業（下宿を含み木賃宿含まず）

十九 料理店業 二十 周旋業 二十一 代理業 二十二 仲立業

二十三 問屋業 二十四 信託業

備考 本稅の昭和十二年度に於ける收入豫算額は二百二十四萬三千六十七圓である、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依つて之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限、第二期を十一月一日より同月三十日限とする。

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率				
		甲	乙	丙	甲	乙
物品販賣業	賣上金額	萬	萬	萬	萬	萬
		分	分	分	分	分
		の	の	の	の	の
		十	八	六	四	二
		二	八	六	四	二

銀 行 業	保 險 業	無 盡 業	金 錢 貸 付 業	物 品 貸 付 業	製 造 業	運送業・印刷業・出版業・寫眞業	瓦斯供給業・電氣供給業	倉 庫 業	鐵 道 業	請 負 業	旅 人 業・料 理 店 業	運 送 業	仲 立 業・問 屋 業・代 理 業・信 託 業	備考 一、物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・白綿布・石油・砂糖及麥粉の卸賣に對
資本金額	社債及借入金額	資本額	無盡掛金額	收入金額	收入金額	收入金額	收入金額	收入金額	收入金額	請負金額	收入金額	收入金額	報償金額	
萬分の一	萬分の一	萬分の一	萬分の三・五	千分の十二	萬分の七	萬分の三	萬分の三	萬分の三	萬分の三	萬分の三	萬分の三	萬分の三	千分の十	
甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙

しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用する。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用する。

二、製造業中の粗摺又は精米に對しては甲の稅率を・製粉・製絲・繰棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用する。

ニ、資本利子稅 本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受ける者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益

乙種 第三種の所得に付納稅義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子
稅率は資本利子金額の百分の二なるも當分の内朝鮮臨時租稅增徴令に依り稅率百分の三としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴する。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は九十九萬四千七百七十四圓である。

ホ、法人資本稅 本稅は朝鮮法人資本稅令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の資本(二)法人資本稅法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、朝鮮に資本を有するとき其の資本に付賦課するものであつて稅率は資本額の千分の一である。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は五十三萬五千四百三十七圓である。

ヘ、外貨債特別稅 本稅は朝鮮外貨債特別稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の

外貨債利子額に賦課するので外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額を越ゆる金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とするのである。昭和十二年度に於ける本税の收入豫算は五萬八十六圓である。

ト、鑛税 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛産税は鑛産物の價格百分の一の割合を以て課し（金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛）鑛區税は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す（千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す）。但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登録のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十二年度に於ける本税の收入豫算額は百八十二萬四千四百四十二圓である。

チ、相續税 昭和九年五月に公布された朝鮮相續税令に依り、被相續人又は相續人が日本の國籍を有する者である否を問はず、朝鮮に在る相續財産に付之を賦課する、其の課税標準税率課税方法等は概ね内地に於ける相續税と異ならない。昭和十二年度に於ける本税の收入豫算額は三十二萬三千五百三十圓である。

〔税率〕

家督相續又は戸主相續

税

率

課税價格

家督相續であつて相續人が被相續人の家族である直系尊屬であるとき、戸主相續であつて相續人が被相續人の直系尊屬にして男であるとき

家督相續であつて相續人が被相續人の指定した者、民法第九百八十二條に依り選定された者、被相續人の家族である直系尊屬若しくは入夫であるとき、戸主相續であつて相續人が其の他の者であるとき

家督相續であつて相續人が民法第九百八十五條に依り選定された者であるとき

財政及經濟

五千圓以下の金額	千分の五	千分の六	千分の八
五千圓を超える金額	千分の六	千分の七	千分の十
一萬圓を超える金額	千分の七	千分の八	千分の十五
二萬圓を超える金額	千分の八	千分の十	千分の二十
三萬圓を超える金額	千分の十	千分の十五	千分の二十五
四萬圓を超える金額	千分の十五	千分の二十	千分の四十
五萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の五十
七萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十	千分の六十
十萬圓を超える金額	千分の三十	千分の四十	千分の七十
十五萬圓を超える金額	千分の四十	千分の五十	千分の八十
二十萬圓を超える金額	千分の五十	千分の六十	千分の九十
三十萬圓を超える金額	千分の六十	千分の七十	千分の百
四十萬圓を超える金額	千分の七十	千分の八十	千分の百二十
五十萬圓を超える金額	千分の八十	千分の九十	千分の百三十
七十萬圓を超える金額	千分の九十	千分の百	千分の百四十
百萬圓を超える金額	百分の百	千分の百十	千分の百五十
二百萬圓を超える金額	千分の百十	千分の百二十	千分の百六十
三百萬圓を超える金額	千分の百二十	千分の百三十	
五百萬圓を超える金額	千分の百三十	千分の百四十	

遺産相續又は戸主相續を伴はない財産相續

課 税 價 格	税 率		
	相續人が直系 尊屬であるとき	相續人が配偶者又は 直系尊屬であるとき	相續人が其の他 の相續人であるとき
千圓以下の金額	千分の十	千分の十二	千分の十七
千圓を超える金額	千分の十二	千分の十四	千分の二十
五千圓を超える金額	千分の十四	千分の十七	千分の二十五
一萬圓を超える金額	千分の十七	千分の二十	千分の三十五
二萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の四十五
三萬圓を超える金額	千分の三十五	千分の四十五	千分の六十五
四萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十五	千分の五十五
五萬圓を超える金額	千分の四十五	千分の五十五	千分の七十五
七萬圓を超える金額	千分の五十五	千分の六十五	千分の八十五
十萬圓を超える金額	千分の六十五	千分の七十五	千分の九十五
十五萬圓を超える金額	千分の七十五	千分の八十五	千分の百五
二十萬圓を超える金額	千分の八十五	千分の九十五	千分の百二十五
三十萬圓を超える金額	千分の九十五	千分の百五	千分の百三十五
四十萬圓を超える金額	千分の百五	千分の百二十五	千分の百四十五
五十萬圓を超える金額	千分の百十五	千分の百三十五	千分の百五十五
七十萬圓を超える金額	千分の百二十五	千分の百五十五	

百萬圓を超える金額	千分の百三十五	千分の百四十五	千分の百六十五
二百萬圓を超える金額	千分の百五十	千分の百六十	千分の百八十
三百萬圓を超える金額	千分の百六十五	千分の百七十五	千分の百九十五
五百萬圓を超える金額	千分の百八十	千分の百九十	千分の二百十

り、酒税 本税は酒税令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算額一千九百七十九萬二千七百四十九圓である。

本税令に於て酒類と稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

- 一 釀造酒 清酒・濁酒・麥酒と稱する類にして醗其の他の醗酵液より製成したもの
- 二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精と稱する類にして醗其の他の醗酵液・酒類・酒精其の他の物より蒸餾して製成したもの
- 三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨蘘酒と稱する類にして釀造酒又は蒸餾酒の一種と他の釀造酒若は蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの

酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒税を課する。

一 釀造酒		
朝鮮酒たる濁酒	一石に付	三圓四十錢
朝鮮酒たる藥酒	一石に付	十圓三錢

麥 酒 一石に付

其の他の醸造酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

二 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの

原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの

原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの

原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの

三 酒 精

四 再 製 酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

十 九 圓

一石に付 三十三圓

一石に付 {三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額}

一石に付 十五圓

一石に付 {十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一箇毎に八十八錢を加へたる金額}

一石に付 {二十三圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額}

一石に付 {三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額}

一石に付 {原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢}

一石に付 三十三圓

一石に付 {三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額}

ヌ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算額は二十五萬二千六百十四圓である。

本税令に於て清涼飲料と稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より搬出せられ又は保稅地域より引取らるゝものに對し其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料税を課する。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其の他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 壘詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓

ル、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算額は三百八萬八千八百九十二圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものとする。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るとき其の引取人より左の割合に依つて砂糖消費税を徵收する。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

甲 樽入黒糖

百斤に付

九十 錢

乙 樽入白下糖 但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は

一部の新式機械に依つて製造したるものを除く 百斤に付

一圓八十 錢

丙 其の他のもの

百斤に付

二圓二十五 錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖

百斤に付

四圓五十五 錢

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖

百斤に付

六圓七十五 錢

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖

百斤に付

七圓七十五 錢

第五種 氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其の他類似のもの

百斤に付

九圓五十 錢

二 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分の蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの

百斤に付

二圓七十 錢

乙 其の他のもの

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付
七圓七十五 錢の割合を以て算出したる金額

第二種 甜菜を原料として砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの

百斤に付 四十五錢

乙 其の他のもの

百斤に付 一圓十五錢

第三種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

百斤に付 九十錢

乙 其の他のもの

百斤に付 二圓二十五錢

三 糖 水

百斤に付 六圓七十五錢

ヲ、揮發油稅 本稅は揮發油令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算は五十二萬三千十二圓である。本稅に於て揮發油を稱するものは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。揮發油を製造又は販賣せんとするものは製造場又は販賣所一箇所毎に政府に申告を要する。製造場又は保稅地域より揮發油を引取るべき引取人より左の割合に依つて揮發油稅を徵收する。

一キロリットル 十三圓二十錢

ワ、骨牌稅 本稅は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に

於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌稅を免除せられる。尙本稅の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

カ、取引所稅 取引所稅は取引所稅令に依つて之を賦課する 昭和十二年度收入豫算五十三萬二千八百八十圓である。取引所稅は株式組織の取引所に賦課する取引所稅と會員又は取引員に賦課する取引稅とより成つてゐる。取引所稅は賣買手數料に對し、取引稅は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日迄に徵收する稅率は左の割合に依る。

取引所稅 賣買手數料收入金額の百分の十

取引稅

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以つて履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・六

乙 其の他のもの

萬分の〇・八

第二種 有價債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以つて履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの

萬分の二・〇

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ履行期に於てのみ差金の授受に依りて決濟を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の二

賣買を解約するも取引税は免除せず（國債證券の賣買取引には取引税を課せず）

ヨ、登録税 本税は朝鮮登録税令に依つて（一）不動産に關する登記を受けるとき（二）船舶に關する登記を受けるとき（三）船舶の登録を受けるとき（四）海員の身分に關する登録を受けるとき（五）工場財團登記簿・礦業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき（六）商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受けるとき（七）商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき（八）法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき（九）礦業權に關し礦業原簿に登録を受けるとき（十）漁業權に關し漁業權原簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものを爲したのである。其の内主なる不動産に關する登記を受ける者に對しては左記の區別に従つて之を賦課するものとしたのである。

一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五

二 贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十五

三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三

- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因つて受ける不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超え
るものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第
二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の七
分の一
- 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分であつて特に掲げないものに付ては債權金額の千分の四
- 十六 抹消した登記の回復は不動産每一箇四十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢

十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

タ、印紙税 本税は印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依るゝ規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿と類似の効力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとしたのである。

レ、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が正貨準備發行高及一億萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に依つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其の他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するとき、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合（割合は其の時々之を定む）を以て之を賦課する。昭和十二年度に於ける本税豫算額は二萬四千五百三十一圓である。

ソ、徵收 國税の徵收は國税徵收令の規定する所に據る。而して徵税機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた税種に限つて、府邑面（法）をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面（法）をして徵收させる税目は國税徵收令施行規則の規定に依つて地稅・第三種所得稅・營業稅乙種資本利子稅・第三種特別稅とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面（法）をして徵收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるを認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

關稅

イ、輸入稅 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅据置の宣言に基いて、舊韓國政府と通商各國との協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は内地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては其の産業、民度其他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に內鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措施を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へたのである。昭和十一年度中に於ける輸入稅收入額は一千百三十八萬三千二百八十四圓である。

ロ、移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に內鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源である移入稅を撤廢す

ることが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出来なかつたばかりでなく、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、税率の三分の一を減じて之を從價五分としたのであるが、最近財界の好轉に伴ふ一般歳入の自然増加及昭和九年度より實施の税制整理に依る増收、産業界好況等に依り昭和十二年移入税の輕減及廢止に關する制令を公布し、昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の税率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢することとしたのである。

尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正九年移入税の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税、消費税及出港税に關係のない貨物は沿岸何れの地でも出入することの出来る様にし、移入税、消費税及出港税に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方の主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に税關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障の來ない様にしたのである。昭和十一年度中に於ける移入税收入額は五百四十三萬一千六十七圓である。

噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關税と同様併合當

時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依ることに改めると同時に、朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないことにしたのである。昭和十一年度中に於ける噸税收入額は五萬八千二百四十七圓である。

出・港・税

出港税は内地・臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地、臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとす。其の課税物件及税率は左の如くである。

一、課税物件

移出先に於て内國税を課する物品、但し揮發油及北支事件特別税法第二十條に掲ぐる物品並に移出先に輸入する場合に内國税を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く

税率

移出先に於ける内國税の税率と同一の税率

二、課税物件

朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低い税率に依つて輸入税を課し又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若ば無税と爲した物品

税率

輸入税を免除し又は無税と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と同一の税率、其の他の物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と朝鮮に於ける輸入税の税率との差に相當する税率

三、課税物件

帝國內に於て製造した左記織物製品、但し既に使用したもの及移出先に於て内國税を課さない織

物を以て製造したものを除く

衣服・帽子・帶・足袋・蚊襪・浴巾・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寢具

稅 率 課稅物件の原料として使用した織物の價格の百分の九

四、課稅物件 朝鮮に於て砂糖又は糖水を原料として製造したる菓子又は糖菓中に含有する蔗糖

稅 率 百斤に付 六圓五十錢

昭和十一年度中に於ける出港稅收入額は十二萬九千二百三十八圓である。

通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券であつて、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法が朝鮮内に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て引換を爲した。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣 千円	韓 國 錢 千円	日 本 銀 行 券	合 計 千円
昭和四年末	1	九、六三三	六	1	九、六四九
同 五年末	1	八、二四四	六	1	八、二五〇
同 六年末	1	七、三二四	六	1	七、三三〇
同 七年末	1	八、〇〇一	六	1	八、〇〇八
同 八年末	1	八、五四九	六	1	八、五五五

同	九 年 末	—	九、〇三〇	—	九、〇三〇
同	十 年 末	—	九、二四	—	九、二四
同	十一年末	—	九、六三	—	九、六三
同	十二年六月末	—	九、六二	—	九、六二

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は所謂屈伸制限法に屬し、其の保證準備發行制限額は一億圓である。尙大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、昭和十年十一月滿洲國國幣價值安定並に幣制統一に關する帝國の國策が決定せられ、其の結果朝鮮銀行は滿洲國內に於ける業務には可及的國幣を使用することになり在滿支店（關東州を除く）に於ける朝鮮銀行券の發行は漸次減少したが、更に昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を滿洲興業銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになった。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行して來たのであるが、在滿支店の撤廢に伴ひ之亦滿洲國內より漸次引上げられることゝなつた。

金 融 機 關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが七、内地に本店を有するものが三ある。朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を營む朝鮮信託株式會社があり、其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられて、從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。昭和十二年八月末に於ける資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並に銀行券を發行する外、左の業務を營む。

(一) 爲替手形其の他商業手形の割引 (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲替手形金の取立 (三) 爲替及荷爲替 (四) 確實なる擔保ある貸付 (五) 諸預り金及當座貸越勘定 (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換 (八) 擔保附社債信託業務 (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に由つては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出來るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店出張所十三を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・大阪西區・大連・旅順・青島・上海・天津・北平・天津旭町・米國紐育に支店又は出張所がある。尙滿洲國には安東縣・奉天・新京・哈爾濱・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵

嶺及四平街に支店を其の他十箇所に派出所を設置してゐたが、昭和十二年一月一日之等各店を滿洲興業銀行に引繼いで滿洲國から撤退した。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政下貸付金	借入金	預金	貸出金	銀行發行高
昭和十一年末	40,000 千円	25,000 千円	7,701 千円	80,995 千円	15,334 千円	42,143 千円	49,320 千円	30,353 千円
昭和十一年末 鮮内	—	—	—	—	—	—	71,855	不詳
昭和十二年 總括	40,000	25,000	8,101	80,960	15,366	291,338	399,200	151,467
昭和十二年 鮮内	—	—	—	—	—	83,044	145,822	不詳

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係のないものを除く。

朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は三千萬圓で本店を京城に置き、疆内樞要の地に支店五十五、出張所三、派出所七を置いて左の業務を営み、尙大阪に支店一を設置した。本行は左の業務を営む。

(一)五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付
(二)五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付(三)法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付(四)農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付(五)公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付(六)金融組合・漁業組合其の他營利を目的としない産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付(七)朝鮮の產物又は朝鮮の產

業上必要な貨物を質とする貸付（八）國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（九）爲替及荷爲替（十）公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受（十一）擔保附社債に關する信託事業（十二）預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すばかりでなく朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り（但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない）債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	債券 發行高	預金	貸出金	政下 貸金
昭和十一年末	30,000 千円	35,000 千円	14,483 千円	36,232 千円	130,503 千円	488,133 千円	1,460 千円
昭和十二年六月末	30,000	35,000	15,083	343,355	118,301	485,905	1,460

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城府に、釜山府に支店及出張所、平壤府・仁川府・咸興府・光州府・群山府及本浦府に支店を置き、更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店とする。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	預積金	貸付金	所有 有價證券	預け金
昭和十一年末	五、〇〇〇 千円	二、五〇〇 千円	六七〇 千円	四、七七七 千円	二六、〇五三 千円	三九、九七一 千円	二、三三七 千円
昭和十二年六月末	五、〇〇〇	二、五〇〇	八〇〇	五七、一〇一	二六、九六〇	三〇、三三三	三、六三三

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立が増加したばかりでなく、内鮮人間の經濟關係が密接なるに随つて、内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十二年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが七、其の支店出張所が百二、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十二年六月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九、九三五 千円	四、九七五 千円	三、一三三 千円	一五 千円	五、一三三 千円	二六、一八九 千円
漢城銀行	三、〇〇〇	一、八七五	六三	一	二六、八四四	三六、四六〇

財政及經濟

東一銀行	四、〇〇〇	二、七五	九〇七	一五、〇一九	二一、三三
海東銀行	二、〇〇〇	一、〇〇〇	八三	二、〇五三	二、五七一
湖南銀行	二、〇〇〇	一、八七五	五八	七、一七六	九、三七五
慶尙合同銀行	二、三五〇	一、三三一	二六四	四、二三九	六、五二六
大邱商工銀行	一、〇〇〇	三五〇	七	五、四五五	五、九七一
第一銀行支店	—	—	—	三〇、一二	一七、三九七
安田銀行支店	—	—	—	一五、一八七	一〇、六五七
三和銀行支店	—	—	—	六、二九〇	二、六八六
合 計	二四、一七五	一三、九八一	四、六六三	一六、五一七	一七、〇四六
昭和十一年末	二四、一七五	一三、九八一	四、六六三	一六、五一七	一七、〇四六
昭 和 十 一 年 末	二四、一七五	一三、九八一	四、六六三	一六、五一七	一七、〇四六

備考 香港上海銀行代理店一箇所あるも掲記せぬ。

本、信託會社 朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代が出現するに及んで、本業を営むものが簇出し、爾來漸増したが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を営むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐたが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され(昭和六年十二月一日より施行)此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟(京城)^(以上)・群山^(群)・南朝鮮・釜山^(釜山)^(以上)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託^(京)が設立されてから、同社は

昭和八年九月群山信託を買収したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買収を完了して、支店を群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興に設置した。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資 本 金	拂込資本金	積 立 金	各種信託受託高
昭和十一年末	10,000 千円	2,500 千円	1,500 千円	6,340 千円
昭和十二年六月末	10,000	2,500	2,300	7,340

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立した。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、産業を助長したこま少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至つて準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改

正して整備する所があつたが、之の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
 - 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
 - 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
 - 四 組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出来る。
 - 五 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に掲げる業務を行ふ。
 - （イ）組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
 - （ロ）組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
 - （ハ）朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
 - （ニ）組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り金をすること
 - （ホ）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること
 - （ヘ）供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。
- 尙都市組合は右（イ）號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟 出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六六	二〇六	一、五三〇、七四六	九、九九三 千円	一八、九七三 千円	二八、三四〇 千円	四九、二六七 千円	二二、二九三 千円	二〇七、二八八 千円
都市組合	三	三	七五、九八	二、一三三	四、一六八	九、四八〇	二五、二七六	五三、〇九三	四一、七六七
計	七〇八	二〇九	一、六〇六、六四	一二、一三六	二三、一四一	二七、七三〇	七四、五四三	一六四、三六六	二四九、〇五五

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すのは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、義務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。

- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を

行ふ。

(一)會員に必要な資金を貸付すること(二)會員に對して手形の割引を爲すこと(三)會員の爲に爲替業務を爲すこと(四)會員からの預り金をすること(五)會員に對して業務上の指導をすること(六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を図ること(七)會員の職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十二年六月末現在)

支部數	會員數	拂込資金	諸積立金	貸下金	借入金	金融債券	預り金	貸出金	預け金
二三	七六	二、六六 千円	一、〇九 千円	三、六〇 千円	三、四六 千円	二四、七九 千円	六、六三 千円	一三、二五 千円	二、四九七 千円

り、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、從つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を図り以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することゝなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

殖産契は部落其の他之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を図る爲共同の事業を爲すを以て目的とする。非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。

二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融

組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

三、契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共済事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四、契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

今昭和十二年三月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

殖産契指導金融組合數

二九五

所屬殖産契數

一、二七一

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層總應させるやう昭和六年六月準據法令の改正を行つて益庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。

無盡會社業務概況 (昭和十二年六月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
三五	六、四四〇、〇〇〇 _円	二、四九七、〇〇〇 _円	二、三七三、二六 _円	二、一〇七	二九、九八一	一、七二、五八六、一三〇 _円



忠北に於ける菸草栽培状況



況狀蔘人鮮朝るけ於に城開



朝鮮人參



仁川に於ける日製鹽狀況

七 專 賣

煙 草

煙草は朝鮮に於ける重要な財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月初朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難なのであるのに、當時朝鮮の民度及慣習を考察するときは直に之を執行するに至るを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を遂ふて制度の完璧を期することとしたのである。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種とし製造煙草の賣行増

進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つたのである。而して昭和十一年度は平安北道及咸鏡北道を除く十一道、二府八十八郡、四百五十二箇面に亘り、耕作人員一〇八、六四七人、面積一七、五三三町歩を耕作し、收量二〇、六二六、三四九石、賠償金六、二四二、一九八圓となつた。而して專賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金の交付等を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある。今後適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ三千五百餘名を算し、此等職工に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等政府の諸施設の完備せるが故に、職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

十二年九月現在製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ピジョン・銀河・かちぎき・みぎり・蘭・マコー(以上十本入)メープル・さくら(十五本入)圓罐カイダ・ピジョン・銀河(以上五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(五十五瓦及三十瓦入)禧煙(百四十瓦入)の十九種である。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて、屢々販賣機關の配置變更は行はれたが、昭和十一年度末現在に於ける販賣官署は地方專賣局四、出張所二十三である。煙草販賣に付ては從來煙

草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることゝなつた。其の後も引續き販賣所區域に變更があり、其の結果昭和十一年度末現在に於ては販賣所數は二百八十六箇所ゝなつた。

昭和十一年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年 度	鮮 内 品			輸 入 品			移 入 高			賣 渡 價 額
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻	葉 卷	細 刻		
昭和十一年度	一七、九二	五、〇〇、三六	一六、三八、〇九	五五	一、三五四	一八六	一七四	三、七九	四七、八〇五、八三四	円

人 蔘

人蔘は朝鮮では、殆んど各道に亘つて産出するのであるが、古來高麗人蔘と稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

昭和十一年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

專 賣

專賣

一一六

年 度	水蔘收納高	製 造 高		販 賣 金 高		計
		紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	副 産 物
昭和十一年度	一五、〇六三 斤	元、八三〇 斤	一五、四四六 斤	一、五五〇、三三三 円	元、二三元 円	四三、〇〇〇 円
						一、八三三、四三三 円

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ないもので、其の製法に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を掻きこり單に日光に乾して製造するのである。

紅蔘は價高く、白蔘は價安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ幼稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五、六年頃から漸次安價な支那天日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を増加するに至つたのである。依て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試験は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營

し、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかかり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通りの擴張を爲し得なかつたが、輒近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一次擴張計畫）として一千一百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したもの九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更に五箇年繼續事業（第二次擴張計畫）として一千一百町歩の擴張を爲すこととして所期の目的達成に努めつゝあり、而して昭和十一年度末に於ける鹽田面積は三千六百三町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟用化と相俟つて遠からざらず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬疋であるに對し、官鹽の供給力は一億六千六百萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千六百萬疋を見込むも、尙一億四千六百萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ狀態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無稅となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であると共に、一面自由輸入の爲に市場に於ける競争を誘發して生活必須品である鹽をして投機の目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不圓滑や鹽價の亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去すること共に鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸入に付ては管理制度を採ることとして、昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなつたのである。之に依つて政府は輸入鹽の管理

官營鹽田の生産鹽を併せて其の統制下に置くこととなり、茲に鹽政の確立を期するに共に其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

以上は食糧用鹽の一般であるが、輒近朝鮮に於ける資源の開発に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業に關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として紅海地中海方面沿岸から既に三萬噸程度の輸入を爲し、引續いて年額五萬噸内外を輸入する計畫があり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業用鹽に付ても速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる次第である。

天 日 鹽 生 産 高

年 度	廣 梁 灣 (徳洞、貴城を含む)		朱 安 (南洞、君子を含む)		南 市		合 計	
	面 積	生産高	面 積	生産高	面 積	生産高	面 積	生産高
昭和十一年度	一、六〇九町	九三、四七四千担	一、四七一町	六三、六六七千担	四八三町	一九、三〇五千担	三、六〇三町	一七五、四四六千担

備 考

- 一、昭和十一年度は製鹽上天候不良にして生産減を見たのである。
- 二、面積は製鹽作業を行ひたるものゝみを示したものである。

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、政府に阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製藥業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出来たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して救療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。尙罌粟の栽培區域は京畿・江原・咸南・咸北の四道であつて昭和十年度收納阿片は二萬七千三百五疋餘りである。

	鹽酸モルヒネ	鹽酸デアセチルモルヒネ	醫藥用阿片	計
製 造	〇 瓦	〇 瓦	一一、九〇〇 瓦	一一、九〇〇 瓦
販 賣	五四、七六五	二、五六〇	一一、三〇〇	六八、六二五
備 考				

麻藥の中毒者激減に伴つて當局の賣下高減少し在庫品豊富の爲昭和十一年度は麻藥の製造を中止した。



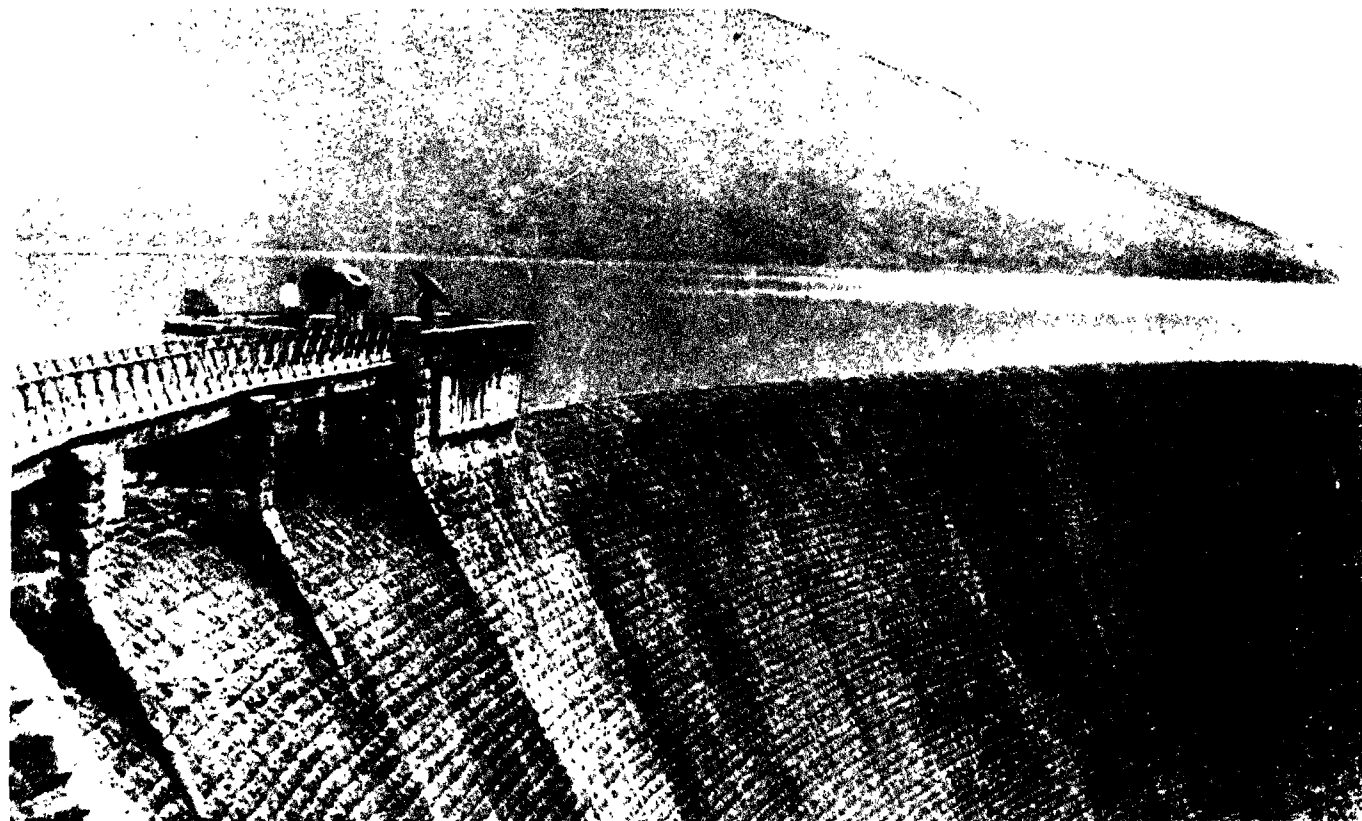
育例羊緬るけ於に鮮北



濟州島放牧狀況



河南於日棉採取狀混



防提池水貯合組利水試益北平

八 農 業

土 地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が強いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分の爲屢々旱害を被ることがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である、產米増殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に亙り土地改良事業を施行することゝなつたが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することゝなつたが、昭和九年五月内外兩地の米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採つた。昭和十一年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の通である。

畝		田		土地臺帳未登録見積面積	
一 毛 作	二 毛 作	計	計	畝	田
一、二〇〇、二六六・一町	四四九、五三〇・三町	一、六六九、七九六・四町	二、七三六、九三三・三町	四、四三六、七六九・七町	二八、六九九・九町
				四八、五五四・四町	四七五、七〇〇・四町

土地臺帳未登録見積面積			
自作	畝	田	畝
	田	田	田
小作	畝	田	畝
	田	田	田
五元、六六四町 一、三七、七〇・六 一、五〇、四〇〇・〇 一、五九、七三・七 八、五七・二 三三、四六・九 二〇、一三三・七 一四、九三・五			

國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は未だ正確な調査を爲したものがないけれども、概算九十萬町歩に達する見込で、咸鏡南北及江原道地方には一箇所で數百町歩に亙るものがある。國有未墾地利用法は此等の未墾地の利用を獎勵する趣旨を以て制定したもので、處分の敏捷さ、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要があることを認めた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利なことを認められ、之を田・畝に開墾するもの多く、昭和十一年度末現在に於ける附與拂下は一萬四千七百五十九件、面積二萬九千五百四十九町歩であつて、現在貸付許

可中のものは二千三百五十件、面積一萬七千三十三町歩に達してゐる。

公 有 水 面（干潟及沼澤）

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたものゝ内比較的大面積のものゝ多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少ない。之が利用に當つては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内地改良基本調査計畫に依る開闢見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開闢し得る面積は二萬八千百三十七町歩である。

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明確にしたものである。

公有水面は周到な用意の下に利用を圖るならば、營利事業として充分の價值を有するものなるに共に、國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處が少くないので、從來有力な企業家に於て之を利用しやうとする者が多い。

昭和十一年度末現在に於ける竣功認可は二千七百五十二件、面積三萬五千三百四十四町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千八百七十七件、面積三萬六千九百九十五町歩である。

農業者

農業者の状況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴収するのを普通とする。小作料徴収の方法は概ね(一)秋收期に検見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くものゝ三種がある。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十一年度農業者は左の通である。

農業者戸數			
自作	自作兼小作	小作	純火田民
五、四六、三三七戸	七、七、八四九戸	一、五八、三、三三戸	七、四、七七戸
内地	朝鮮	滿洲國人及中華民國人	被傭者
八、〇三二戸	三、〇四、六二四戸	二、八五九戸	三、〇五、五〇三戸
計			三、〇五、五〇三戸

備考 本表中被傭者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

農 産

イ、米・農業生産額中首位を占むるものである。然るに總督府始政當時番の荒蕪甚しく、反當りの收量少く、又品質劣等であつた爲、改良増殖を圖つた結果、今日では收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和十一年に於て一千九百四十一萬石、輸移出高八百四十七萬石、其の價額は二億五千九十五萬圓に達するに至つた。

ロ、大豆・品質收量共に佳良で、各道到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比較するに蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれてゐる。昭和十一年中の輸移出額は百二十五萬石、其の價額二千三百四十七萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥・大麥・小麥及裸麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候溫暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額は益々増加する狀況である。

ニ、粟・西北部の主要畑作物であるが、該地方の常食品として重要視され、其の栽培は古より盛に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十一年中には百三十四萬石、價額二千二百七十萬圓の輸移入があつた。

主要農作物作付段別及收穫高 (昭和十一年末)

農業

一二六

作付反別				收穫				一段歩收穫高			
水	稻	陸	計	水	稻	陸	計	水	稻	陸	計
一、五八、一七六	三、一六六	一、六〇一	三、四六六	一九、一七四	二、六六	二、三六、四七	一九、四一〇	一、三三	〇、七三		
大	麥	小	麥	大	麥	小	麥	大	麥	小	麥
八六、三三・九	三三、五三・三	二〇五、六四・七	六八、一三、六六	一、六五、三三	一、九六、二七	〇、九一	〇、四八	〇、九一	〇、四八	〇、九一	〇、四八
作付反別				收穫				一段歩收穫高			
大	豆	小	豆	大	豆	小	豆	大	豆	小	豆
六七、四七・一	二二〇、三〇・四	九八、五五・五	三、九四、三五	七五、〇九	五、〇六五、〇九六	〇、四二	〇、三三	〇、四二	〇、三三	〇、四二	〇、三三
作付反別				收穫				一段歩收穫高			
大	豆	小	豆	大	豆	小	豆	大	豆	小	豆
六七、四七・一	二二〇、三〇・四	九八、五五・五	三、九四、三五	七五、〇九	五、〇六五、〇九六	〇、四二	〇、三三	〇、四二	〇、三三	〇、四二	〇、三三

木、甘藷 南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。
 へ、馬鈴薯 北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝあり。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て、近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黄州・鎮南浦・平壤・咸興・徳源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。
 其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿とす。
 チ、蔬菜 従来白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ成歡甜瓜、開城・京城白菜

の如きは其の尤なるものである。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

●**棉花** 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南北道及平安南道は其の主産地にして、全羅北道・忠清南北道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太くして短く彈力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を獎勵せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸なりしに、昭和十一年には作付反別十六萬四千二百三十五町歩、其の栽培戸數九十五萬五千六百二十七戸の多きに達し、尙陸地棉に不適なる地方即京畿道・江原道の一部及黃海・平安南北には在來棉を獎勵栽培せしめ、昭和十一年に於ては其の作付總面積六萬四千三百五十一町歩、栽培戸數二十九萬百三十戸に及んだ。而して昭和十一年は半島の中部以南陸地棉地帯に於ける天候甚だ不順なりし爲未曾有の凶作を示した。同年末棉作付反別・收穫高及輸移出額は左の如し。

作付	段別	收穫高			輸移出高
		陸地棉	在來棉	計	
陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計
一六四、三三・三町	六、五五・〇町	三八、五六・五町	八九、三三・四町	四七、九三・七町	一三七、七五・二町
備考	輸移出高は繰綿打綿の合計とす。				三三、四六・〇町

蠶業

イ、桑苗 從來桑樹は山桑又は在來桑のみで、蠶兒の飼料としては不適なもの多く、加之繁殖法も採木接木の方法に依るこもなく、種實より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力するに共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵した。斯くして現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性强き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施した結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感じざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの狀況になつた。最近三箇年に於ける桑苗生業者及生産額は左の通りである。

桑苗生産業者數	生 産 額	
	栽 植 用	接 木 苗 其 の 他 計
昭和九年	九七、七三六	九七、一六九
九七、七三六	七、二四〇	六、三二一
九七、七三六	四九、七三六	五、五七三

昭和十年	八七	七、〇〇七	六三、〇三六	五、〇九	三八	一〇五、四三五
昭和十一年	八三	四、五四六	四一、七〇一	二九、七〇〇	一九	七六、一三七

ロ、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場（現農事試験場蠶絲部）に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を慫慂し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても疆内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日八號×國蠶支十七號・朝五蠶一號×國蠶歐十八號・朝四蠶一號×國蠶支十六號・國蠶支十六號×國蠶歐十八號、國蠶支十七號×國蠶歐十九號・國蠶支十七號×國蠶支一〇六號の一代交雜種であつて、夏秋蠶種は國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日一一〇號×國蠶支一〇六號・國蠶日七號×國蠶支一〇六號・國蠶日一〇六號×國蠶支一〇一號・國蠶日一一一號×國蠶支一〇七號、朝四蠶一〇一號×朝四蠶一〇二號・國蠶日一一一號×國蠶支一〇七號の交雜種が其の大部分を占めてゐる。

昭和十一年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百四十三名であつて、其の蠶種製造高百三

十四萬七千四百九十二枚を示し、鮮内の需要枚数以上の製造能力を有するに至つた。

ハ、養蠶 養蠶は全鮮到る處に經營せられ、蠶繭は特殊農產物中農家の現金收入上重要部門に屬し、就中慶北・江原・全南・平南・咸南・忠北の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在り。從來は劣等なる在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良產繭を見るに至り、之が取引は共同販賣に依り鮮内製絲工場の原料として隨意契約に依り購繭地區を定め取引をなしてゐる。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産鰯を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、爾來年々國庫より補助金を交付したりしが昭和十二年度を以て本補助を中止することゝせり。昭和十一年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戶數	蠶種掃立 枚數	蠶種製造 枚數	春蠶 石	夏秋蠶 石	計 石	製絲戶數	生絲 生 產 額
七六、三七・五 ^百	八二六、一〇九 ^戸	一、〇五二、一四 ^枚	一、三四七、四九三 ^枚	四六、九三一 ^石	二五六、三六 ^石	七三、二〇〇 ^石	三四四、八三三 ^戸	五〇三、五九〇 ^貫
生絲	生絲は從來は幼稚なる在來製絲法に依り繰絲せられて居たりしたが、輒近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者が續出する様になつた。而して此等の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黃海・平南・江原・咸南等で、昭和十一年に於ては器械製絲釜數九千百三十五釜、此等に依る生絲製造額三十二萬五千七百六十三貫、其の價額一千三百六							

十九萬七千百圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜數三十三萬七千三十二釜、其の生絲製造額十七萬六千八百二十六貫、價額五百二十七萬九千八百二十五圓を加ふれば、生絲總生産額に於て五十萬二千五百九十貫、總價額實に一千八百九十七萬六千九百二十五圓を示し、逐年激増の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を強化し益々斯業の伸展を圖ることゝなつた。

畜 産

●牛 朝鮮牛は性質溫順體軀強健で、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良好なれば、肉用として亦廣く歡迎せられ、其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適なる素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せられる數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、施政以來種牝牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すと共に、近時產米増殖計畫の遂行に伴ひ、益々之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其の他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百七十萬三千頭を算するに至つた。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牡百一圓、牝八十四圓内外である。乳用牛はホルスタイン種を主とし、年内に搾乳せる頭數は約千五百頭で、其の搾乳高一萬八千石餘である。

ロ、馬。在來馬は一般に體格矮小で力量持久力に乏しいものが多いので蒙古牝馬に能力優秀なる内地產牡馬を交配して實用的小格馬たる新朝鮮馬の増殖を行つてゐる。年々内地馬及洋馬が増加し在來馬が減少してゐる。現在約五萬二千頭の馬が飼養されてゐる。

昭和七年に朝鮮競馬令を公布し又咸北慶源には本府種馬牧場を設置し朝鮮馬政第一期計畫を樹て有能馬の増殖に努めつゝありし處、國防並産業上馬產の重要性が加つたので右計畫を更に擴充し、昭和十二年度より十五箇年間に改良馬四萬頭を目標として銳意努力することになった。

ハ、驢・騾。乘駄輓用に供せられるも其の數少く、一頭の價驢は約三、四十圓、騾は五、六十圓内外である。

ニ、緬羊。大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に譲渡飼養せしめた。然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するを以て、昭和九年度より新に緬羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデール種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、昭和十二年度平南順川郡殷山面に國立種羊場を設置し全鮮に及ぼすこととした。

ホ、豚。農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、施政以來改良種としてバークシャー種の飼養を獎勵せしに、漸次其の數を増加し、昭和十

一年末には總頭數約百五十七萬頭の約六十三％に達した。

へ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鸛及七面鳥等は其の數甚だ少い。鶏は殆ど全農家に於て之を飼養し、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少き爲、施政以來の獎勵に依り改良種たる白色レグホーン種、名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和十一年末には總羽數約七百十二萬羽中改良種の歩合約五十一％に達した。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和十一年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約七十五萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込がある、近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。

昭和十一年末家畜及家禽現在數は次の通である。

牛				馬			
牝	牝	計	飼養戸數	牝	牝	計	飼養戸數
六二六、六八	一、〇七六、二八一	一、七〇二、九六九	一、三五三、一九三	二六、二三	二五、三八	五一、五六〇	三七、〇〇四
羊				豚			
牝	牝	計	飼養戸數	雄	雌	計	飼養戸數
一、七〇〇	一、〇五三、六九〇	六四五、三六	九八、二六四	一、五七三、五九〇	一、一三六、九四六	二、〇一〇、四四五	〇、九五七、一八、〇六九
鶏				山 羊			
三、九七	一、〇六五	三、九七	一、〇六五	三、九七	一、〇六五	三、九七	一、〇六五

穀物検査

一、米穀検査

米は物産の大宗にして、輸移出品の首班である。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮（咸北を除く）に施行した。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝやうになつたが、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くばかりでなく、不良品の輸移出を徹底的に防止することが出來ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞あるのに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令（制）及朝鮮穀物検査令施行規則（府令）を發布し、昭和七年十一月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期することとしたのである。而して粃の検査に付いては昭和九年十月粃検査規則を公布し、差當り希望検査を實施して來たのであるが、其の結果に依れば農家の經濟向上且取引改善上極めて良好の効果を齎したる實績に鑑み、前記穀物検査令施行規則を改正し昭和十年十月一日より粃に付いても一般検査を行ふこととした。今検査の要點を擧ぐれば、

- (イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたること
- (ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くること

(ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とせらるこゝ(ニ) 玄米は一呎四斗(口枡五合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口枡四百) 布袋入は十五キログラム(口枡百) 及三十キログラム(口枡二百) 粳は一呎九十斤(口枡一斤) とせらるこゝ(ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきこゝき又は磨滅・汚損等に因り之を識別し難いやうになつたもの、封籤紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けなければ其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこゝ(ヘ) 検査を偽したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺するこゝ(ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要するこゝ等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗(口枡五合) とした。

三、小麥検査 小麥検査は主要生産地である黄海道(大正七年四月より) 及平安南道(大正十年八月より) に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を行つてゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施

し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口枡一・五斤)とした。尙其の後京畿・忠南・忠北・全北(一部)・慶北・慶南・江原・咸南の各道にも同様検査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道(大正十一年五月より)・黄海道(大正十三年四月より)・咸鏡北道(昭和三年三月より)・菜豆は咸

鏡北道(大正九年六月より)・咸鏡南道(大正十一年五月より)・豌豆は咸鏡北道(大正九年六月より)に於て夫々道令を以て検査規則を發布

し、検査を施行してゐたが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、呎入一呎四斗(口枡五合)・麻袋入一袋百五十斤(口枡二・五斤)とした。尙其の後小豆検査を平安南道にも施行した。

穀 物 検 査 成 績

玄米検査成績表 (呎)

検査總數	合 格					不 合 格 内 譯	
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	計	計
自昭和十年七月 至昭和七年十月	二、九八五五	四、七四五	三、六二四七	四、三〇、五九	四、九七、二九	二、四四、六六	一、七三、二五
						九、七	八、三三、五七
							九、四、二五

粳 米 検 査 成 績 表 (呎)

検査總數 (九〇斤入換算)	合 格			不 合 格 内 譯	
	一 等	二 等	三 等	計	計
自昭和十年七月 至昭和七年十月	一八、五三、九五	一、七〇、七七	七、五五、二七	七、五五、九一	一六、八五、五〇
					九、〇
					一、六七、二五

白米檢查成績表 (収)

検査總數
(六〇町入換算)

合格		内譯	
一等	二等	三等	計

合格歩合 不合格

自昭和十年十二月
至昭和十二年十月

二、三三九、五七七

九、五二、六六六

一、二八九、三三八

一〇、三四〇、九四四

九二・一

九九八、五三三

大豆檢查成績表 (収)

検査總數

合格		内譯	
特等	一等	二等	三等
四等	計		

合格歩合 不合格

自昭和十年十二月
至昭和十二年十月

二、九九六、八七四

五三、三九七

二四七、九六六

三四、〇六四

一、一〇五、九一一

一、三二一、六四二

二、八五三、四〇三

九五・二 二一四、四七三

小麥檢查成績表 (収)

検査總數

合格		内譯	
一等	二等	三等	計

合格歩合

不合格内譯

上 下 計

自昭和十年八月
至昭和十二年七月

八〇三、一〇〇

二、五七六

一三七、六〇三

五九九、三六六

五五八、五四六

六九・五

二二六、二六七

二八、三六七

二四四、六五四

小豆檢查成績表 (箇)

検査總數

合格		内譯	
一等	二等	三等	計

合格歩合 不合格

自昭和十年十二月
至昭和十二年十月

九〇、三六七

二、八五六

一、六九一

三三、九六四

二七、五二三

三〇・五

六二、七四四

業

一三七

菜豆検査成績表 (箇)

自昭和十年十月 至昭和十二年九月		検査總數		合格		不合格	
二、三五〇	一	二	三	計	合格歩合	不合格	
	三三三	八七七	一、一九九	五三・三	一、〇五一		

自昭和十年十月
至昭和十二年九月

豌豆検査成績表 (箇)

自昭和十年八月 至昭和十一年七月		検査總數		合格		不合格	
九、六五五	四、六九五	一等	二等	三等	計	合格歩合	不合格
						九八・七	二三

自昭和十年八月
至昭和十二年七月

肥料

施政以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法にして地力の消耗甚しかりしを以て施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し専ら自給肥料の増産に努め來りたりしが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易なる販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至りたり。

右方針に基き昭和元年肥料改良増施獎勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金(肥料購入資金を含む)の融通を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施せられたる結果鮮内に於ける肥料の消費額は逐年

増加を來し最近一年度自給肥料一億八千七百萬圓、販賣肥料七千三百萬圓、總額二億六千萬圓に達するに至りたり。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の増産に因るものにして、農業の進展に農家の努力を證するものなり。雖一面販賣肥料の増加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用法並購入法は頗る不合理にして、單に多額の肥料の使用に依り直線的に増收するが如く誤信し肥料を濫用するもの續出するの現況に鑑み、昭和十年度に於ては朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料増産に關する施設を講ずるに共に、新に土性調査計畫を樹立し十僸年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し各風土作物に適する合理的經濟的施肥處方箋を作製し、之に依り農家をして施肥上誤ることをなからしむことを期したり。

尙更に肥料の需給の圓滑並に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料統制令を公布せり。

(一) 自給肥料の増産獎勵

昭和元年度以降十僸年計畫を以て肥料改良増施獎勵計畫を樹立し主として、堆肥・綠肥の増製・増産を圖り來りたるが其の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り相當の成績を示し居れり。

第一次計畫完了後の豫定數量と実績との比較

種 別	計 畫 直 前	昭和十年 (完成時)の目標	昭和十年 生産高見込	比較増減(△)
堆 肥	一九一、二五六 萬圓	六六〇、〇〇〇 萬圓	六九三、五五一 萬圓	三三、五五一 萬圓
		一五〇 萬圓	一五七 萬圓	七 萬圓
農 業				一三九

農業

綠肥
計

五、二八九	七、七〇〇	一四〇	二四、五四七
一九六、五四五	七三七、七〇〇	七四六、七〇四	九、〇〇四
	一六八	一六九	

第二次自給肥料増産計畫

種別

昭和十年現在

昭和二十年完成後
に於ける目標

自昭和十一年増産量
至同二十年

堆肥	綠肥	栽培綠肥	天然綠肥	下肥	灰肥	計
總生産量 九三、五五一 萬貫 一〇、四〇三	總生産量 八九、七四六 萬貫 一、七九五	總生産量 五三、一五三 萬貫 一、〇六三	總生産量 三六、五九三 萬貫 七三三	總生産量 一三九、一八七 萬貫 二、〇八八	總生産量 三、四七六 萬貫 一、五七四	總生産量 九三三、九六三 萬貫 一五、八六〇
耕地反當量 一五七貫	耕地反當量 二〇	耕地反當量 三	耕地反當量 八	耕地反當量 三	耕地反當量 七	耕地反當量 二五
總生産量 九八、八〇五 萬貫 一四、六七	總生産量 一三七、九八九 萬貫 二、五六〇	總生産量 八九、三三三 萬貫 一、七八八	總生産量 三六、六六 萬貫 七三	總生産量 一九三、一〇六 萬貫 二、八八二	總生産量 四〇、六五〇 萬貫 二、〇三三	總生産量 一、三四六、五五〇 萬貫 三三、二六二
耕地反當量 三三貫	耕地反當量 二九	耕地反當量 二〇	耕地反當量 九	耕地反當量 四三	耕地反當量 九	耕地反當量 三〇四
總生産量 三九二、二五四 萬貫 四、六四	總生産量 三八、二四三 萬貫 七六五	總生産量 三六、二二〇 萬貫 七三五	總生産量 二、〇三三 萬貫 四〇	總生産量 五二、九一九 萬貫 七九四	總生産量 九、一七三 萬貫 四九	總生産量 九二、五八八 萬貫 六、四〇三
耕地反當量 六六貫	耕地反當量 九	耕地反當量 八	耕地反當量 一	耕地反當量 三	耕地反當量 二	耕地反當量 八九

右の如く現在自給肥料の生産額は相當増産せるに不拘、總耕地反當二百十四貫に過ぎずして地力を維持するに必要な數量にさへ達せざる狀勢なるを以て茲に第二次増産獎勵計畫を樹立し、昭和二十年を期し半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめ以て最少限度耕地の地力の維持を圖らむことを期したり。而して本計畫に基く所要經費は年額約十七萬圓、十箇年總額百六十八萬圓とす。

(二) 販賣肥料の獎勵

販賣肥料の獎勵に關しては昭和元年度以降農事改良低利資金の融通の途を開き、購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料の獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行し品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨したる結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昨十一年に於ては其の消費額七千萬圓を超へるの狀況にして農産物の增收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつつあり。

年次	消費額
大正十四年	三三 萬圓
昭和十年	九一七
昭和十一年	五、五〇〇
土性調査の施行	七、三〇〇

(三) 土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示し居るも一般農家の之が施肥法を觀る

に頗る不合理にして何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害勘少なからざる狀況なるを以て之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十箇年を期し土性調査を施行し各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るゝところなからしめむことを期したり。

計畫の概要次の如し。

一、施行期間 昭和十一年度以降十箇年

一、調査面積 既耕地四百四十萬町歩の中水利安全畜七十七萬町歩、田八三萬町歩、計百六十萬町歩とす。

一、施行機關 本府・本府農事試験場・道農事試験場

一、所要經費 年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓とす

勸 農 機 關

農業は産業中最重要的の位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設けたり。

イ、農事試験場

(二) 本 場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・

蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

(二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。

(三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。

(四) 北鮮支場 咸鏡南道中山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。

(五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。

(八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。

(九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十一年迄の卒業生總數七百四十餘名に及んだ。

ロ、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せしもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るに同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面及平安南道順川郡殷山面に在り、前者は昭和九年後者は昭和十二年新設せられたもので兩場共主として、緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試験場 從來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より

道農事試驗場を改稱せり、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州（江界に支場を設く）・春川・咸興・鏡城（穩城に支場を設く）に設けられてゐる。

ホ、道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行つてゐる。

ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

ト、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。

チ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農業團體

イ、農會 大正十五年一月朝鮮農會令公布せられ、現在本令に依り設立せらるゝ農會は中央農會たる朝鮮農會の外、道を區域とする道農會十三、郡又は島を區域とする郡島農會二百二十にして、何れも官廳の施設と相呼應して朝鮮農界の振興、農界發展の爲活動してゐる。其の主なる事業を舉ぐれば

一 農業の指導獎勵に關する施設

二 農民の福利増進に關する施設

三 農業に關する調査及研究

四 農業に關する紛議の調停及仲裁

五 其の他農業の改良發達を圖るに必要な事業

等である。而して農會設立に依り、各種農業團體は概ね合併統一されたが、畜產同業組合は諸種の關係に依り、其の儘存続したる處、之亦昭和八年四月農會に合併した。農會の經費は概略朝鮮農會に於ては六萬圓、道農會に於ては平均九萬圓、郡島農會に於ては平均五萬圓である。

ロ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物產同業組合令に依りて設立するもの及び然らざるものの二種あり、其の著名なものを舉ぐれば左の如くである。

(一) 重要物產同業組合令に依りて設立せるもの

鎮南浦果物同業組合

三浪津果物同業組合

慶尙北道果物同業組合

黃州郡果物同業組合

羅南鏡城果物同業組合

金海郡果物同業組合

農業

元山果物同業組合
安邊郡果物同業組合

(二) 重要物産同業組合に依らざるもの

成興果樹組合
定州果樹組合

ハ、朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に亙り會員四千六百五十名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城府太平通三十九番地に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。其の主なる事業は次の通である。

- 一 蠶絲業に關する必要なる調査
- 二 蠶絲業に關する意見の發表及其筋に對する建議・請願
- 三 蠶絲業に關する講演會・講習會・品評會の開催
- 四 蠶絲業に關する功勞者表彰
- 五 會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
- 六 以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項

ニ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。

- 一 加入組合事務の統一整理
- 二 蠶種の改良
- 三 蠶種製造額の協定
- 四 蠶種販賣價格の協定
- 五 蠶種の輸入防退
- 六 蠶業に關する調査研究及品評會並講習、講話會の開催
- 七 仲裁判斷及調停
- 八 加入組合に緊要なる業務實施の勸奨
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項

以上の通であつて、各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられたもので、其の他の各道組合も同令に基き設立準備中である。

京畿 道蠶種製造業同業組合
忠清北道蠶種製造業同業組合
平安南道蠶種製造業同業組合
平安北道蠶種製造業同業組合

本、朝鮮蠶絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を増進するに共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とし大正十五年十二月三日創立し事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内

に置き左の事業を行つてゐる。

- 一 營業上の弊害矯正
 - 二 製絲業に關する研究調査
 - 三 製絲に必要な材料の共同購入並に原料の媒介又は販賣
 - 四 生絲並に副産物の共同販賣又は販賣の斡旋
 - 五 製絲に従事する者の福利増進並に功勞者の表彰
 - 六 蠶絲業に關する講習、講話會の開催
 - 七 蠶絲業に關する建議及陳情又は諮問に對する答申
 - 八 會員間の紛議仲裁
 - 九 其の他本會の目的を達するに必要な事業
- へ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。
- 一 加入組合の業務を統一整備し、共同の利益を享受すべき施設
 - 二 桑苗の改良
 - 三 桑苗生産額の協定
 - 四 桑苗販賣價格の協定
 - 五 桑苗の輸移出入の統制
 - 六 桑に關する調査研究及品評會・講習講話會の開催

- 七 業者間の仲裁判斷及調停
- 八 蠶業に關する建議請願又は諮問に對する答申
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前各項の外本會の目的達成の爲必要と認めたる事項

水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

イ、水利組合の目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。

ロ、水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畓及畓に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畓田塋の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做されるのである。

ハ、水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者に爲つて組合規約の作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合を區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならない。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者に三分の二以上にして、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることゝなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をしようとするときにも、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならないのである。

ニ、水利組合の機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得るの定めである。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徵收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ、水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土

地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課するのである。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合區内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することゝなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收し又其の他營造物の使用に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

へ、水利組合聯合會 用水引用の施設其の他に關し、他の組合と共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得る。聯合會は法人で、其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものである。

ト、水利組合の監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督することゝなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が監督するものである。又組合の區域二以上の道に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十年三月三十一日現在に於ける組合數は百九十二箇所、蒙利面積總計は二十二萬五百町歩、工事費合計一億四千餘萬圓である。

米 穀 倉 庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良と共に著しく増加しつつあるも、朝鮮農家の經濟は極めて貧弱なるに金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情にして、之が爲内地市場及農村に惡影響を及ぼすこと大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦少からざるを以て、之が移出を適當に調節するは極めて緊要の事項である。依て昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業倉庫)を成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業倉庫)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫 農會、産業組合等を其の經營主體とし、昭和十二年八月末現在設置狀況左の如し。

道	名	設置箇所數	坪數	收容力
京畿道		七	六、〇八二	二四三、二八〇
忠清北道		五	一、〇二〇	四〇、八〇〇
忠清南道		七	二、四五〇	九八、〇〇〇
全羅北道		七	二、八六二	一一四、四八〇

合	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道
計	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
六六	一	二	一	七	四	三	八	九	六	六
二八、九五三		七一八	七〇〇	三、二七三	一、四三二	一、〇六八	二、〇一〇	四、六〇六	二、七三二	一〇九、二八〇
一、一五八、一二〇		二八、七二〇	二八、〇〇〇	一三〇、九二〇	五七、二八〇	四二、七二〇	八〇、四〇〇	一八四、二四〇	一〇九、二八〇	一〇九、二八〇

二、商業倉庫 米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫左の如し。

設置場所	所有倉庫	經常借庫	合計	收容力
釜山	一、四六〇坪	一、八三二坪	三、二九一坪	一三三、四四〇石
木浦	一	七四九	七四九	三九、九六〇
群山	一、四九三	一、〇一九	二、五二二	一〇〇、四八〇
農業			一五三	

農 業

一五四

設置場所	所有倉庫	經常借庫	合 計	收 容 力
仁 川	三、〇五二 坪	一、〇七〇 坪	四、一三三 坪	一六四、八八〇 石
鎮 南 浦	三、二五六	三、四二一	三、五九七	一四三、八八〇
計	九、二六二	五、〇〇〇	一四、二六一	五七〇、四四〇

備考 収容力は坪當四十石として計算せり、

九 農山漁村の振興、自力更生事業

農●村●窮●乏●の●實●狀●及●其●の●原●因● 朝鮮に於ては往時から土地兼併の風盛に行はれた爲、農家戸數の約八割は小作並に自作兼小作に依る細農階級で、而も其の多くは教育に恵まれず民度低く民力乏しく、殊に併合前多年の秕政は此等農民の自覺、信念、理想等農民としての精神を根柢より銷磨せしめ、精神的にも經濟的にも漸次頹廢して自暴自棄に陥り、折角の耕地も殆ど改良增收の途を講ぜず勞力の大半は尙之を餘して顧みざるの狀態である。随つて農家の經濟は極めて貧弱で現金の收支年五、六十圓乃至二百圓程度の者最も多く、此等は端境期に於て食糧に不足を訴へ食を野生の草根木皮に求むるが如き者其の數百餘萬戸に及び、一面高利の負債は漸次増嵩して其の重壓に喘ぎ所謂過去に追はれ現在に苦しみつゝ醉生夢死の境涯を彷徨し來たつたやうな狀態である。是固より農民自體の無自覺、無節操に基因するこゝ勿論であるが、亦以て政治・經濟・教育等を始め社會全般の組織並に環境に禍され、指導に十全の効果を擧げ得なかつた點にも胚胎し、尙一面には輓近物質文明の擡頭するに伴つて農村の特色たる自給自足經濟の領域を脱して資本主義經濟の禍中に投じ物質偏重、都市文化至上等の思潮に眩惑せられたるが如きも積年の疲弊に一層の拍車を加ふるに至つたものであつて、隨て之が窮乏打開の途も自ら此等各方面の覺醒に俟つべき點が少なくないのである。

農●村●救●済●の●必●要●及●其●の●對●策● 斯かる恵まれない多數農民の存在は人道上閑却すべからざる事象であるこ

共に朝鮮統治の大患である。是を以て歴代の統治者は常に此の點に鑑み苦心經營を重ね來たつたのである。

抑此の窮狀を匡救打開する方法は凡そ二ある。即ち其の一は土木・砂防事業等に依るの勞銀撒布の救済施設で、其の二は自力に依る農家經濟建直の方策である。前者は固より應急の措置に過ぎず其の効果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を根強く起上らしめんが爲には後者の自力更生運動即ち農家更生計畫の實施の外途なきを以て之を朝鮮更生の一大方策として昭和七年以來遂行し來つたのである。

農山漁村の振興、自力更生運動の經過 農山漁村の振興、自力更生運動は上叙疲弊窮迫せる農村の現狀に直面し且つ内外の非常時局に際會して速に根本的の振興對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來急速度を以て展開し、先づ其の準備として振興對策の立案、運動、組織の統制、指導機構の完備、指導網の擴充等に専念全力を傾注したのである。即昭和七年夏知事會議を開催し先づ本運動趣旨方針の大綱を示し更に内務・産業兩部長會議を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に互つて一齊に農村振興委員會を設置し各種指導機關の聯絡協調並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日をトし全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督亦非常時打開に善處すべき聲明を發し各道知事之に順應して諭告を發し、續いて全鮮の郡守・島司及關係の官公吏多數を召集して講習會を開催する等、各方面より極力民心の作興に努むるに共に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・警察官署・漁業組合等所謂第一線の指導關係諸員に對し農村振興に關する指導精

の根絶（ハ）備荒貯蓄の三點を更生目標と定め營漁方法の改善、營農組織を加味せる自給自足範圍の擴大、消費節約其他精神的方面の指導を特に強調し、漁業組合を指導主體として全鮮約二千五百部落、十萬戸の漁家に對する更生計畫を擴充實施することとし、其の具體的方針に付昭和十年四月政務總監通牒を以て夫々地方に示達し實行に移つたのである。

本運動の効果　本運動開始以來内鮮人間の融和協調、官民相互の親和提携等統治上喜ぶべき機運を一層讓成するに共に一般民衆に對する勤勞精神の振作・生活の改善・消費節約、國旗掲揚・色服着用・隣保共助等汎く美風良俗を馴致し納稅成績の向上・貯金増加・農産の増收・各種犯罪の減少等著しく効果の見るべきものがあるのであるが、今其の一例として昭和八、九、十年度實施農家更生計畫の實績を示せば左表の通である。

○昭和八年樹立更生計畫實績

計畫樹立の部落數	二、二八二部落
同 戸 數	四五、六九一戸
不足食糧充實成績	
戸 數	二七、四一二戸
數 量	六五、四〇四石
一 戸 當	一、三九石

計畫實施三年間の食糧充實	一四、五八三	四三、七六二	一・六〇
右 充 實 歩 合	五割三分	六割七分	六割七分

負債償還成績

計畫當時の負債	戸 數	金 額	一 戸 當
計畫實施三年間の負債償還	三七、八一五	四、六四八、七九六	一二三
右 償 還 歩 合	一四、四五五	二、四七一、七九九	六五
	三割八分	五割三分	五割三分

○昭和九年樹立更生計畫実績

計畫樹立部落數	二、六二九部落
同 戸 數	五六、九二四戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸 數	量	一 戸 當
計畫實施三年間の食糧充實	三四、四一〇	七六、八八四	二・二三
右 充 實 歩 合	一二、八五三	三七、九九七	一・一〇
	三割七分	四割九分	四割九分

農山漁村の振興、自力更生事業

負債償還成績

計畫當時の負債	戸數	金額	一戸當
四六、五三八	戸	五、三六一、六四三	戸
計畫實施二年間の負債償還	一二、七八三	二、二八四、二三一	四九
右 償 還 歩 合	二割七分	四割三分	四割三分

○昭和十年樹立更生計畫成績

計畫樹立の部落數	三、七〇五部落
同 戸 數	七八、四七二戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸數	數量	一戸當
四七、九八六	戸	一〇四、六〇六	二・一八
計畫實施一年間の食糧充實	一〇、五四一	三二、三九七	〇・六八
右 充 實 歩 合	二割二分	三割一分	三割一分

負債償還成績

計畫前の食糧不足	戸數	金額	一戸當
六二、四二七	戸	六、八四〇、七二三	戸
			一〇

計畫實施一年間の負債償還

一〇、〇四八

一、八九二、〇六八

三〇

右 償 還 歩 合

一割六分

二割七分

二割七分

更生指導部落擴充十個年計畫 本府に於ては叙上の実績を既往の體驗並に邦家四圍の情勢等に鑑み、此の機を逸せず速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益々鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體舉國一致の實を擧ぐるの要緊なるものあるを認め、昭和十年度以降概ね十箇年間に昭和八、九兩年度實施部落の外全鮮約七萬部落（戸數二百十八萬戸）に對して年次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に互る大衆生活の安定を得しめて農山漁村匡救の根本且つ恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了へた農家は之が實行を官邊の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自體の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其の他各般の施設を講じつゝあるから、藉すに相當の時日を以てしたならば此の大事業の所期の目的に到着することも敢て難事ならざることを確信するものである。



海 樹 の 南 咸



(城京) 年 初 林 造 防 砂



(城京) 目 年 九 林 造 防 砂



鴨綠江に於ける筏貯木場

10 林 業

昭和十一年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十四萬町歩を算し、全土の七割三分強を占めてゐる。然るに、古來林政不備で封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し、一般人民の自由採樵に委して顧みなかつたので、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎない。其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざらしめ、又永年禁養林讓與の途を開き、以て愛林の美風を助長するに努め或は造林貸付の制度を設け造林事業促進の策を講じた。其の他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ、又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖つて來たので、年々共に林地・林相が革まり、最近の林相を示せば次のやうである。

林 業		林 相 別 面 積	(昭和十一年十二月末現在)	
立 木 地	二、五四三 ^{千町}	散 生 地	三、二三 ^{千町}	無立木地
			二、六六 ^{千町}	合 計
				一六三 ^{千町}

國有林野の保護

國有林野の保護に付ては、當初營林廠所管林野に在つては、其の支廠及派出所等をして之に當らしめたが、十分な成績を挙げ得ざる状態であつたので、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、之に森林主事を配置し、爾餘の林野に付ては、明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任せしむるに共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを甫め、爾後之を増設して六十五箇所とし、且此等保護區に對しては當初雇員たる山林監守及傭人たる山林監守補を配置したが、大正八年山林監守は森林主事に、山林監守補は雇員たる森林監守に改め、更に大正十年森林監守の制を廢し、之に代ふるに全部を森林主事とし、以て其の機能を發揮せしむることにせる外、一部の地方に付ては大正二年十二箇所の山林監視所を特設し、之に憲兵及憲兵補助員（但大正十一年以降は警察官駐在所に併置し其の駐在道巡査をして普通警察事務の傍山林監視の事務を掌理せしむ）を配置し、林野の保護に當らしめ來つたが、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至つたので、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるに共に山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年二箇所を増設した。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至つたので、其の保護區も亦道に移屬せしむるに共に既設保護區の一部を廢合したが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見

更に昭和十二年四月道所管林野の一部を營林署所管に移管し、營林署二箇所（京城・城津）を新設せり。
其の結果現在（昭和十二年四月）の國有林野所管別保護機關配備狀況次の如し。

所管別	國有林野面積	保護區配備林野面積	森・林保護區	同上		
				森林主事	配置森林保護職員	計
道	萬町 一六九 (九八)	萬町 七四 (一七)	二六	四〇	八	四八
營林署	三九四 (五)	三九四 (五)	二二五 (一一)	二二七 (一一)	二七四 (三四三)	四九一 (二五三)
計	五六三 (一〇三)	四六八 (三三)	二五二 (一一)	三三七 (一一)	二八三 (三四三)	五九〇 (二五三)

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す。

三、道所管林野中保護區の配備なき林野九五萬町に對しては郡島在勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に當らしめつゝあり。

而して此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依る司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指令し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。而して此等保護機關の活動に因俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむるに共に保護の報酬として林産物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和十一年十二月末迄に七百六十一件、面積四百二十八萬町歩に對し此の命令を發し現に實施中であるが、之が保護義務の履行に當つては受命地

元住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。

民有林の概況獎勵施設

民有林の概況 民有林野は公有九十三萬町歩、寺刹有十八萬町歩、私有九百五十七萬町歩、計一千六十八萬町歩にして、此の外第一種不要存國有林野八十四萬町歩、第二種不要存國有林野十七萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するを以て、將來に於ける民有林野は一千百六十九萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十四萬町歩の約七割に相當する。昭和十一年末民有林野中立木地は七百六十九萬町歩に過ぎず、散生地百三十萬町歩及未立木地六十四萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域にして、内二十一萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林（殆どアカマツ林なり）は立木地の五割九分三、散生地的大部分を占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十六尺縮、公有林野は三十四尺縮、寺刹有林野は六十三尺縮、私有林野は二十八尺縮にして總平均二十八尺縮に過ぎず、以て林況の概觀を窺ふに足るのであるが、これを總督府施政當時に比較すれば實に長足の進歩を示し、當時中部以南各道の林野が荒廢の極に達して居たのに比するに今日は大體綠化の第一階段を了したと云つても過言ではない。

民有林の獎勵施設

1 指導方針 民有林野が前述の如く荒廢せる原因には種々あるが、就中多年アカマツに偏して他の樹

種特に潤葉樹を濫採せること、溫突用燃料及び綠肥の採取過度であつたこと、林木を伐り惜み生枝及び地被物を濫採すること等は、最近に於ける主なる弊害と認められる。しかしながら、地力著しく減退せる林野に於て直ちに人工を以て喬林を仕立てることは頗る困難なるのみならず。各地方に於て當面必要なる林産物は用材よりも寧ろ燃料、綠肥等に在る實情なるを以て

イ 速かに林地を安定し地力の恢復を圖り、且造林費を節約する爲め人工造林よりも、天然力利用に依る林叢の構成に力を注がんことを

ロ 用材林の造成に偏すること避けて、先づ燃料林造成に力を注ぎ、且つ優良林地利用に依り收益の増進を圖る外、農牧用地に意を用ひ農村の實情に即したる林業を行はしめんとすること

ハ 努めて稚樹及び地被物を保護し、且萌芽及び山草の濫採を制限して、造林の造成、地盤の安定、樹種の改良を圖り、また伐り惜まるゝ大木の伐採を奨むる等、森林の使用收益に關する從來の弊害を速かに矯正せんことを

等に重點を置きてその指導方針を制定し、昭和八年一月より全鮮一齊にこれが實施に着手したのである。

2 造林獎勵 李朝代時林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び奥地脊梁山脈地方に見るべき林相を残すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及び調査の端緒を

啓いたが、總督府施政後積極的施設の方針を探り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸く其の緒に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ、また各道費及び面をして模範的に造林を實行せしむるに同時に國費または道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外、或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて譲與することとし、殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等銳意斯業の指導獎勵に努めて居る。

斯くの如く愛林思想と造林事業とは年々共に向上進展し、漸次人工造林の増加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及び道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億本播種量百萬立を算するが、永年の弊習は容易に革まらず、大木は伐り惜まるゝに反し、稚小木及び地被物は肥料及び燃料等として濫採せられ、造林上洵に憂慮に耐えざるものがあるので、昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定して、稚小木及び地被物濫採の弊習を革むるに共に、造林樹種の選定及び造林方法の改善に付ても適當なる指導を行ふことになつたので、今後の造林事業は大に革新せらるゝ見込である。始政以來昭和十一年迄の累計造林本數四十八億萬本、播種量四百萬立に達して居る。

3 記念植樹 愛林思想を涵養し植林の事業を獎勵せんが爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭

日を期し、全鮮を擧げて植樹を實行せしめて相當の好結果を收めたので、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公衙、學校構内、部落附近等を主とせしも、後には面有林其の他の林野に對しても廣く行はるゝに至り、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居り、植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・クリ・白楊類等がその主なるものにして、第一回より第二十七回に至る植栽本數は實に五億一千二百萬本、播種量一萬立の多きに達した。

4 造林補助事業 民有林野中未立木地及び散生地五百四十萬町歩（將來民有となるべき國有林を含む）の内、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては相當の補助金を下付しなければ造林の促進を期することが出來ないので大正十四年度に造林補助事業を開始したが尙外に全鮮各地に散在する休閒荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要を認め併せて百三十一萬町歩に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することとし爾來引續き實行中である而して補助の率は苗木代の約半額で本事業開始以來昭和十一年度迄の國庫補助額は五百萬圓、造林本數は十二億餘萬本、播種量は三百五十萬立に達して居る。

5 營林監督 林野荒廢の實情に鑑み營林監督は特に周密に行ふの必要があるので各種の助成策を講ず

るに共に國土の保安、危害の防止水源の涵養其の他公益上必要ありと認めらるゝ林野は之を保安林に編入し其の昭和十一年末現在面積三十二萬二千町歩で總林野面積に對し千分の二十に當つて居る又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外更に地方長官は森林の使用收益に關する弊害を矯正し若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布し一定の行爲を制限することゝし之が專掌機關として現在森林主事百人、産業技手百二十三人、地方森林主事二百二十五人、地方森林主事補一千八十一人、計一千五百二十九人の職員を配置し、専ら營林の監督を行ひ銳意森林の復舊増殖に努めて居る。

6

農用林地の設營 燃料、肥料及家畜の飼料は農家の生活及營農上缺くことの出来ない物資であつて之が供給を豐にすることは農山村振興上極めて緊要である。而して農家一戸當此等農用林產物年消費量は約四千貫、氏の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の内林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上不自由はないが、林野を所有しない約百三十七萬五千戸に達する細農は前記農用林產物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の獎勵等には大なる支障を來すことゝなるので、此等林野非所有農家に對し容易に農用林產物供給の方途として農用林地を設定せしむることゝし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林產物の供給は自力に依る林野の購入、借地、地主との協定、地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つ

て合理的に取得可能なるものは之を助長することとし此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十
七萬二千戸に達する細農に對し面、農會等に於て農用林地を設定し極めて廉價に農用林產物を供給せ
んとするものである。尙一戸當所要林野面積は約二町歩を想定せらるゝも林野の分布狀況に鑑み一戸
平均一町歩を標準として居る。

7 民有林野利用區分調査 最近鮮内の耕地は約四百五十萬町歩であるが南棉北羊政策の強化、畜產の
獎勵其の他各種產物増產計畫に伴ひ耕地面積の擴大を要すること極めて多く然るに一千六百萬町歩を
超ゆる林野は從來治山治水の完成上林叢の構成に重點を置き、就中民有林野の經營に就ては其の伐採
を取締る爲自然耕地面積の増加をも制限する結果となつたが、今や各地林相の整備見るべきものがあ
り、之を森林取締の範圍より解放し自由なる利用を許容するも治山治水上何等支障なき部分尠くない
こと認むるので昭和十二年度以降十箇年計畫を以て民有林野利用區分調査を實施中である。本調査は森
林として保存すべき地域を保存を要せざる地域を區劃し、前者は今後益々保護増殖を勵行して森林の
機能を發揮せしめ、後者は地方の必要程度に應じ漸次耕地・牧地・農用林地等に利用せしめんとする
ものであるが、其の面積も數十萬町歩に達する見込であるから朝鮮に於ける土地產業の綜合的開發上
極めて緊要な調査であつて方に時代の要求に應じ且國土利用計畫の根元を爲すものである。

8 民有火田の新墾取締黃海・平南北・江原・咸南北の六箇道に於ける民有林野並に將來民有に歸すべ
き國有林野内火田は北鮮開拓事業地域内を除き三十二萬餘千町歩、耕作者十五萬餘千戸に及び、今尙

火田の濫耕の弊害甚しく年々共に新墾面積は増大しつつあるが、之が整理は本地方特有の旱水害の軽減乃至國土保安上最緊要事に屬し其の對策として（一）火田の擴大を防止すること（二）地盤の崩壊を防止すること（三）火田民の定着安定並に營農方法の指導を行ふこと（四）廢耕に伴ふ移住に對する指導並助成を爲すこと等各種の方法を行ふ必要があるのであるが、此等の施設を全面的に行ふことは多額の經費を要し、實現困難なるのみならず、先づ新規の火田開墾を嚴重取締り其の擴大を防止するに非ざれば、他の施設は其の効果を期待し得ざるが故に、昭和十二年度より先づ新墾を取締る爲其の動力となるべき取締機關の充實を圖ることとし森林主事十八名及森林主事補八十八名を配置したのである。

9 林產物 林產額は全鮮を通じて最近一箇年一億圓以上にして、その殆ど全部が鮮内に於て消費さるるの外、年々多量の用材・竹材・竹製品等輸入せられ輸出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎず、昭和十一年に於ける生産額は約一億一千八百萬圓その内譯は用材一千八百九十四萬圓、薪材二千八百七十五萬圓、枝葉其の他の林產燃料四千三百二十四萬圓、竹材三十一萬圓、木炭三百三十一萬圓、肥料原料及家畜飼料一千七百一十一萬圓、其の他の副產品五百七十萬圓である。

10 林產副業 朝鮮に於ける林產副業は木炭を始めし栗・漆・楮・桐等極めて有望なるもの多きに拘らず、從來地方需要の充足を主たる對策とせるに過ぎず、また獎勵方針の確立せるものなく、生産販賣に統制を缺きたる爲、その產額内容に於て見るべきもの少く、僅々六、七百萬圓程度に過ぎないの

は甚だ遺憾である。然しながら林産副業の基礎たるべき空闲地は全鮮到る處に散在し、其の利用は地方林業振興上重要な事項であるから、時勢の進運に従ひ昭和八年に林産副業獎勵方針を確立し更に昭和十一年度よりは本府に事務の職員を置き林産副業の基本的調査を行つて居る。

砂 防 事 業

國費繼續砂防事業 荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものであるから、先づ試験的に小規模の事業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度から忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、水源涵養造林事業として錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行させ、更に同八年度から年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費で洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て同様の事業を開始させ、同十年度迄に砂防工事八百九十六町歩、苗木植栽本數四百七十萬本並施行區域内の未立木地に對しては普通植栽二萬一千三百町歩、五千百八十五萬本の植栽を實行した。將來治水上復舊を要すと認むる地域即ち主要河川流域荒廢地四十七萬町步中約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急施を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥つたが、斯くては治山事業の完成を期する事が出来ないから、從來の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を図ることにし、砂防事業は全鮮十一萬七千八百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者より地方費協力の方法に依り實施することに計畫を改めたのである。

然るに產米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々施行中の治水事業の効果さへ減殺すること共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しいので、少くとも砂防事業を鐵道水利土木等の事業と並進させることの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することとし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に復舊することに計畫改訂を爲し、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することとし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することに變更せられた。大正十一年度以降昭和十年度に至る十四箇年間に於ける砂防工事面積一萬三千六百九十五町歩、植栽本數五千八百四十四萬九千本である。（昭和十年度分には第二期計畫の分を含む）

窮民救濟砂防事業 抑砂防事業の目的は治山・治水に在るのであるが使用する經費の大部分は勞銀で

あるから窮民救済上最も好適の事業である。當時財界不況の結果失業者續出し、此の儘放置するに遂には救済することが出来ない状態になるから、事業を起し勞銀を撒布する必要があるが、財政の關係上今直ちに國費を以て實施することは困難であるから、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黃海道を除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債をさせ、一萬一千二百五十町歩の砂防事業を施行し窮民救済の一助に爲さん。第五十九議會の協賛を経て着手したが、昭和六年度は年度中途より着手したので、諸準備の爲豫定の通進拂しなかつた爲、年限を一箇年延長し昭和九年度に於て完成したのである。而して之が施行箇所は救済事業である關係上必ずしも林野荒廢の程度のみに依らない事とした爲勢ひ各地に分散し昭和六、七兩年度は黃海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所、昭和八年度は同百五十二箇所、昭和九年度は五十九箇所に於て實施したのである。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の効果は勿論、昭和六、七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を撒布した爲、直接地元民の生活を安定させたばかりでなく、納稅成績及貯蓄心向上・勤勞精神作興・色服着用・溫突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的效果頗る顯著なるものがあり、爲に昭和八年度を以て終了する筈の本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものがあつたので次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て實施することとした。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度以降昭和九年度迄四箇年間に、施行面積一萬七千二百六十町歩、出役延人員一千百十萬七千三十三人、人夫賃金五百九萬四千五百五十三圓である。而して本事業資金としての起債に付ては五箇

年据置十五箇年元利均等償還を爲すものであつて國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

第二次窮民救済事業（地方費）

第一次窮民救済砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運ゐなつたが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救済事業を要望するこゝ切なるものがあり、且昭和八年夏季各地に豪雨が、洪水氾濫して水害甚しく一層疲弊の度を深めたるやう認められたるのに基き、之が救済の爲一年度限りとして第一次の事業と同様の方法に依り第二次窮民救済砂防事業を起し、第六十五議會の協賛を経て事業を實行したのであるが、其の道別割當を表示せば左の通りである。

第二次窮民救済砂防事業道別割當表

道名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撒布見込額	勞働者使用豫定人員
京畿	三五〇,〇〇〇 _円	六四〇 _町	二四五,〇〇〇 _円	五五、三三
忠北	一五〇,〇〇〇	三〇〇	一二五,〇〇〇	三六、六六
忠南	二一〇,〇〇〇	三六〇	一四七,〇〇〇	三六、六六
全北	二一〇,〇〇〇	三八〇	一四七,〇〇〇	三六、六六
全南	二四〇,〇〇〇	四四〇	一六八,〇〇〇	三七、三三
慶北	六〇〇,〇〇〇	一,三四〇	四七六,〇〇〇	一〇五、七七
慶南	四六〇,〇〇〇	八四〇	三三三,〇〇〇	七五、五五

黄	海	九〇,〇〇〇	一六五	六三,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
平	南	七五,〇〇〇	一四〇	五三,〇〇〇	一六六,〇〇〇
平	北	五〇,〇〇〇	九〇	三五,〇〇〇	七七,七七七
江	原	八〇,〇〇〇	一四五	五六,〇〇〇	一四四,四四四
咸	南	七〇,〇〇〇	一三〇	四九,〇〇〇	一〇八,八八八
咸	北	一〇,〇〇〇	七	一四,〇〇〇	三,一一一
計		二八〇,〇〇〇	四九七	一八〇,〇〇〇	四二〇,〇八二

時局應急施設砂防事業 現下經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最も憂慮すべき状態に在つて、之が救済は一日も忽諸に付してはならない。砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分散施行することが出来るが、労働者を集中させず、離農者を生ぜない程度に於て施行し得られるばかりでなく、經費の大部分は勞銀であつて且直營事業なる爲一切の中間搾取がないから、窮民を直接救済する上に最も適當の事業である理に依り、農村窮迫の狀態に鑑み、昭和七年九月以降この救済を主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るに共に生活並に營農の資金を收得せしむることをした。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓であつて、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の現狀に鑑み、工事並に植栽も事業費を以て支辨することとした。而して道地方費事業は窮民救済事業資金と同一方法に依り起債を爲し、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものとす。

昭和七年度は全縣に互り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年同額の豫定であるけれども、

幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施した。既往に於ける實行成績を示せば左の通りである。

昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度（國費）	
施行箇所	百九十九箇所	百五十八箇所	三十九箇所		
同 面積	四千二百四十二町歩	五千四百四十四町歩	九百三十二町歩		
出役延人員	三百三萬二千四百九十九人	二百六十三萬六千五十三人	五十二萬二千八十九人		
人夫賃銀	百三十六萬二百二十圓	百二十九萬二千四百二十圓	二十四萬八千七百十五圓		

第二期砂防事業計畫の概要 前述のやうに砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運になつたが、尙今後砂防事業を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩（外に林間裸地五萬三千町歩）の大量積に上り、之が爲年々洪水の被害を繰返し治水上一日も放置し得ない狀況に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は最も緊要なばかりでなく、多額の勞銀撤布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救済上效果顯著である事は勿論、年々内地に渡航する勞働者に適當の生業を與ふる結果、其の渡航を緩和するものであるから國庫及道の財政狀態を考慮し、昭和十年度以降十五箇年計畫を以て差當り急施を要する箇所中國費及道費を以て十二萬七千八百八十町歩の砂防事業を左の通施行することとした。

年 度	國費事業		道費事業		洛東江流域事業		計
	金額	面積	金額	面積	金額	面積	
							額 面 積

昭 和 十 年 度	右の内務増	町	町	町	町	町	町
	六〇〇、〇〇〇	一、〇四〇	一、二六六、八〇〇	三、一六七	二、七四三、五〇〇	五、九〇〇	四、六二〇、三〇〇
自昭和十一年度	二八、五六三	一九〇					一〇、一〇七
至昭和十八年度	八〇〇、〇〇〇	一、四三五	一、二六六、八〇〇	三、一六七	二、七四三、五〇〇	五、九〇〇	四、八二〇、三〇〇
昭 和 十 九 年 度	八〇〇、〇〇〇	一、四三五	一、二六六、八〇〇	三、一六七	二、五九三、五〇〇	五、五九〇	四、六二〇、三〇〇
自昭和二十一年度	毎年						一〇、一八二
至昭和二十三年度	八〇〇、〇〇〇	一、四三五	一、二六六、八〇〇	三、一六七	—	—	四、六〇三
昭 和 二 十 四 年 度	七二〇、〇〇〇	一、三三五	一、二六六、八〇〇	三、一六二	—	—	四、四六七
計	一、七二〇、〇〇〇	二、二〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	四、七五〇	二、七六六、二〇〇	五、六六〇	一、九四四、八〇〇
							二、七二一、八〇〇

然る處昭和十一年夏またまた中鮮以南に大洪水があつて、其の被害の甚大だつたことは彼の大正十四年及昭和九年の大洪水を凌駕するものがあつた。右の様に近時洪水被害が頻發するのに鑑み、根本的對策樹立の緊要であることが痛感されたので、昭和十一年十月總督府に治水調査委員會を開催し、右の對策に付て審議させた處、本事業に關しては既定計畫の繰上げ實施を、現計畫以外の地域に付ての事業計畫の急速樹立を圖るの外輕微な禿裸地及林間裸地に對しての復舊策實施、風水害に因る災害林地の急速復舊等大々的に砂防事業の進捗を圖るの要ある旨答申があつたので、右答申に基いて昭和十二年度以降左記に依り全面的に本事業を施行することに計畫を改訂し實行中である。

記

昭和十二年度以降砂防事業計畫

林業

一、國費事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十一年度五六〇圓、同十二年度以降五〇〇圓)

第一期砂防事業は昭和十年度を以て終了したので、前記の通第二次計畫を立て實行中のところ、昭和十一年本府に開催の治水委員會の答申もあり、昭和十二年度以降右の計畫を改め次表の通荒廢激站であつて工事費多額に上り、且技術上特に重要な地域三萬九千五百二十五町歩に對し從前の通國費經營を以て實施しやうとするものである。

年	度	金	額	施行	面積
自昭和十一年度	毎	一、一〇〇、〇〇〇	円		二、二〇〇町
至同十二年度	毎				
自同十一年度	毎	一、五〇〇、〇〇〇			三、〇〇〇
至同十二年度	毎				
自同十一年度	毎	一、六〇〇、〇〇〇			三、二〇〇
至同十二年度	毎				
自同十一年度	毎	一、五六二、五〇〇			三、一二五
至同十二年度	毎				
計		一九、七六二、五〇〇			三九、五二五

昭和十二年度國費砂防事業各道年度別施行面積表 (單位町步) (一)

道名	自昭和十一年度	至昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年度	昭和二十一年度	昭和二十二年和
京畿	毎	二八〇		二八〇	毎	二八〇		四六〇		四六三		六〇〇
北	毎	一四〇		一四〇	毎	一四〇		二二〇		二二〇		二九〇

林業	道名					(其の二)	計																
	全南	全北	忠南	忠北	京畿		咸北	咸南	江原	平北	平南	黃海	慶南	慶北	全南	全北	忠南						
毎年	自昭和二十三年度至同二十五年年度						二、二〇〇						五〇〇	八〇〇	六〇〇	一〇〇	二五〇						
	一	二五〇	五三〇	二九〇	六二〇		二、二〇〇						五〇〇	八〇〇	六〇〇	一〇〇	二五〇						
	昭和二十六年年度						二、二〇〇						五〇〇	八〇〇	六〇〇	一〇〇	二五〇						
	一	三三〇	五三〇	二九〇	六六七		三、〇〇〇	七〇	一五〇				五七〇	九四〇	七〇	一四〇	四〇〇						
	計						三、〇〇〇	七〇	一五〇				五七九	九二三	七〇	一四〇	四〇五						
	六八〇	二、三〇〇	五、四五五	二、九〇〇	六、三〇〇		三、二〇〇	一五〇	八九〇		六〇	八五	八八五	四九五	六〇	二五〇	五三〇						

一八一

道名		計		北		南		全		北		南		全		北		南		全	
慶	北	五五	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
慶	南	三八五	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
黃	海	八五	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
平	南	六〇	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
平	北	三〇	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
江	原	一九〇	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
咸	南	八五	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
咸	北	一五〇	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三
成	計	三、一〇〇	三、一〇〇	一五〇	八五	一九〇	三〇	六〇	八五	三八五	四三	七〇七	一〇、七五	九〇〇	四一〇	一、八〇〇	三〇	六〇	八〇	三八五	四三

河川名	道	黄	海	平	南	平	北	江	原	咸	南	咸	北	計
挿橋川														五三
錦江														六九六
萬頃江														一〇〇
東津江														一〇〇
榮山江														四七
蟾津江														一八三
洛東江														一、四七
兄山江														一八六
安邊南大川														一〇〇
城川江														三〇
其の他														八二一
計		四三〇		三〇〇		一一〇		一、八〇〇		四三〇		九〇〇		三、五三

二、一般道費事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十二年度四〇〇圓、同十二年度以降三七〇圓)

要砂防地二十二萬八千五百十七町步中、國費經營を以て工事施行を必要と認められる地域が三萬九千五百餘町步ある。尙次に記する洛東江流域事業(五萬八千六百八十町步)、民營砂防事業(七萬九百七十町步)及東海岸鐵道保全砂防事業(四千九百七十六町步)を差引いた六萬六千六百六十六町步の地域は荒廢の程度稍低く、従つて經費も少く技術上から見ても國費事業地に比して簡易なので、道費を以

年度金額施行面積

昭和十二年度以降道費砂防事業各道年度別施行面積表（單位町步）（二）

一八五

林業

一八六

道名	自昭和十二年 至同十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年
慶北	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	五八五	五八五
慶南	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	七四五	七四五
黄南海	七〇	七〇	一〇〇	一〇〇	一三〇	一三〇	一三〇
平南	六〇	六〇	六〇	六〇	九〇	一〇〇	一〇〇
江原	五〇	五〇	六〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
咸南	五〇	四〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
咸北	五〇	四〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
計	四、四一〇	四、四一〇	四、四一〇	四、四一〇	四、四一〇	五、四一〇	五、三七六

(其の二)

道名	昭和二十二年 同二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	計
京畿	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一七〇	二六、三〇四
忠北	二四〇	二四〇	二四〇	二五九	九、七四九
忠南	一、〇一五	一、〇一五	一、〇一五	一、〇一五	一五、九九四
全北	一五〇	一五〇	一六〇	一六三	五、六〇一
全南	五〇	六〇	一〇	一〇	二、六八九
慶北	二六〇	二六〇	二七〇	二七八	三、九八八
慶南	五四〇	五三〇	五四〇	五四六	五、七〇九

(11)

一八七

[illegible]

萬頃江	東津江	榮山江	蟾津江	洛東江	兄山江	安邊南大川	城川江	其の他	計
1	1	1	1	1	1	1	1	八五五	一、五三二
1	1	1	1	1	1	1	1	六	四元
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	三、〇五六	三、一五六
1	1	1	1	1	1	1	1	一〇〇	三〇三
1	1	1	1	1	1	1	1	七三	七三
六三	一、二四六	八六	三、〇七三	五三	五七	五〇	一〇〇	二〇、四九一	六、一六六

二、洛東江流域事業（町當經費人件費を含み昭和十、十一年度四六五圓、昭和十二年度四四〇圓）

洛東江の氾濫に依つて流域住民は永年塗炭の苦を嘗め、殊に昭和八年度は再三の氾濫で水害に依つて莫大の人命財産を失ひ其の慘狀は實に見るに忍びないものであつたのである。是は全く流域林野の荒廢によるものであつて利害を共にする慶尙南・北兩道相提携して本流域の治山に依つて被害の根本的防除を圖らうと洛東江流域治山事業計畫を樹立し、昭和九年四月十三日附兩道知事連署を以て上申して來たものであるが、兩道管内荒廢林野中國費直營を以て施行しなければならない地域を除き全面積五萬八千六百八十町歩を次表の通十箇年に完成しやうとするものであつて、之に要する資金の八割は道に起債させ、之の利子及償還額に對し國庫より七割五分相當額を補助しやうとするものであつて、

洛東江流域砂防事業計畫表
(十箇年)[illegible]

計	
五、九〇〇	
(一)	一、七四三、五〇〇
(二)	一、六四六、一〇〇
(三)	五八八、七〇〇
(四)	五八八、七〇〇
五、九〇〇	
(一)	二、五九六、〇〇〇
(二)	一、五五七、六〇〇
(三)	五九、二〇〇
(四)	五、九、二〇〇
五、五八〇	
(一)	二、四五五、二〇〇
(二)	一、四七三、一〇〇
(三)	四九二、〇四〇
(四)	四九二、〇四〇
五八、六八〇	
(一)	二六、一四、二〇〇
(二)	一五、六六八、五三〇
(三)	五、三三、八四〇
(四)	五、三三、八四〇

四、江原道東海岸鐵道保全砂防事業 (町當經費人件費を含み三七〇圓)

近く全通の豫定にある東海岸鐵道の沿線には約二萬一千町歩の荒廢林野があつて、中でも江原道内にある荒廢林野は豪雨毎に夥しい土砂を流出して甚しく河床を高め前例に徴しても、此の儘放置するときは綽路及橋梁を屢々脅かすことゝなるので、交通保全の爲之を速かに復舊させる必要を認めて、昭和十二年度以降十箇年に約五千町歩の禿裸地に對し左の通砂防事業を施行することゝしたのである。本事業は洛東江流域事業と同様事業經費の六割相當額を起債償還の際國庫から補助し、道と地元邑面には各々二割を負擔させるものである。

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十二年 度 毎 年	一八五、〇〇〇 _{町歩}	五〇〇
至同 二十一年 度	一七六、一二〇	四七六
計	一、八四一、一二〇	四、九七六

五、民營砂防事業 (町當經費人件費を含み一四〇圓)

林 業

全鮮に亙つての荒廢林野中には傾斜が緩かで荒廢の程度も低いものが約一萬七千六百町歩ある。尙アカマツ成林地であつて、其の他の地被物を缺如した所謂林間裸地が約五萬三千三百町歩あつて、何れも現狀の儘永く放置するときは年々共に荒廢の度を増し、或は土砂を流出して治山治水の完璧を期し得ないので、國費及道費砂防事業を併行して復舊せしめることとしたが、之等林野は比較的荒廢の程度が輕微なので、國又は道から相當助成するときは一層容易なるので、左の通實施することに計畫を樹立した。

本計畫は昭和十二年度以降十五箇年に亙つて實施しやうとするもので、事業費の七割は國庫から補助し、二割は道、一割は林野所有者又は蒙利者に負擔させることとし、尙本事業は林野の狀況が一般砂防地とは其の趣が違ひ、又之等林野の利用狀況等を見ても他と異なるので、砂防事業令は適用しないこととした。(國及道の負擔は道費事業と同様起債に依る)

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十一年度 毎年	五一一、〇〇〇 _円	三、六五〇 _{町歩}
自同十二年度 毎年	八四〇、〇〇〇	六、〇〇〇
自同十三年度 毎年	八〇七、八〇〇	五、七七〇
計	九、九三五、八〇〇	七〇、九七〇

民營砂防事業施行豫定面積表（單位町步）（一）

道 名	年 度	自昭和十二年度至昭和十九年度				自昭和二十年度至昭和廿五年度				昭和廿六年度和		計
		每年	每年	每年	每年	每年	每年	每年	每年	計	計	
道	畿	500	840	840	840	840	840	840	840	840	840	9,882
京	北	150	260	260	260	260	260	260	260	260	260	3,000
忠	北	400	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	10,660
忠	南	400	450	450	450	450	450	450	450	450	450	6,378
全	北	330	164	164	164	164	164	164	164	164	164	2,334
全	南	600	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	12,950
慶	北	700	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	13,533
慶	南	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,866
黃	海	100	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,088
平	北	50	43	43	43	43	43	43	43	43	43	543
平	南	130	290	290	290	290	290	290	290	290	290	3,906
江	原	150	250	250	250	250	250	250	250	250	250	2,826
咸	南	50	80	80	80	80	80	80	80	80	80	957
咸	北	3,650	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	70,970
計												

民營砂防工事河川別施行豫定面積（二）

林

業

[illegible]

河川名	道	黄	海	平	南	平	江	原	咸	南	咸	北	計
清川江				一、四七		二、六							一、六七
大川江		四、九三											一、九四〇
禮成江		三、四											三、四
漢城江								一、五					六、五九
安城江													一、〇九三
挿橋川													四、六
錦江													一〇、五〇九
萬頃江													九、五
東津江													五、九二
榮山江													七、四九
蟾津江													四、一六三
洛東江													三、八五
兄山江													三、八
安邊南大川						一、五							一、五
城川江						一、七三							一、七三
其の他		二、二九		六、〇三		四、五		二、七四七		二、四四		九、五七	二〇、九三
計		二、九三		二、〇八		五、四三		二、九〇六		二、八三六		九、五七	七〇、九七〇

六、災害林地復舊砂防事業（町當經費人件費を含み一、〇〇〇圓、江原道八〇〇圓）

林業

一九五

昭和十一年八月中旬の豪雨と八月下旬南鮮地方に襲來した猛烈な颱風及之に伴つた豪雨に依つて、京畿・忠北・全北・慶北・慶南及江原の六道管内で約四千町歩の林野が崩壊し、激烈な土石流の爲下流地方は夥しい被害を蒙つた。是等崩壊林地を此の儘放置するときは、今後豪雨毎に周圍に擴大して再び大崩壊の原因となる虞があるので、特に急速復舊を要するを認められる一千八百十町歩に對し、復舊計畫を立てた。本計畫は三箇年に事業を完成するものであつて、國有林野に對しては國庫から全額を補助し、其の他の林野に對しては八割を補助し、道費は二割を負擔するものである。

災害林地復舊砂防事業道別年度別表

道名	年度	自昭和十一年至昭和十二年度		昭和十四年度		計	
		總經費	施行面積	總經費	施行面積	總經費	施行面積
京畿道	毎年	三〇、〇〇〇	三〇町歩	三〇、〇〇〇	三〇町歩	一〇〇、〇〇〇	一〇〇町歩
忠清北道		七〇、〇〇〇	七〇町歩	六〇、〇〇〇	六〇町歩	二〇〇、〇〇〇	二〇〇町歩
全羅北道		二〇、〇〇〇	二〇町歩	一〇、〇〇〇	一〇町歩	五〇、〇〇〇	五〇町歩
慶尙北道		一〇、〇〇〇	一〇町歩	一〇、〇〇〇	一〇町歩	三〇、〇〇〇	三〇町歩
慶尙南道		一五〇、〇〇〇	一五〇町歩	一五〇、〇〇〇	一五〇町歩	四五〇、〇〇〇	四五〇町歩
江原道		一五、〇〇〇	一五〇町歩	三三、〇〇〇	三九〇町歩	五四〇、〇〇〇	六八〇町歩
計		五四一、〇〇〇	(一〇〇)	五九二、〇〇〇	(九二)	一、六七四、〇〇〇	(三〇〇)

備考 一、括弧内は國有林關係の分を示す。

二、一町步當經費江原道八〇〇圓、其の他は一、〇〇〇圓とす。

造林貸付竝に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法では單に部分林又は貸付の制を設けたのに過ぎないが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。即ち本制度は一般に造林を獎勵し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものであつて、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を附けたものであるが、爾來之が出願者激増し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十一年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬二千六百八十八件、面積百三十九萬五千五百二十四町步で、内既に造林事業成功に因り讓與したものは三萬七千五百二十九件、面積八十一萬六千二百八十二町步に達してゐる。

尙治山事業を促進するに共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年度以降十箇年間に國有林野約五十萬町步を貸付する豫定である。

國有林野存廢區分調査竝に實測及價格調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雜地等にして管理

保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十一年度末迄に調査の結果、要存の解除したもの七十四萬九百五十八町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積（造林貸付地及緣故林讓與出願地を除く）は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保するに共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を計るべく計畫を樹て着々實行中である。昭和十一年度迄に於ける實測面積百六萬九千町歩、價格調査面積百十萬町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中に面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有と認むべき標準に達せざる

が爲林野調査に際し國有を査定せられたるもの（二）舊森林法の規定に依る地籍屑を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、竝に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有として査定せられたるものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の状態・占有の意思毫も民有と異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査と土地調査と各適用法令を異にしたる結果所有權を認めらるゝに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか、緣故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を買ひ、民心を惡化せしむるの虞あり、又一方緣故者に在りては緣故林野の歸屬確定せざるため愛護の念薄く爲に林業振興上支障尠なからざるものあるに鑑み、此の際各緣故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することゝし、以て民心の安定と林野の改善促進を圖れり。即緣故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩なり。之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定を樹て豫定の通昭和九年度を以て全部の處分を完了せり。

國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町步（大學演習林として貸付）に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百十一萬町步の林野（主として現在新義州・渭原・江界・茂山の營林署所轄區域）に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町步の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町步に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめて來た。然るに此等の事務事業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し國有林の經營・保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くるに共に、從來の山林課出張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたが、同七年八月十九日營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。而して昭和九年四月更に營林署一箇所及昭和十二年四月二箇所を増設し、道所轄林野の一部を之に移屬したので、現在營林署の管轄は約三百四十四萬町步に達し、

大體元山林課出張所及營林廠の事務事業を繼承したもので、漸次施設の擴充を期してゐる。

次に森林經營の標準である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基いて應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等潤葉樹の利用工業などが頼に旺盛になつて、其の原料供給の重要資源を包藏する國有林は頗る重大なる使命に直面し、輒近の進歩せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは毎年三八萬町歩宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手することゝなつた。

營林の狀況 以下營林署に於ける事業の概況を叙述すべし。

イ、**所管面積樹種及材積** 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三百四十四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、潤葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ(紅松)・タウヒ・モミ類(杉松)及テウセンカラマツ(落葉松)等であつて、潤葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ及ヲノヲレカンバ等である。

ロ、**伐木運材及流筏** 鴨綠江流域では、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、豆滿江では咸鏡北道茂山郡、大同江では平安南道寧遠郡、所在國有林から主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類の丸太柚角電柱材を江原道東海岸森林からアカマツを伐出

する外鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の潤葉樹をも伐出する。伐採は春より秋迄行ひ運材は十月迄は軌道に依り十一月以降は積雪を利用して専ら牛曳に依る。而して鐵道輸送に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するのである。

流筏は通例四月開始して五月より九月迄が最盛期で、十月に終了するのが常である。之に従事する筏夫は作業困難な上流では内地人筏夫を使用し、下流では朝鮮人筏夫を使用して居るが近時朝鮮人筏夫の技倆上達し其の従事員數も漸次増加しつつある。

ハ、漂流木整理 明治四十二年三月鴨綠江探木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは代木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定した。又同七年二月豆滿江の漂流木整理に付いても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとした。爾來以上の方法に基き整理して來たが、同月六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこととなつた。近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因つて、漂流木は著しくその數が減少して來た。

ニ、製材 鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材、鐵道枕木・箱材等を製作するの外、昭和十二年度より江原道に於けを潤葉樹材を京城及江陵營林署の

山地製材所に於て製材し、主として羽目板・床板等の加工品を製作してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數六（内新義州四）、動力八百三十馬力（内新義州七百七十馬力）を有し、その製材能力は一箇年原木二十六萬立米（内新義州二十五萬立米）、製材十七萬五千立米（内新義州十七萬立米）である。

ホ、販賣 署材（原木及製材品）の販賣は、往時は専ら鮮内に於ける官用材にのみ供給したたが、森林の開発促進の必要上逐年生産材の増加を圖り、大正初年より一般民間の需要に應ずることゝなつた。而して木材の需要は一般經濟狀勢に支配せらるゝ外輸入材の多寡・滿洲側の購買力の盛衰等に依り過去に於ける其の業績常に一樣でないが、創始以來銳意生産費を節減して低廉販賣の實行に努め、博覽會其他の機會を利用して販路の開拓に努め、或は又代金延納制度並大口取引制度等を設けて製品の賣捌を圓滑迅速ならしむる等、生産に取引に改善を加へ大いに之が宣傳に努めたる結果、近時署材の美點が世に認められて、内地方面の需要を喚起するやうになつた。殊に滿洲事變以來對滿輸出激増して、其の販路は益々廣汎になつた。

ヘ、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限つて之を實行してゐる。最近五箇年間の拂下數量を掲記すれば左の通である。

立木拂下數量及價格

年 度	材 積	價 格	年 度	材 積	價 格
昭和七年度	一、二四五、八三五 ^{立方米}	一、〇七、四九三 ^円	昭和十年度	一、四三三、六二二 ^{立方米}	二、三三、四五三 ^円
同 八年度	一、五五、六三	一、七三、六四	同 十一年度	一、六三三、三六	三、〇七、〇一三
同 九年度	一、五四、三六	二、七三、〇三			

ト、森林土木 森林土木は主として斫伐林地の開発・利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修、林道の開鑿及交通通信施設である。此等の施設は斫伐量の増加と共に逐年擴充されつゝあるが林地の變遷に伴つて其の數量は常に一定しない。

チ、森林鐵道 林産物の利用増進を圖る爲昭和四年度より同八年度迄の間に於て經費百十四萬九千圓を以て平安北道厚昌郡東興・面南社水流域に森林鐵道四八・三^{軌間二呎六吋軌}を敷設した。右の外北鮮開拓事業の一部として昭和七年度から惠山線及白茂線に連繫する森林鐵道（二三三・四^{條二十五封度}）及軌道（二六四・九^呎）を敷設し、尙山地に簡易製材工場を設けて、白頭山を中心とする北鮮の豐庫を開發する計畫の下に目下實行中で其の一部は既に完成して利用されてゐる。

リ、造林 國有林の造林事業は明治四十四年以來林地の實況に應じて人工植栽又は天然生育等に依り實行してゐる。即ち人工植栽は未立木地の如き大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地

に對して之を行ひ、伐採跡地の如きは天然生育に依るこゝし成るべく母樹の殘存を圖り、且天然下種に依り成林を容易ならしむる爲整地を行ひ又稚幼樹の成育を促進する爲成林撫育をなし以て更新の達成に努め其他附帶事業として播植地に對する補植手入、防火線の設定苗圃の經營をなしつゝある。然れ共從來財政の關係上其の施設餘りに小規模にして、植伐の均衡を得ず將來の林利の保續上大いに考慮を要すべき狀態にありたるを以て、昭和十年度に於て造林計畫を改訂し一部事業量を増加し目下實行中である。最近五箇年間の造林面積を掲記すれば左の通りである。

年 度	新 播 植	天然生育 補 播 植	天 然 下 種	成 林 撫 育	計
昭和七年度	七、六六 _{ha}	一 _{ha}	一、五六 _{ha}	三、七八 _{ha}	三、九六 _{ha}
同 八 年 度	八、三九八	一	一、三五五	四、五五九	一四、二二三
同 九 年 度	九、四三六	一	八〇〇	一〇、八七一	二二、〇九七
同 十 年 度	五、二四〇	五、二五五	一、三三一	一九、一六三	三〇、八八九
同 十 一 年 度	四、五四三	八、〇六六	一、四〇〇	一七、〇〇四	三三、〇三三

北 鮮 開 拓 事 業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豐山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町步（約一千四百方里で内地四國地方の面積よ

りも尙廣大である）は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包藏し、其の力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併し乍ら從來交通運搬の利便を缺き爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乘じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖を圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、（一）森林の利用開發（二）火田民の指導及農耕適地等の開放處分（三）森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述べれば左の如くである。

（一）森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標とし、白茂線及惠山線と連繫する森林鐵道（九線、二）を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道（二六四）を敷設し、又山地に簡易製材工場（二二）を設け、以て林產物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度に於て着工を見現

に實施中である。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分

本施設は既住の火田民四萬戸二十數萬人(開拓事業計畫に於ては昭和五年九月末現

在調に據り三萬餘戸、十八萬人と豫定せるも事業の着手當時調査の結果上記の通増加せり)に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な自作農として定着せしめ繁榮ある山村を建設して拓地殖民の先驅たらしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地なきときは移轉料を支給し移轉收容を爲す)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付を爲し、爾後火田民が定着したときは之を讓與するの方針を以て目下銳意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七、九、十一の三箇年度に互り山農指導區六十一箇所(指導手一)及同監督事務所六箇所(各所監督技手一名の外關係替林署及郡職員の一部を兼勤せむし)を配置し、既に夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を舉ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好である。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地とし

て必要ならざる地域約二十餘萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することゝし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始せるが、内五、三一八町歩は既に開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を了し、又鮮滿拓殖株式會社に對し農耕適地等約八萬町歩を貸付の見込なり。

(三) 森林保護 前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導し定着を策す。雖、今後新規の冒耕は絶對禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とするが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩^(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩^(二六方里)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるが爲之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することゝし、昭和七年度及九年度に於て林森保護區十一箇所を増設し、且森林主事十一名及森林主事補二百四十二名を増配し、既設機關を併せ其の不斷の活動を促す。共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては常に開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺を森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、漸く其の跡を絶たんとするの實狀であつて、豫期以上の好成績を收めてゐる。

林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、従て殖林上試験及調査を要する事項少からざるを以て、本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙林業全般に互りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し同十一年八月京城郊外清凉里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、屬二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試験及調査竝に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松姑蜆及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・實疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り産業開發に努む。

여 백

一一 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至つたが、此等在來市場は依然地方重要の商業機關にして、昭和十一年末に於ては全鮮を通じて其の數一千五百七箇所、其の取引額一箇年三億一千四百萬圓以上に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期開市せられ、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地より購客來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。在來市場には客主・居間・監考・典當取引機關がある。

イ、客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、其の商行爲とする所恰も内地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するものである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人になつて周旋の勞に當る者がある、稍客主業と相似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも、市場取引の米穀は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考の升量を受け其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習がある。然れども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當業者（質屋業）多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の比準は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は時期の頗る短きものあり、然し何れも利息支拂に依り延期し得るこゝ及流質となりたる場合典當權者當然典物を賣却處分し得ることは、内地質屋業と異なる。

其の他商業機關として契等に關する慣行あるも、行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝある。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物產の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨・吳服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九月四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任する時は種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は產業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せ

らるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	充	三一	二	一〇三	二〇七	三八	五	二六	六	一四	二、三二

朝鮮に支店を有する内地會社營業種別 (但し鮮内支店數を示す)

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	三	三五	一三	九	八	四	六	四	一	一五	一八三

朝鮮に支店を有する外國會社營業種別

年 次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	一	六	一	一	五	一	一	一	一	一	三

取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年領事の認可を得て設立したる株式會社仁川米豆取引所を認容せる外、一切取引所の新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業及經濟界進展の實狀に鑑み取引所制度確立の必要を認むるに至つたので、爾來慎重に之が調査研究を重ね、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月

其の施行規則を制定發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てた。而して新令に於ては取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざらしめ、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩會社の合併を爲し得る途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむるに共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎭南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇の猶豫期間を置き之を廢止することとし、（昭和七年末限り廢止）新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎭南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を免許した。又株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は同一月一日合併の認可を受け、新に株式會社朝鮮取引所を設立し、從前通り仁川に於ては米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行つてゐる。

●●●●●
正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、此等の市場にて行はれたる直取引の爲、別に正米市場規則を發布し（昭和六年九月）取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することゝなつた。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外し、本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若は

仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めないこととした。

正米市場は（昭和十年十）釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二）一あるのみである。
（月設置許可）

商 工 會 議 所

商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾が少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したるが、會議所として存立の意義を有せざるもの少くなかつたので同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閱すること十五年同令も亦長足の發達を遂げ、殆ど其の面目を一新せる朝鮮の實情に副はざるものあるを認めたので、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、時代の要求に應じ名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益々其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津の十六にして此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を営む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以つて申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなきのみならず、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく、爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜產物、毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材及其の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限りたるが昭和十年電球及琺瑯鐵器を又昭和十二年人絹織物、ゴム靴及靴下を追加せり。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和十二年三月末現在に於て織物・酒造・紙物・穀物輸出・木炭・電球・琺瑯鐵器・人絹織物・靴下の同業組合各一、人蔘同業組合二、ゴム靴同業組合三、蠶種同業組合四、果物同業組合八、同聯合會一、合計二十七に達し、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴

張を圖り或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲、相當活動を爲してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散した。

産業組合

産業組合制度は産業の現狀に照らし最も緊要の施設たるを認め、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるも、信用事業は既に金融組合制度の施行せらるゝありて相當の發達を示したので、之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際徒に數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は昭和十二年九月末に於て組合數百十、組合員數約十四萬人、出資金二百二十五萬二千圓、積立金二十四萬三千圓、借入金六百七十四萬三千圓、事業高千九百五十萬圓である。

石油業取締

最近國內に於ける石油の需要は著しく増加し、加ふるに内外情勢の急激なる變化に依り石油業は産業

上、國民經濟上、將又國防上頗る重要な地位を占むるに至りたるに拘らず、國內に於ける之が資源は極めて少く製油業亦不振の状態にあるに鑑み、昭和九年七月一日より石油業法を實施し石油精製業及輸入業を許可事業とし、毎年の事業計畫に對しては認可制を採り又業者には常時一定量の石油の保有をなさしめ、其の他業者の營業に關し諸般の監督命令を發し得ることとし、以て石油業の確立保護及石油需給の圓滑を期し斯業の健全なる發達を圖ることとなつた。而して現在本法に依り許可を受けたる石油精製業者は元山に於ける朝鮮石油株式會社及釜山立石商店の二社であり、又輸入業者は内國會社五社、外國會社三社、合計八社であつて鮮内に於ける需要の大部分は之等にて供給してゐる。現在の需要高は揮發油一二五、〇〇〇軒、重油一二五、〇〇〇軒、燈油八〇、〇〇〇軒、輕油及機械油各二七、〇〇〇軒であるが、各種産業、交通の發達に伴ひ最近の需要増加は殊に著しく揮發油、重油の如きは三割内外の増加を示し數年後には現在に倍加する需要を見るべく、之が爲本府に於ては可及的鮮内工場に於ける之等石油の増産を促し他方人造石油製造事業法に依る石炭低溫乾餾事業及石炭液化事業を助成して埋藏量豊富なる褐炭の利用に依る揮發油、重油等の増産を圖り、尙アルコール工業の振興を圖り揮發油及アルコール混用法を實施する等専ら液體燃料自給自足の域に達せしむべく努力中である。

商 工 獎 勵 館

商工獎勵館は本府の經營に係り、從來殖産局商工課に附屬したのであつたが、其の活動を自由ならし

め十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年四月商工課より分離して獨立の一部課として認めらるゝに至つた。

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖るに共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地上海浦鹽就航船室の一部を借受け朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むるに共に本府東京事務所の一部に朝鮮に於ける資源及産業の狀況各種施設並其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して朝鮮事情の周知徹底に資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣韓旋の衝に當り其の眞價の發揚に商圈の擴張に資する等積極且動的活動に任すべく銳意努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は疆内各地に開催せらるゝ各種展覽會及即賣會等の出品の韓旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずるに共に、見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に銳意後援助成の勞を採り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・產地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を闡明にするに共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の韓旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等、銳意積極的活動に努めてゐる。

二二 工業

工業の概況

朝鮮の工業は往時相當の發達の遂げたことがあつたが、漸次衰退し李朝の末期に在つては纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・釀造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗惡にして一般の需要を充す能はず、日常必要品の多くは之を輸入に俟つ状態であつたが、本府は施政以來銳意之が改善を發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し來たれると共に、朝鮮人の工業に關する知識啓發せられ、工場經營を試みんとする者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織・製絲・製鐵・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が設立せられるに至つた。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を目論むもの益々増加するに至つた。昭和十一年に於ける工産額概算は七億二千八百六十九萬圓、此の内二億二千八百二十萬圓は家内工業又は副業の所産である。

業種別工産額 (昭和十一年概算)

工業

二二一

工業	九千八百三十五萬圓
紡織工業	三千三百十七萬圓
金屬工業	一千三百九十一萬圓
機械器具工業	二千八百一十一萬圓
窯業	一億九千五百六十五萬圓
化學工業	一千十萬圓
木製品工業	一千三百二萬圓
印刷及製本工業	三千九百九十萬圓
瓦斯及電氣工業	一億九千八百六十四萬圓
食料品工業	一億四百二萬圓
其他工業	七億二千八百六十九萬圓
計	

家内工業

機業 機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業であるので、共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めてゐる。

イ、木棉織物 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十一年五百六十八萬圓で此等は農家婦女子の副業的產物にして棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。近來紡績綿を用ひ、ボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加して來た。

ロ、麻織物。在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南北道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。最近紡織麻絲を以て製織するもの増加しつゝある。昭和十一年に於ける家内工業所産のものは六百五十三萬圓に達する。

ハ、絹織物。慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とす、多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬最も有名である。昭和十一年家内工業産額四百五十九萬圓に達する。

陶磁器製造業。高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨勵に依り、近時漸く復興を見つゝある。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富であるので、斯業の將來は極めて有望である。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資してゐる。昭和十一年中の家内工業所産に係るもの二百六十二萬圓、製品の中は食器類等の日用品である。

朝鮮紙製造業。朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導奨勵に依り近時著しく品質が改善せられた。

本府は年々補助金を交付し、各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖つてゐる。昭和十一年に於ける産額は二百十七萬圓、多くは鮮内にて消費せられるが窓紙用・包装用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

酒類醸造業 朝鮮に於ける在來の酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎であつて、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等の種類があるが、産額は多くない。

イ、藥酒 帶褐淡黃色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁である。一種の芳香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥麵である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗麴及水にて醗を仕込み、十日以内にて釀成せる白濁の酒にして酒精含有量少く、酸の臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、燒酎 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とする、日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒精含有量三十三度内外を普通とする。

此の他朝鮮白酒は外觀香味共に濁酒・藥酒の中間に位するものであつて、酒精含有量は十一、二%である。

過夏酒に味淋酒の甘味酒であつて酒精分三十度内外、夏期のみ飲料とするもの、酒精分十三、四%にして所謂高級飲料とするものである。前者は麥麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料として釀造

し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とする。

甘紅露は燒酎に蜂蜜を加へ、桂皮ミ生薑の少量にて香を付し、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒であつて、酒精分二十乃至三十%を含む。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたので、當局は技術の指導改善を爲すに同時に製造場の集約合同に力を致したる結果、次第に大量生産に轉向しつつある。

種 別	昭 和 十 一 年		
	製造場數	製造石數	一場當製造石數
燒 酎	二四戸	三九、九三	一、七四石
藥 酒	九五一	一〇一、三五	一〇七
濁 酒	二、四〇〇	一、九五、九三	八六

金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盃・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者各處に多い。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

近年機械類の製造を爲すものもあるも未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝも、加工彫刻の見るべきもの少い。

雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草・筵・及莞草スリツパ製造業 莞草は一種の三角蘭にして京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す

る、此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮にて古來より使用せられており、昭和十一年の産額百十一萬枚、百二十二萬圓に及んだ。近時之を以て造れるバスケット等の新製品は海外に輸出せられる又莞草芯を以て造つたスリッパ類も最近多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平・慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリッパの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名がある。木工品は櫓・箆・簞・漆器等がある、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸出向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類、肥料等の容器として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益々有望なる事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励する。昭和十一年の産額七千四百三十萬枚、九百四十一萬圓に達する。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の隆興に因り産繭高次第に増加するに共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場設立せられた。昭和十年工場數百十三、製絲金額一千三百六十二萬圓に達したが製品多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡績株式會社釜山工場（三萬九千錘）、東洋紡績仁川工場（三萬二千錘）及鍾淵紡績光州工場（五萬錘）、京城紡績（二萬二千錘）の外、永登浦に鍾淵紡績（五萬錘）、東洋紡績の工場（三萬二千錘）があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものであつて、今後内地大會社は鮮内各地に夫々工場設置計畫中である。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるゝ綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額五千八百萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、其の四割は之を内地よりの移入に俟つてゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつゝあつて斯業の將來は極めて有望である。尙昭和十年の綿布生産高二千七百五萬圓中、工場生産高は一千九百八十一萬圓に達する。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場（二千二百十臺）東洋紡績仁川工場（二千二百九十二臺）鍾淵紡績光州工場（二千二十臺）京城紡績株式會社永登浦工場（八百九十六臺）東洋棉花株式會社木浦工場（百三十八臺）及鍾淵紡績永登浦工場、東洋紡績永登浦工場等であつて之等は殆んど粗布及細

布類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業

朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品と稱すべきは極めて少部分を占むるに過ぎないが人絹織物にありては最近需要急激に増加し、昭和十年に於ける移入高七千二百六十六萬餘万碼、一千九百五十餘萬圓に達したが、之が爲鮮内自給を目的として多數の工場設立せられ目下計畫中のもの亦尠くない。

主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織物工業の發達と共に染色工業の勃興を見前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織・釜山織物は孰れも染色設備を有し此の外昌和工業（永登浦）京畿染織株式會社工場（永登浦）等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝある。現存工場は孰れも中小工場に屬し、平壤は其の中心地である。

最近靴下の對滿洲輸出益と増加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は相當期待せられつゝある。

六、緑綿工場 棉花の増殖に伴ひ、緑綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十年緑綿生産高一萬六千噸一千五百十三萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ 製鐵工業 朝鮮には褐鐵鑛・赤鐵鑛・磁鐵鑛等優良なる製鐵原料豊であるが、黃海道兼二浦に日

本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）あり、銑鐵を製し、最近鋼鐵の製造をも開始した。

ロ 金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社・南浦精鍊所・朝朝鑛業開發株式會社・南製鍊所及朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

ハ 輕金屬工業 朝鮮には全羅南道玉埋山附近の明礬石、咸鏡南道端川地方のマグネサイト等優秀な輕金屬鑛の鑛區在り、明礬石に付ては朝鮮にて「アルミナ」を製したる後内地に送り「アルミニウム」の原料に供せられ、「マグネサイト」に付ては之を原料とし、金屬マグネシウムの製造を目的とする日本マグネシウム金屬會社の興南工場建設中である。

八、金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎずして大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶車輪工具機械類等の需要の増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社・永登浦工場・朝鮮商工株式會社・平壤及鎭南浦工場・京城電氣株式會社・釜山田中造船所等である。

九、陶磁器工業 朝鮮には到る處優良なる陶磁器原料を産し、且日用品・土木建築用品等の陶磁器製造の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式會社・釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮

人向の食器類を製造する。

十、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、年三百七、八十萬圓の輸移入を見つゝあり、然し全羅南道・

黃海道等の海岸には優良なる硝子原料硅砂を多量に産するので今後斯業の發達すべき餘地少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業の勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤（平南）、川内里（咸南）、古茂山（咸北）及朝鮮

セメント株式會社（海州）に工場があつて鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出を爲してゐる。朝鮮は到る處優良なる石灰岩・粘土・石炭等を産出しセメント工業の適地多く斯業は今後益々有望である。

尙右の外目下黃海道鳳山郡に朝鮮淺野セメントが工場を建設中である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低溫乾餾に依りて多量のタールを溜出することに成功し、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低溫乾餾事業を創めたが、昭和十年三月より之を同系の朝鮮石炭工業株式會社の經營に移した。同工場は年二十萬噸の石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙咸鏡北道阿吾地に同社の石炭液化工場あり近く操業を見る豫定である。

一四、石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝあり。最近朝鮮窒素肥料株式會社は自家過剩脂肪酸の消化策として大規模の石鹼工場を設立操業を爲してゐる。

一五、油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏胡麻・蓖麻子・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め之等よりの採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦工場(棉實油)、北鮮油脂株式會社(大豆油)等がある。

ロ 魚油製造業 朝鮮の東海岸は鰯の大漁場にして之を原料とする魚油肥の製造亦盛である。油の年産額約四萬噸であつて、從來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、清津に工場建設中であつたが昭和九年六月より操業を開始した。

一七、護謨製造業 主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達したものである。ゴム製品生産額は昭和十一年一千二百七十四萬圓に達する。

一八、製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材（タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等）を原料とし包装用紙を製造する。包装用紙の昭和十一年産額一萬六千三百餘噸、四百八萬圓に達す。尙最近同社系の北鮮製紙株式會社が咸北吉州に工場を建設し昭和十一年十一月より人絹のバルブの製造を開始した。

尙襲に本府中央試験所に於て從來殆ど廢棄同様に取扱はれる棉莖皮を原料とし棉皮紙の製造方法發明せられ、目下之が特許權使用の許諾を受けた棉皮製紙事業計畫發起人に於て製紙會社の設立を進めてゐる。

一九、硫酸アンモニア製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十萬キロワットの電力を利用し、硫酸年産四十五萬噸、硫燐安十萬噸の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輸移出せられる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於て副産物とし年五千噸を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有する。

現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

二一、醸造業

イ 和酒釀造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ各地に清酒釀造業起つた。殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を釀造し内地移入品を防遏しつゝあり、最近朝鮮米は釀造米として好適なることを認められ、其の他氣候、水質等釀造に適する所多く朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 燒酎釀造業 朝鮮の燒酎需要高は年約一千七百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工場は概ね中小規模のものなるが糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ 麥酒釀造業 朝鮮に於ては年約四萬九千石餘の麥酒の需要があるが、從來其の生産なく凡て輸入に俟ちしが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ目下其の製品を市場に出してゐる。兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輸移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十一年産額六千餘石五百七十餘萬圓である。

ニ 葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の釀造も亦有望である。慶尙北道浦項の三輪農場に於ては稍大規模に葡萄酒を釀造し、此の他釜山・京城等にも小工場がある。

ホ 醬油味噌釀造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二二、製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近く滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を有する。

現存工場の主なるものは豐國製粉株式會社（京城及仁川）・日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里院工場、朝鮮製粉株式會社（永登浦）工場等にして、此の外現在建設中のものに朝鮮製粉株式會社鎮南浦工場がある。

二三、澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社であつて玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖竝に油及餌量等を製造する。油は殆んど内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産がなかつたが、試験の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認められたので、大正六年朝鮮精糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に互りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に布哇・臺灣等より粗糖を輸入し精糖を行ひ來れるが昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、従つて甜菜糖の製造を止め専ら粗糖の精製のみ行ふ。昭和十一年産額精糖四萬七千七百六十噸、八百八十六萬圓なるが、製品の一部は輸出せられるものであつて、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業 精米業は工場数の多きこゝ各種工業中の首位を占め、昭和十年に於ける朝鮮の工場總數五千六百三十五中、實に一千百九十四は精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十年は白米調製高六十八萬噸、玄米調製高五十七萬噸に達する。

二六、電球製造工業 最近釜山及京城に斯業の勃興を見つゝあり、殆んど輸出向の製品を目的とする小工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、琺瑯鐵器工業 近年急激なる發達を見たるものであつて目下釜山に五工場、京城に一工場あり此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主たる目的とし京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。尙昭和十一年に於ける生産高百八十萬圓餘輸出高は百四十七萬餘圓に達した。

中央試驗所

中央試驗所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業の三部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際、收支償ふ能はざる者或は鮮内資源の開發する事業等に對しては本府又は地方廳は金品を補助し以て工業の發達に助めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して、補助金を交付し各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來自然の慣行に放任せしが我が統監府設置以來度量衡の改正急を告ぐるに至り隆熙三年九月度量衡法を制定の度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし度量衡は政府の專賣を爲し銳意計量觀念の啓發に努め來りしが朝鮮に於ける諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法專用度量衡法を施行せるを以て、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し内地同様メートル法專用を爲せり。

二二 貿易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因つて、漸次増進の趨勢を示し殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示した。

國別貿易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に互つて居るが、内地との關係が最も密接である。今昭和十一年の貿易額を觀るに輸出貿易の八割七分、輸入貿易の八割五分は内地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出一割三分、輸入一割五分に過ぎない。又諸外國中主要なるものは輸出に在つては滿洲國・關東州・中華民國・北米合衆國で、輸入に在つては滿洲國・中華民國・蘭領印度・北米合衆國・關東州・英吉利等の順位である。

主要通商國貿易價額國別

一、輸出

年	内地	關東州	滿洲國	中華民國	香港	英領印度	北米合衆國	埃及	其の諸國	通計
昭和十一年	四八五、八九三 千円	八、〇〇九 千円	五〇、〇三四 千円	三、三一二 千円	四九九 千円	三三三 千円	五四六 千円	九三 千円	二、〇六七 千円	五五〇、七九六 千円
同十一年	九八、〇四七	九、九〇一	五五、五三三	三、七〇三	一六〇一	三八八	九九三	五七五	三、五七三	五九三、三三三
同十二年九月迄	三八二、七〇〇	一六、四四九	五一、三四四	三、一六一	六一〇	五七四	一、〇〇五	四、五五二	六、六三五	四六七、〇〇〇

貿易

二、輸 移 入

年	内地	關東州	滿洲國	中國	英領海峽殖民地	蘭領印度	比律賓	英吉利	北米	其他	通計
昭和十一年	五、八三三	四、九三三	四、九〇五	一六、四四八	一、七四四	三、五二二	三、三六六	三、三〇九	七、五四七	一一、七六六	六、五九四
同 十一年	六、七九八	六、六四三	五、四〇三	一五、一四八	一、三三三	九、七六六	六、三二一	五、四七七	九、一五一	七、〇元	七、六四一
同十二年九月迄	五、八〇五	五、〇一〇	五、〇八一	九、四四八	九、九	五、五五六	一、四四四	四、四〇八	一六、〇〇九	八、〇六七	六、八一五

備考 一、昭和十一年對内地移出の増進せるは米・肥料・大豆・魚油・乾海苔・「セメント」等の増に因り、對滿洲國及關東州輸出の増加は綿織物・人絹織物・砂糖・護謨底綿靴等の好況に因り、對支輸出の増加したのは紅蔘・木材・黒鉛等の増に因る。對内地移入の増加は肥料・機械類・棉花・鐵・人絹織物等の入増に因り、滿洲國及關東州より輸入の増進したるは粟・硫安・大豆・豆粕等の好況に因り又支輸入の減少は天津粟・天日鹽・棉花の入荷不振に因る。

二、合計が内容と一致せざるは千圓未満切捨の關係による。

港 別 貿 易

朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・羅津・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・雄基・城津・龍巖浦の十二港で、京城・大邱・平壤には税關支署を置いて開港及陸接國境地方より保稅運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には税關支署又は出張所があつて、主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入税の大部分が撤廢せられると共に、一部移入税殘存の貨物其の他の移出入

手續の爲に指定港を設け、税關出張所を設けた。而して其の各地の貿易額は、釜山港第一位を占め仁川港が之に亞ぐ。此の兩港は實に朝鮮の二大關門であつて、釜山は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は關東州・中華民國其の他歐米諸外國貿易の中心となつた。其の他輸移出に在つては鎮南浦・群山・清津・木浦・新義州等、輸移入に在つては鎮南浦・新義州・清津・元山・京城・群山等を主なるものとする。

港 別	貿 易 額 港 別		
	輸 移 出		輸 移 入
	昭和十一年 千円	昭和十二年九月迄 千円	昭和十一年 千円
仁川	七二、七五四	六一、九八六	一五八、九〇六
京城	三、一二六	三、五〇三	二九、八六八
群山	五七、五四〇	三一、八六二	二八、七九四
羅津	三、八三七	四、九四七	六、六三八
元山	一〇、八七八	七、三五八	三六、〇三〇
清津	五、三六六	九、二〇五	一一、四三一
雄基	三一、九一〇	二八、三八六	四二、五二一
南陽	一一、一二二	六、八三四	一五、六〇四
三峰	三、三一二	四、六一五	二、二五六
	八七二	一、〇九八	一一四
			一六三

貿易

二四〇

港別	輸出		輸入	
	昭和十一年	昭和十二年九月迄	昭和十一年	昭和十二年九月迄
會寧	三六六 千兩	三八六 千兩	一、二八八 千兩	九五二 千兩
釜山	一三四、〇七三	一〇三、八七九	二三八、二六四	一八二、四二〇
木浦	三一、七三六	二二、五一七	一九、〇四一	一三、九三二
大邱	六八九	九三八	四、三六四	二、九八七
馬山	一一、七五七	五、一四七	五、七九八	三、九二五
新義州	二九、三三七	二五、〇七一	四三、八〇二	三二、七八二
龍岩	五、三三八	四、七七六	二、一六三	二、二七一
鎮南浦	九三、三二四	七五、六八三	四九、五〇一	四六、九一〇
平壤	四、七三一	三、一〇三	一六、七七九	一〇、五九三
其他	八一、二三五	六五、七八七	四九、二四六	四八、二三六
合計	五九三、三一三	四六七、〇〇〇	七六二、四一七	六三八、一八五

備考 千圓未満は切捨とす。

輸移出重要品

輸移出品は農産物、鑛産物及水産物を主とし、就中米・肥料・大豆は實に三大貿易品である。其の他金銀粗銅・鐵・生糸・棉花・魚類・魚油・綿織物・木材・金鑛・石炭等は何れも輸移出の重要なものである。

輸移出重要品價額

品名	昭和十一年		昭和十二年	
	九月迄	九月迄	九月迄	九月迄
米	二五〇、九二六 千円	一三八、六六七 千円	二、二六四 千円	一、八二五 千円
大豆	二三、四七四	一六、七七七	六、六二八	三、九五二
コーンスターチ	二、三三三	二、六八四	五、九一五	二、二六五
鮮、乾、鹽魚	一〇、五六二	八、五一	六、四九七	四、九二五
乾海苔	四、〇七五	四、〇五九	一、一〇五	一、七四六
砂糖	四、〇一八	二、三八九	一八、一四四	二一、三八二
林檎	二、九三五	九七七	二〇、四九九	一九、三五一
魚油	八、二六一	八、六一六	四、三二八	三、〇八〇
緑綿糸	一一、四六八	五、七一七	四、〇八一	三、一四八
生糸	一五、四二〇	一四、五三四	七、四四七	七、四〇七
綿織物	七、五四〇	一七、八九七	四〇、四二六	二七、〇五九
備考 千圓未満は切捨とす。				
品名	昭和十一年		昭和十二年	
	九月迄	九月迄	九月迄	九月迄
黒鉛	二、二六四 千円	一、八二五 千円	二、二六四 千円	一、八二五 千円
石炭	六、六二八	三、九五二	六、六二八	三、九五二
セメント	五、九一五	二、二六五	五、九一五	二、二六五
金鑛	六、四九七	四、九二五	六、四九七	四、九二五
鐵鑛	一、一〇五	一、七四六	一、一〇五	一、七四六
鐵	一八、一四四	二一、三八二	一八、一四四	二一、三八二
鐵	二〇、四九九	一九、三五一	二〇、四九九	一九、三五一
合金銀粗銅	四、三二八	三、〇八〇	四、三二八	三、〇八〇
牛乳	四、〇八一	三、一四八	四、〇八一	三、一四八
洋紙	四、〇八一	三、一四八	四、〇八一	三、一四八
木材	七、四四七	七、四〇七	七、四四七	七、四〇七
肥料	四〇、四二六	二七、〇五九	四〇、四二六	二七、〇五九

輸移入重要品

産業は農業が主であり、工業は尙幼稚であるから、輸移入品は多く工業製造品に屬し、鐵・機械類・肥料・綿織物最も多く、人絹織物・礦油・綿花・粟・石炭・木材・肌衣・毛織物・紙類等が之に亞ぎ、轉近企業の勃興に伴つて、各種原料品及事業用品の輸移入益々増進の趨勢を示して居る。

貿易

輸移入重要品價額

品名	昭和十一年	昭和十二年 九月迄
米	五、〇一七 千円	四、一五三 千円
大麥及裸麥	八、七七九	四、五八二
粟	二二、七〇二	一三、八四二
大豆	五、〇八六	九、九三五
小麥	七、八三二	四、七四一
砂糖	九、〇四六	六、六六一
鹽	二、二四七	一、六九二
葉煙草	五、六九八	四、五七六
原油及重油	一〇、七一六	一三、二五三
揮發油	九、九〇一	四、四〇五
燈油	五、四〇五	三、二八七
爆發藥	四、二七七	二、八三四
燐寸	一、八二二	一、二八六
綿織綿糸	二二、七五五	二八、六四一
綿織糸	六、〇二八	二、八九二
柞蠶生糸	四、四六三	五、八三三
備考 千圓未満は切捨とす。		
品名	昭和十一年	昭和十二年 九月迄
綿織物	三二、一四七 千円	一八、二五七 千円
支那麻布	一、四七二	一、八五九
毛織物	一三、二四七	八、六九九
絹織物	一〇、八三〇	六、八七七
人造絹織物	二五、七三四	二二、一一一
肌衣	一三、七六六	一〇、二六六
護謨底綿靴	五、四九三	二、九〇三
紙類	一三、九七〇	一二、二九五
石炭	一七、二三〇	一四、〇六四
セメント	七、四〇〇	三、九六四
陶磁器	五、六六二	四、七二三
鐵及自働車部品	四六、四二五	五二、四八一
同動車部品	一一、六六三	一〇、五三八
機械類	四五、七八六	四五、三四六
木材	一五、五八一	一三、八四九
肥料	四一、三九一	二二、四二八

貿易船舶

開港に於ける貿易船舶の出入船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示したが、休戰後漸次回復して來た。而して此等貿易船舶の大部分は日本船であつて、主として内地朝鮮間の貿易に従ひ、外國船は極めて少く、其の大部分は支那戎克である。

貿易船舶

外國貿易船

年

汽船	帆船	計
隻	隻	隻
昭 和 十 年	一、三六五	三、六二一
昭 和 十 一 年	一、三六六	一、〇三九
昭 和 十 二 年 九 月 迄	一、〇三三	一、三六四

噸

汽船	帆船	計
噸	噸	噸
昭 和 十 年	一、五二九	一、六三九
昭 和 十 一 年	一、六四八	一、七七一
昭 和 十 二 年 九 月 迄	一、三〇七	一、四〇四

内地間貿易船

年

汽船	帆船	計
隻	隻	隻
昭 和 十 年	一四、八〇〇	二五、一七七
昭 和 十 一 年	一五、七三三	二六、〇八八
昭 和 十 二 年 九 月 迄	一〇、九六五	一九、〇四〇

噸

汽船	帆船	計
噸	噸	噸
昭 和 十 年	三、九四二	一三、二二一
昭 和 十 一 年	一三、六三四	一三、九四四
昭 和 十 二 年 九 月 迄	九、九七三	一〇、二四一

貿易

貿易

貿易船舶出港

外國貿易船

年

昭和十年

昭和十一年

昭和十二年九月迄

隻 數

汽船 帆船 計

一、三三七 二〇、九三〇 三三、三三七

一、二八〇 一七、四九七 二八、八七七

一、〇四五 一〇、九六七 二二、〇三三

内地間貿易船

年

昭和十年

昭和十一年

昭和十二年九月迄

隻 數

汽船 帆船 計

一四、五七 一〇、四三三 二四、九八九

一五、五〇 九、九二一 二五、四六一

一〇、八六四 八、一八 一九、〇三二

備考 噸數の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨の關係に因る。

噸 數

汽船 帆船 計

一、五四九 二、二五 一、六六五

一、六七三 一、三〇 一、九七四

一、三三九 九四 一、四三四

噸 數

汽船 帆船 計

一三、七六一 二、六 一三、〇四九

一三、五四 三、〇一 一三、八二五

九、九六三 二、六 一〇、三九



況狀動活のーヤヂツレド



一四 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も遠いにも拘らず、嘗て其の事業には殆んど見るべきものがなかつた。此處に於て韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂金採取法を發布し鑛業制度は漸く緒に就き、更に併合後に至り本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し同五年四月より之を施行し、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。朝鮮鑛業令は外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物と鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へて今日に及ぶものであるが、近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖ることとなり、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布した。

鑛業の概況及特許鑛山

鑛業の概況 鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示してゐた。然るに昭和六年十二月の金輸出再禁止を轉期として金鑛業の異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至

鑛業

二四六

つた。即ち昭和七年中の出願件数は三千二百四件、同八年は五千二百十件、同九年は九千四百四十七件を算し、昭和十年に於ては實に一萬百五十三件に達し、逐年激増を示したが昭和十一年には六千百五件に激減した。是れ畢竟投機的奇利を博せんとするが如き所謂虛榮家が影をひそめたる結果と見られ、朝鮮鑛業は漸く堅實眞摯なる企業家によりて發達すべきものと思惟せらるゝに至つた。

昭和十一年末現在許可鑛區は左に示す如く六千五百十三鑛區であつて、前年末に比し九百十七鑛區を増加した。

鑛種	昭和十一年		同十年		鑛種	昭和十一年		同十年	
	鑛區數	鑛區數	鑛區數	鑛區數		鑛區數	鑛區數	鑛區數	鑛區數
金	三、八七	三、三三	黑	一七	一、一七	一、一七	一、一七	一、一七	一、一七
銀	二四	一五	水	三	九	三	九	三	九
銅	一	一	亞	二	三	二	三	二	三
安質砂	一	一	鉛	一四	一四	一四	一四	一四	一四
硫	六	二	鐵	一四	一四	一四	一四	一四	一四
化	三	二	綿	六	六	六	六	六	六
掩	三	二	石	七	七	七	七	七	七
滿	三	二	高	七	七	七	七	七	七
タングステン	八	五	嶺	一六	一六	一六	一六	一六	一六
水	八	五	蠟	一六	一六	一六	一六	一六	一六
鉛	八	五	明	一六	一六	一六	一六	一六	一六
タングステン	二七	二六	攀	一	一	一	一	一	一
水	二七	二六	重	一	一	一	一	一	一
鉛	二七	二六	品	一	一	一	一	一	一
金銀銅鉛亜鉛其他	一、二六六	一、〇九三	螢	五	五	五	五	五	五
砒	一	一	石	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
鑛	一	一	マ	四	四	四	四	四	四
鑛	一	一	グ	二	二	二	二	二	二
鑛	一	一	ネ	一	一	一	一	一	一
鑛	一	一	サイ	一	一	一	一	一	一
鑛	一	一	ト	一	一	一	一	一	一

鑛業

二四八

鑛種	昭和十一年	昭和十年	鑛種	昭和十一年	昭和十年
雲母	一四	一五	明礬石	六	七
石綿	一	一	螢石	一〇	一〇
高嶺土	三六	三三	重晶石	八	二
矽砂	三	八	マグネサイト	四	五
砂金	三〇四	三〇	一切鑛物	三	三
蠟石	七	三	合計	三、九〇二	三、三六

備考 多種類鑛區中稼行のものは主たる目的を有する鑛種に計上せり。

昭和十一年中に於ける鑛産價額は概算一億一千四十三萬圓で、前年に比し二千二百三十九萬圓の増加を見た。

昭和十一年鑛産額概算 (對前年比較)

鑛種名	單位	昭和十一年 數量 價額 (千円)	昭和十年 數量 價額 (千円)	比較増減(△)
金	兩	一四、六九	一三、四〇	二、二八
砂金	兩	二、八二	二、三〇	五〇
金	兩	七九、〇三	五九、一四	二〇、八八
計		一	一	一
銀	兩	五八、八二	三九、四五	一九、四七
		二、八三〇	二、五五八	二七二

鑛業	銅		鉛		亞鉛			鐵			硫	タ	水	安	亞	雲	水	黒鉛		鑛業
	銅	銅	鉛	鉛	銑	銅	鐵	鐵	鐵	計	化	グ	鉛	質	砒	母	銀	鱗	土	
	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	計	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	狀	狀	計	
	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	
	三、六三六	二、五九〇	二、七六八	二、七六八	五、五七一	一五五、五三二	八七、〇二四	二三四、四〇〇	一、七〇七	六、〇六六	一、七〇七	八〇	三五	二二〇	二二〇	七〇	七〇	五、八四九	三五、〇六五	
	三、二七三	五八	三、三三一	七九四	二四〇	七、八六六	六、五五三	一、四三〇	一五、八二九	五二	二、二九四	二〇三	一九	二六	二六	〇・五	四〇	五五一	一、〇二二	
	二、一七〇	一、六三七	一、七三八	一、七三八	二、二二八	一四七、七七四	九七、四三四	三三八、三三〇	五五、六一一	八七五	一〇五	五	三	三七三	三七三	八七	一五	四、二三四	四〇、四六四	
	一、五五六	一〇	一、五四六	八九	八一	七、三三三	六、七六四	一、二七九	一五、三七五	三〇八	一、三八九	二六五	三	四七	四七	五〇	一	三三九	八六八	
	一、四六六	九六三	一、〇二〇	一、〇二〇	三、三三三	一〇、四一〇	六、一八〇	一、二七九	二、三、四五	八三三	二五	三〇	三〇	一四三	一四三	一七	六六	一、六二五	五、三九九	
	一、〇三七	四八	一、八四九	四〇五	一五九	五三四	二二一	一五二	四五四	二二	九〇五	六三	一六	二二	二二	一	〇・五	三二	一九七	

鑛業

二五〇

鑛種名	單位	昭和十一年		昭和十年		比較増減(△)	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
石炭	噸	一、三三〇、一四〇	六、一七三	九一九、八三三	四、七五三	三三〇、三二七	一、四二一
有煙	噸	一、〇五一、八五三	七、一三八	一、〇八九、三三〇	七、一七三	二七、四七七	四五
無煙	噸	—	—	—	—	—	—
計		—	一三、三〇一	—	一一、九三五	—	一、三七六
高嶺土	噸	二四、七二二	一六七	三三、四〇一	三〇四	八、六八九	三七
珪砂	噸	五〇、九五五	八九	三八、六九三	六八	一一、二六三	二二
明礬	噸	一四、五九九	七九	八一、五二〇	六八一	三三、〇五九	三四八
螢石	噸	八、七四〇	一〇七	九、七三三	一二六	九八三	九
マグネサイト	噸	一四、三五六	六	二、四二〇	七	一一、八四八	三三
石綿	噸	六九	四	六	一	六三	三
蠟	噸	一一、六四五	四	八、四二二	三〇	三、二三三	一四
重晶石	噸	五、一二三	七三	一一、〇二七	二六	五、九二四	五四
合計		—	一一〇、四三〇	—	八八、〇三九	—	三三、元二

特許鑛山 明治二十七、八年戰役後、外國人の中で半島の利權に注目するもの甚しく増加し、米國人ゼームス・アール・モリスは同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられた。是れ實に外國人が鑛山の採掘權を許可せられた嚆矢であつて、在留使臣をして當時の政府へ續々之を要求せしめて例を作つたのである。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山

鑛山を米國人に各特許したが、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を拋棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、呂城鑛山は昭和五年四月に特許權を拋棄し同時に大榆洞・東倉・甲岩の各株式會社を創立して新に鑛業令の規定に依り鑛業權を取得した。現在特許鑛區として存続するものは雲山・遼安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎない。尙厚昌鑛山は大正六年帝國法人厚昌鑛業株式會社に、甲山鑛山は同く久原鑛業株式會社、其の後日本鑛業株式會社に讓渡し、昭和十二年八月末遼安金鑛も日本鑛業株式會社の買収するところとなつたので、特許鑛山中外國人の經營するものは雲山金鑛のみとなつた。

鑛業の助長施設

鑛床調査 本府に於ては從來不明瞭であつた鑛床の性狀を概査し、以て其の鑛業的價值を窺知するに共に鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するに共に地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試験 選鑛製鍊は鑛業の成否の岐れる中心作業であるにも拘らず朝鮮に於ては其の施設が

一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱しないものが多い。しかも從來之に對する研究の施設がなかつたので、大正十一年度に於て京城府鷲梁津に燃料選鑛研究所を新設し朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及產業開發上極めて緊急事に屬するが、從來之に對する研究機關が缺如してゐたので、右燃料選鑛研究所に石炭調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資するに共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾餾無煙炭の微粉燃燒には所期の試験を完了したるを以て、昭和四年度限り一應之を打ち切り炭田調査も概ね所期の目的を達し得たる爲、昭和十一年度限り之を廢止し現在に於ては専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・アンチモニー・水銀・亞鉛・クロム・マンガ・タングステン・水鉛・ニッケル・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要と認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・探掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始した。

製鐵業獎勵 昭和十二年九月製鐵事業法施行と共に製鐵業獎勵法は廢止せられたが、朝鮮に於いては從

來の通り製鐵事業法の一部を施行し、具所得稅、營業稅の免除其他製鐵事業法の規定する斯業保護獎勵に關する關係法令を改正し内地と同様の保護獎勵を加へることゝなつてゐる。

探鑛獎勵 從來金鑛業開發の促進又は產金の増加を圖る爲將來有望と認められる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對して獎勵金を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源を開發し國內自給を確立するは刻下の急務として昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、其他銅・鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛等の十四特種鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付し銳意開發助長に努めることゝなつた。

金鑛業設備獎勵 產金獎勵の施設として昭和十二年八月府令を以て金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し鑛岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して獎勵金を交付することゝなつた。中小金鑛業者の共同施設助成一地帯に群立する中小金山の開發助長の爲の施設を爲す場合補助金交付の制度を設け昭和十二年度より施行することゝなつた。

主要鑛物及其の概況

イ、金 朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・忠清南道・江原道・咸鏡南道に最も廣く分布し、次で忠清北道・慶尙北道・黃海道・平安南道・京畿道・全羅北道・慶尙南道・全羅南道・咸鏡北道の順である。金產額は平安北道・忠清南道・慶尙北道・江原道・忠清北道・咸鏡南道

黃海道・平安南道・京畿道・全羅北道・咸鏡北道・慶尙南道・全羅南道の順にして、平安北道の産額は全體の約三割を占めてゐる。

砂金は平安南道・咸鏡南道・全羅北道・江原道・忠清南道・京畿道・平安北道の順に分布し、全羅北道・忠清南道が主産地である。鑛山の著名なものは東洋合同鑛業會社（米國會社）の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山株式會社の平安北道大楡洞鑛山で、之に亞ぐものは甕津鑛山・金井鑛山・光陽鑛山・遂安金鑛・成興鑛山・新延金山・義州鑛山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、吉祥・尙州・橋洞・小林洪川・樂山・九峰・浩美・完豐・盈德・笏洞・三成・宣川・發銀・楚山大昌・新興・德洞等有望なものが多い。

砂金は金堤・稷山・順安・金馬川等の砂金鑛は何れもドレッヂヤーを以て採金しつゝあるが、此のドレッヂヤー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛（現稷山砂金鑛）に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッヂヤー操業の開始により二隻を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し以上の如く昭和十二年五月末には其の數十五隻を算し、而かも稷山及金堤以外のドレッヂヤーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛であるが赤鐵鑛は咸鏡南道利原、黃海道安岳の鐵山・赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・黃州・兼二浦等の鐵山がある。此等の内兼二浦鐵山を除く外は主として褐鐵鑛を産し赤鐵鑛は少ない。而して右各鑛山に埋藏

せられてゐる赤褐兩鐵石の埋藏量は五十%以上のもの約二千萬噸と推定せられ、昭和十一年には六十萬餘噸を產出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬噸を内地へ移出した。將來重要視せられる鐵鑛は各地に豊富に埋藏せられてゐる磁鐵鑛である。其の主なるものは咸鏡北道の茂山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鑛であるが、大體十億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること及鑛粒の大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であること稱せらる。三菱では目下之が開發に付て諸施設を進めつゝある。此の外咸鏡南道端川郡、忠清北道忠州郡の磁鐵鑛床の外、最近慶尙南道金海郡、江原道襄陽郡其の他に於ても磁鐵鑛床が發見せられた。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を產出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸と推定せられる。現在鐵道用炭として產出高の約半數を消費せられ、其の他工場、船舶用としても需要がある。又白煙であること、火持の良いこと等の性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歡迎せられてゐる。然し全般的に見て遠隔の地に在る爲、從來其の消化が捗々しくなかつたが最近煤煙防止の必要に迫られてゐる内地各都市に移出せられる傾向がある。且、朝鮮の褐炭は比較的油分が多く、特に高價なパラフィンを多く有してゐるため低溫乾餾など人造石油工業の原料として適

してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社（昭和十年三月朝鮮石炭工業株式會社に譲渡す）に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、昭和十年設備を二十萬噸處理に擴張し、重油其他を產出し、併せてパラフィン・メタノール・ベークライト等の副製品を產出しつゝあるが、更に同社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に年額石炭二十二萬五千噸處理能力ある水素添加による直接液化工場の建設に着手し殆んど完成した。無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏されて居り、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下全產額の大部分を產出してゐるのは平壤炭田であるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道聞慶、全羅南道和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行されてゐる。右の外有望視せられてゐるものに江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田があるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が元山附近に火力發電所を建設し已に南鮮一帯に送電を開始してゐるが、其の燃料として同炭田の開発をなして居り、又三陟炭田は三陟開發株式會社が内地の發電所燃料及地元建設する石灰窒素、セメント其他の工業用炭とする目的のみに大規模の採炭準備に着手してゐる。

無煙炭は鮮内に於ては微粉炭燃焼裝置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其の他マセツク煉炭として機關車用に使われ、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、最近に於ては人造工油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料としても考究されてゐる。然し最も重要な販路は内地であつて各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭

の原料として非常に歡迎せられ、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨白の立場にあり、之等煉炭原料として移出される數量は昭和十一年度に於て六十萬噸に上つた。

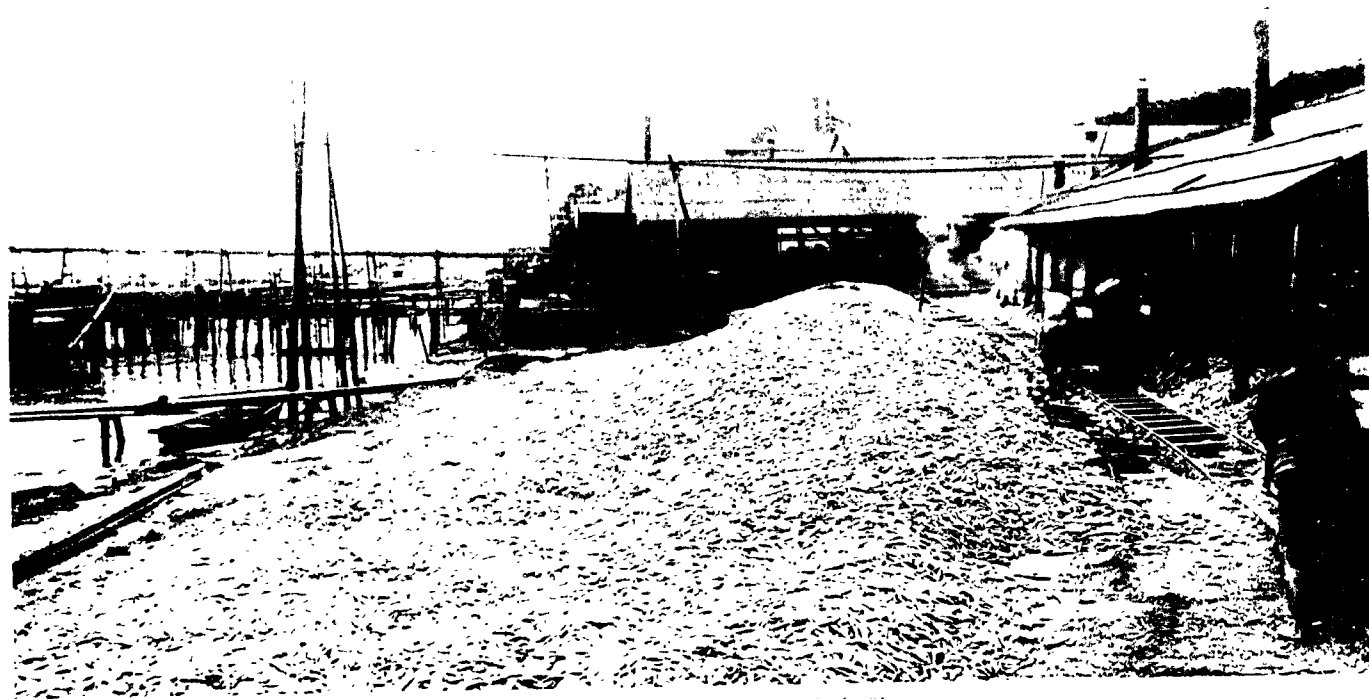
二、**黒鉛** 鱗狀と土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に優良である。

鑛山の主なるものは鱗狀黒鉛に於ては江界鑛山・新溪里鑛山・古津江界鑛山・伏木鑛山・城津黒鉛鑛山等、土狀黒鉛に於ては山野月明鑛山・小宮黒鉛鑛山・咸昌鑛山・永興鑛山・長興鑛山・价川第一鑛山・价川第二鑛山等がある。鱗狀黒鉛の需要は殆んど内地に限られ、特に歐洲大戰中錫蘭產品の輸入が自由に行はれなかつた當時には内地の需要は朝鮮産によつた爲、市價昂騰し未曾有の盛況を呈したが、戦後需要が減退し、且日印爲替相場の関係上錫蘭産の輸入が激増した爲其の壓迫を蒙るに至り、久しく沈滞の状況にあつた。然るに昭和六年十二月金輸出再禁止に伴ひ爲替相場甚だしく逆調となり輸入が幾分不利となり、且内地市場に於ける需要品激増した爲朝鮮産に對する需要が漸次増加傾向を示してゐる。之に反し土狀黒鉛は戦前に於て内地の需要が極めて僅少であつた爲、主として販路を海外へ求めたが、戦後内地の需要も増し、大正九年度に於ては海外輸出と相俟つて盛況を呈した。しかるに同十年度に入つて海外市場の不振と内地の需要減退等により悲境に陥つたが其の後滞貨が消化せられるに伴れ、市況は稍回復の機運に向ひつゝある。

ホ、タンガステン鑛 歐洲大戰勃發後軍事上の必要に促されタンガステンの需要が著しく増加した爲、

之が發見採掘に従事するもの多く一時盛況を極めたが、大正七年以後市價低落し、加ふるに需要が著しく減少したので、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末には全部休止するに至つた。然るに近年に到り軍事工業活況を呈するに共に再び回復に向ひ現在では國內自給自足の域に達した。現在稼行中の主なるものは大華・百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・稻葉等の鑛山である。既知鑛床の中、江原道金剛山附近、忠清北道忠州郡、黃海道谷山郡及忠清南道青陽郡に存するものはその主要なるもので、其の他諸所に發見せられたものも亦少くない。

へ、**水鉛鑛** 水鉛鑛も亦タングステン鑛と共に歐洲大戰當時盛んに採掘されたが、其の需要杜絶した爲休止せられ一時產出皆無となり、大正十四年以後は僅少の產出を見るに過ぎなかつた。最近再び製鋼事業の盛んになるに伴れて採掘者が増加した。其の主なるものは全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であつて、其の產額は殆んど全部を内地へ移出してゐる。



高津鰯油搾取工場の状況





ノリ採取の實況

一五 水 産 業

水 産 業 の 概 況

朝鮮は本陸及島嶼を合せて海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であつて有利の漁場に乏しくないものであるが、古來漁政に關する基礎極めて薄弱であつて、進歩の跡見るべきもの少かつたのであるが、併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・海苔牡蠣増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十一年に於ては漁獲高七千九百八十七萬餘圓、養殖生産高四百七十四萬餘圓、製造高七千九百三十七萬餘圓に上つた。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを舉げれば左の通である。

ま い わ し

二六、八一、二七五^円

さ

ば

四、七八〇、八一五^円

水 産 業

水産業

二六〇

かたくちいわし	二、七八五、一四二 ^円	え	二、五五二、二三七
にしん	三、〇〇〇、〇七五	めんたい	五、七六九、二五九
た	一、二九五、五五六	かれい	一、六二六、五二七
ぐち	四、七五四、七七六	さわら	一、一一五、二三四
たちお	二、二〇一、三一二	にべ	一、〇七七、〇一四
あじ	一、八〇三、八六七	ひらめ	一、〇四二、四三三
たら	一、三八五、〇九七		

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、ぶり・ふか・あなご・はも・なまこ・ぼら・えい・わかめ・ふのり・てんぐさの十種である。

次に水産物製造物中百萬圓以上の産額を有するものを挙げれば左の通である。

素乾めんたい	四、三四九、一五四 ^円	鹽藏ぐち	一、一八四、九四九 ^円
乾のり	四、二三四、九一五	いわし搾粕	一八、七八六、六四五
鹽乾ぐち	一、三一八、一三五	いわし油	二四、二二四、六〇八
煮乾いわし (煎子)	二、七九四、五六八	魚粉 (ライツシュミール)	二、三一一、七二〇
めんたい卵	一、二〇五、九七五	トマトサージン	一、四四七、二八六
鹽藏さば	一、〇三一、六三四		

尚百萬圓未満三十萬圓以上の産額を有するものは、煮乾えび・煮乾なまこ・鹽藏にしん・鹽藏たちうお・わかめ・鹽辛えび・素乾いわし・鹽藏いわし・かに罐詰・めんたい肝油・てんぐさ・まぶのり・か

まづこの十三種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て主要生産地及製造の狀態は例年著しい異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年に制定されたもので、漁業を分けて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届出づべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの（定置漁業）一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの（養殖漁業）一定の水面に於て繰返し漁網を曳揚げ又は曳寄せらるもの（定所曳網漁業）一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの（定所敷網漁業）一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの（定所集魚漁業）及水面を專用するもの（專用漁業）であつて、免許を受けた者は漁業權を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる様な行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業權に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる様な漁業を禁止せられてゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に従つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許可の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業權とはならない、届出づべき

漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。漁業の免許の出願及漁業權に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依つて一定の手数料の納付を要し且漁業者は道費として漁業税を賦課せられる。昭和十一年末現在の有効件數は免許九千三百十八件、許可二萬七百四十四件、届出一萬一千四十三件である。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護及漁業取締 全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむるに共に、尙本府は昭和二年朝風丸（二二七噸）を建造し全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に従事せしめたるも、近年蘇聯沿海出漁船増加し拿捕等の事件頻發するを以て昭和十一年十一月新に照風丸（二五七噸）を建造し専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめ漁業の秩序維持に努めつゝある。

ロ、水産業に關する團體 從來存在した朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來つたのであるが、法令上の保護に乏しく、従つて其の基礎も薄弱で事業の遂行にも種々困難の事情があつたので、内地の水産會法に準じ大正十二年一月朝

鮮水產會令を公布し同年四月一日より實施し現在に及んでゐる。而して水產會は道水產會と之が聯合組織に依る朝鮮水產會との二階級に區分され、從來の朝鮮水產組合各道支部は之を道水產會とし、本部は之を朝鮮水產會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水產行政の補助機關たる使命を完うせんことを所期してゐるのである。其の主なる事業としては道水產會に於ては水難豫防救済・醫療・施藥・各種の試験及調査・水產業の指導獎勵事業・講習講話・朝鮮水產會に在りては、各種水產會合の主催・水產物輸出獎勵・道水產會事業の獎勵補助・水產製品販路擴張・水產業に關する各種仲介斡旋等で、本府は之に對して大正十二年度以降年額一萬二千圓乃至三萬圓の補助を爲し事業を助成してゐる。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經營若は救済に必要な共同の施設を爲すことを目的とするもので、昭和十二年九月末現在の組合數は百九十六に達し殆んど全鮮沿岸に其の普及を見てゐるのである。抑漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に依つてのみ之を期待し得ると言つても過言ではないのであるが、從來組合の普及全からず、尙既設組合も雖も經費に乏しく、従つて理事者に其の人を得る能はざる等の關係で、未だ充分に組合の機能を發揮する能はざる状態であつた爲、大正十一年度以降國費補助の途を開き、漁業組合理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、組合新設の場合は設立費として一組合五百圓の外理事者の給料をも補助することゝしたのであるが、各道

に於ても之に順應し道費より相當の補助を爲し之が助成に努めてゐるのである。尙大正十四年度からは從來の實績に鑑み設立費補助を廢止し、新に各種共同施設事業に對しても補助することとし、昭和八年漁村振興施設の實施に伴ひ共同施設費補助を擴充し又昭和四年度からは優良なる理事者を得る爲理事見習の給料に對しても補助を爲し、更に昭和十一年度から漁村振興漁家更生の指導職員の設置費を補助する等益々漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐるのである。次に昭和五年五月一日から施行せられた朝鮮漁業令に於て、漁業組合聯合會並に水産組合及同聯合會の制度を設けられ水産團體の體系的整備を見たのである。漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし現在京畿・全北・全南・慶北・慶南・黃海・平北・江原・咸南・咸北の十道に其の設立を見てゐるのである。而して漁業組合聯合會の消長は直に所屬漁業組合の振否に影響する所大なるを以て、聯合會の役員には最も優秀なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲してゐる。尙此の外に社團法人朝鮮漁業組合中央會が昭和十二年五月に設立せられ正會員たる漁業組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を圖るを以て目的とし、從來地域的關係に因り受けつゝありたる事業上の不利不便は漸次解消せらるゝこととなり今後の活躍には期待すべきものがある。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業とする者を以て組織すること認められ、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にあるのである。現在水産

組合數は十七に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とするのであつて、現在は咸北・咸南・江原三道の鰯油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立されてゐるのみである。

ハ、水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして當らしめてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、海苔牡蠣の増殖獎勵に關しては同二年度から地方費（現在の道費）に對して國庫補助を行ひつゝあり。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を獎勵し、處理用水の普及を圖る爲昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て斯業の獎勵に努めたのである。又從來漁業用油の輸入に付ては免稅の特典を有したのであるが昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝこととなつた爲漁業者の負擔は急激なる加重を免れ得なくなつた。然るに之を放置するに於ては斯業の進展上大なる支障を來すべきを以て業者の漁業經營費の低減を期すべき施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型燒玉機關の「ディーゼル」化補助、小型燒玉機關優良化補助、輕油機關の重油機關補助化、機關士養成補助（朝鮮水産會に對し爲す）、燃料油貯藏設備費補助、製氷冷蔵設備費補助、漁船改裝費補助、指導員設置費補助（道職員設置費に對し爲す）等を實施して業者の負擔輕減を圖つたのである。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習・漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養

殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を奨励する等、銳意斯業の發展を期してゐる。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港湾三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港湾の調査を遂げて年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増加し、昭和十一年に於ては検査合格數七百三十九萬九千餘箇、一千二百二十九槽、價格五千六百九萬餘圓に達するに至つた。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したのであるが、爾來年を遂うて品質著しく改善せられ内外市場に於て鮮產水産製品の聲價を發揚し商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。昭和二年四月には検査規則の大改正を行つて、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包装容量の特例を認め從來等級を付けなかつたものに對しても新に等級を付けることにし、又は等級を増し検査立會者を置き、處罰規定を改め、其の他検査の標準等級等を整備した。次で昭和四年五月鰯油を検査品目中に追加するに同時に、之が貯油槽検査をも認め昭和九年蟹罐詰検査標準を、昭和十一年一月及三月には鯖罐詰及鰯トマト漬罐詰を内地の輸出検査標準に順應せしむるなご専ら品位の統一と聲價の發揚に努むるに共に、内鮮二重検査を廢して取引の圓滑を圖り昭和十二年一月輸出

向鹽鰯を検査品目に加へ又鰯粉の検査標準を改正し成分分析検査を施行することゝなつた。検査は從來税關で行はれたのであるが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所創設せられ検査を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要な所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る、現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・漁大津・城津・遮湖・新浦・庫底・長箭・束草・注文津・三陟・竹邊・浦項・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の十八箇所西水羅・丑山・鬱陵島・群山・龍湖島の臨時出張所五箇所である。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を収めたのであるが、該調査は僅少なる臨時職員を以てし、其の事項の多くは内地の模倣に止り、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期するには勢獨立の試験機關を設置するの必要あるを認め、釜山牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度を以て其の設備を完成し、着々豫期の事業を遂行してゐる。尙昭和十一年度から清津に北鮮支場を設けて主としていわしの處理に關する試験事業を行ふことになつた。昭和十二年度本場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

めんたい漁業試験 本試験は朝鮮東海岸の未開の漁場を探查して新漁場の發見に努め適種漁具、漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖る目的の下に實施し來つたのであるが、昭和七年度からは更にめんたい漁業の基礎的調査を開始し、從來の試験事項の外海洋調査係・養殖係と協力して海洋學的、生物學的方法を以て東岸一帯に互りめんたいの生長・蕃殖・回游竝に漁況と海況との關係に關する事項を調査してゐる。而して前年度までには發生竝に成魚生活狀態及び調査區域の海底形質を明になしたるにより本年度は更に新漁場の開發竝に漁況豫測方法に付研究を行はんとするものである。

まいわし漁業試験 東海岸に於けるまいわし沖取漁法を完成せしめんとする爲先づ沖合に於けるまいわしの棲息狀態を調査し漁具漁法を完成しその目的を達せしめんとするものである。

西海岸沖合漁業試験 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てあじ・さば等の重要魚類の分布、回游竝に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁獲試験を實施し、漁場の生産力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとするものである。

漁船試験 沖合漁船の標準型選定に關する試験を實施し漁船改良に關する講習・講話を行つて優良漁船の普及に資せんとするものである。

二、製造部

いわし處理に關する試験 朝鮮漁獲物の大宗たるいわしの有效處理に關する試験を爲すものであつて魚

粉の製造に關しては脱脂方法變質壓搾方法夾雜物の除去等に付て爲し、又罐詰の製造に關しては「トマト」漬・水煮の二種に付研究を進める外、新規に唐辛子粉末を配合せる「ペツパーサージン」を製造して海外の反響を試み尙搾粕より食料用魚粉の製造及びまいわしの生化學的研究を施行してゐる。

のり・の生理に關する試験　のり養殖業の健實なる發展に資せんが爲其の生理及病理・飼材料及裝置・青のり驅除・高所干潟地及深所に於ける養殖方法の研究、春のりの品質改善、施肥による促成のり養殖並に胞子着生に關する試験を行つてゐる。

寒天製造に關する試験　朝鮮に豐産するてんぐさを原料として朝鮮の環境に適する製造方法を工夫考案せんとするものである。

干潟地利用に關する試験　朝鮮西海岸の廣漠たる干潟地の利用開發に資せんが爲本年度より新に實施せるものにして先づ一着にかき及あさりを選びかきについては餌料と生育及び養殖裝置に關する試験、あさりについては土質と生育に關する試験を施行してゐる。

其の他　「フイナンハデー」即ちたら類の燻製罐詰の商品價值に關する試験及かたくちいわしを原料とする鹽辛の熟成及油漬罐詰製造に關する試験及び各種水産物の内臓利用に關する試験を行つてゐる。

三、養　殖　部

重要水産生物生活史調査　海産並に淡水産魚貝類に付、稚魚貝の採集、産卵調査及採集物の整理を行つてゐるが、生活史乃至幼稚期の形態及生態の判明せるものは既に二百種以上に及んでゐる。

重要水産生物の種の査定及分布調査 水産各方面の根本知識である動植物の種及分布に付ては全鮮に互り調査を行つて居り、其の内魚類に關するものは一段落を遂げた。がさみの畜養・あわび其の他の貝類いか・たこ類及びえび類に就いて目下調査中である。

沿岸養殖適地調査及び養殖試験 朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖るが爲、慶尙南道鎮海灣に於ける基本調査、重要貝類生殖時期調査、あかがいの養殖試験、重要二枚貝の稚貝の研究等を行つてゐる。

活魚輸送試験 生簀及活魚輸送器等に酸素供給裝置其の他の考案を施し、活魚收容能力及生活力の増進に付て試験中であるが鎮海養魚場に於ても淡水養殖用苗魚輸送用水に關する特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を收めたので、目下更に其の精細に互り試験研究中で、既に實用の域に達してゐる。尙鎮海養魚場に於てはこい稚魚及卵、かむるちー稚魚の配付、養魚場の設備及作業を利用する淡水養殖に關する實習及現地指導、淡水養殖適地及適種の調査養殖試験を行つてゐる。

四、海洋調査部

沿岸定地海洋觀測 朝鮮沿海の海況調査に資するため、引續き全鮮沿岸三十五箇所にて施行する觀測成績を月々本場にてこりまごめ、月刊海洋圖に掲載發表す。

近海海洋觀測 調査船鸛丸に依つて、左記の觀測を行つてゐる。

(一)對馬海峽東口定期橫斷觀測 (二)南西近海海洋調査 (三)日本海まいわし産卵場並産卵期調査。

見るべきものなかつたのであるが、内地人の移住増加と共に漁具・漁法を改善し、最近に至つてはいわし・さば・たらの各漁業亦著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、産額いわし搾粕一千八百六萬圓、いわし魚油二千三百六十三萬圓、鹽藏さば八十二萬圓に達し、特にいわし漁業は將來益々發展の氣運に在つて稍衰退しためんたい漁業に代つて一層の勢を呈してゐる。

二、多島海方面 釜山港から木浦に至る南海岸は大小の島嶼點在し、其の沿岸は大牙錯雜岬灣相交つて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内であつて漁具の使用に便なるばかりでなく、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かであり且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易である爲、漁獲物の集散至便であり、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海のあじ・さば漁業の如き、鎮海灣附近のたら・かたくちいわし漁業は羅老・青山・所安・巨文の各島近海のさば・たい・さわら・はも漁業の如き、黑山島及濟州島沖に於けるあじ・さば・にべ・たい漁業の如き汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸各地ののり養殖、漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地豊富であつて、斯業の將來は蓋し刮目に値するものがある。其の製造品も頗る豊富であつて、就中統營廳水地方の煮乾いわし、濟州島の乾あわび及あわび罐詰、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類は其の主なるものである。即ち慶尙南道の煮乾いわし（煎子）二百三十萬圓に達し、たらは五十五萬圓、同製品五萬圓に上り、全羅南道に於てはのり・ふのり・わかめ・てんぐさ等の海藻四百七十四萬圓を算し、南海岸水産物の大宗となつてゐる。

三、**黄●海●方●面●** 木浦附近から鴨綠江口に至る西沿岸は河口・濤灣・潟洲・礁脈・淺灘及群嶼相連つて海岸線の出入甚しく、海底は遠淺であつて黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大であつて、三十尺に達する處もあり、冬季溫帶性魚族の滯留には適しないが、其の他の時間に於てはぐち・たい・さわら・あじ・さば・にべ・ひら等群來して年々豐魚を續けてゐる。西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたのは本府及各道の獎勵と内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及した結果であつて、就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海、黄海道の延坪灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんを匹敵し、南海のたいを合して朝鮮海六大漁業の一と稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於靑島附近から黄海道延坪島に至る間七、八百隻の漁船幅湊して一大壯觀を呈し、其の産額四百七十五萬餘圓にも達する。尙此の方面に於てはのり・かき・あさり・はまぐり等各種介類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の増殖獎勵補助を施行し來つた結果、近年著しく養殖面積の増加を見るに至り、此の沿海一帯の干潟地利利用養殖事業の將來は期して俟つべきものがある。

水 産 業 の 改 良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の

人工増殖奨励、需給の調節及産額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奨励等である。

一、漁業 漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力指導奨励を爲した結果、朝鮮人漁業者の優良な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鰯網等の網漁業之に次ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網・巾着網・揚繰網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加して來た。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎなかつたのであるが、昭和十一年末に於ては二萬五千九百五十五隻を算し、實に二萬二千三百五十三隻約七二倍の増加を示してゐる。

二、養殖漁業 漁業の奨励と同時に水産物濫獲の取締を爲して其の蕃殖を保護し、更に進んでは人工増殖と需給の調節を圖る目的から養殖漁業をも奨励してゐる。本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり、一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業の有望なるに鑑み、之が奨励補助を爲し企業の促進を圖りつゝあるのである。現在民間事業として最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黃海道管内に於けるのり養殖であり、之に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道のかき養殖であつて、其の他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが、成績は見るべきものが

ある、昭和十一年末に於ける養殖面積は二百二十一平方メートルに達し、其の收穫高は四百七十四萬圓餘に上つてゐる。

三、水産製造業 朝鮮人間に於ける水産物の加工は、往時漁獲物の保存法として單に之を鹽藏し又は乾製するに過ぎなかつた。其の方法は頗る拙劣で只鮮内の需要に應ずる程度であつたが、極力指導に努めた結果逐年製造方法の改善と利用の増大を見、今日に於ては廣く内外地に其の販路を得るに至り品種の増加に伴つて著しく生産額を増加した。昭和十一年に於ける製造高は内地人三千二百五十二萬圓、朝鮮人四千六百八十五萬圓、合計七千九百三十七萬圓に達した。

四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るの間盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少されつゝある。

五、内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府郡の獎勵と通漁の發展とに作つて、南鮮地方から漸次北鮮地方に普及し、邊陲の地と雖團體移住又は單獨移住者少くない。

六、水産業の指導獎勵に關する技術員配置 韓國併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳とも多少の増員を行つて、昭和十二年九月現在に於ては國費に依る技術員は本府十八人、地方廳二十二二人、本府水産試験場二十二二人

計六十二人、道費に依る技術員二百餘人であつて、朝鮮水産業の現状から見るときは猶十分きは云へないが、夫々水産に關する各種の調査試験及指導獎勵に當つてゐる。

七、水産教育 水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所少くないのであつて、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校としては慶尙南道の統營公立水産學校・全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産實習學校の四校である。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするのであるが、漁業傳習に付ては大體一定期間講習船に乘組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を經營せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して、其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしむることを期してゐる。此等は概ね地方の模範漁民として漁村の開発に寄與する所少くない。

一六 神社及祭祀、宗教

神 社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉併合等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し此等の成規に遵由して神社を創立せるもの五十二に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は三百十一所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮(京城南山御鎮座)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮坐祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝここに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城臺鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辦天町鎮座)の兩社をば國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社(大邱府達城町鎮座)並に平壤神社(平壤府慶上里鎮座)をも國幣小社に列格仰出された。



國 境 繁 備



冬の國境警備

一七 警察

治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日に起つた騷擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り、屢々兇暴行爲が敢行せられたが、其の後警察制度の一大改革を行ひ、銳意警察諸般の施設を整備し、且つ警察力を充實したので不穩な事件漸く跡を絶ち、時日の經過と共に一般民衆も迷夢から醒め、曾て不逞行動に参加したる者にも前非を悟つて官憲に歸する者が續出したのであつた。當時の不逞企畫乃至之に關聯する各種の犯罪事件は在外不逞者の使嗾煽動に原因したものが多かつたが、鮮内の人心が安定すると共に國外に於ける不逞團の聲望も衰へ、辛うじて餘喘を保つに過ぎないやうな狀態に陥つた。さうして大正十年以降内外の形勢一變して著しく平穩になつたのであるが、たゞ國境地方だけは對岸に根據を有する匪賊の出沒が尙絶えなかつた。然しこれも大正十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締と一面國境整備の強化によつて徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至つた。然るに昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に互り匪賊の蠢動往年の狀況に復歸し朝鮮軍警の越境討伐に依り稍々安定を見たるも毎年草木繁茂期に至るや盛に活動を開始する狀態なる爲め朝鮮軍派遣部隊及滿洲國軍の大部隊をして大討伐を爲さしめ其の根據地を壊滅したるを以て大集團の匪賊は減少したるも

彼等は奥地に分散したるに過ぎず其の兇暴行爲は依然として小數匪賊に依り繼續せられつゝあり。而して本年申（昭和十一年）に於ける此等匪賊の出沒は四、四七四回、延人員二六九、九六一名、被害殺人八十九名、傷害七十三名、拉去一、五〇〇名、警察官の越境 一二八回に上り出沒回數被害共に昨年に比し稍々減少を見たるは、朝鮮總督及關東軍司令官の會見に依り鮮滿一如の精神に基き越境討伐回數の増加したるに、匪賊情報の交換及共同討伐の緊密容易に行はるゝに至りし結果と見らるゝも、形勢未だ樂觀を許さず國境警察官は其の鎮壓の爲寸隙も油斷ならない狀況にあり。

定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。昭和八年末の警察職員は左の通りである。

事務官	警視	警部	警部補	巡查	計
二三	五九	四四	七六	一八、四三	一九、七四
警察區劃					

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎として、一府郡に一警察署設置を原則として居るのであるが、地方の事情に依つて二警察署以上を配置して居る所もあり、現在二百三十八府郡島に對して二百五十二の警察署を配置して居る。警察署管内には派出所駐在所を設けてある。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置いて居る。駐在所は原則として一面一駐在所主義に據つて居るが、地方の事情に依つては一面に二箇所以上設置して居るものもあり、現在二千三百九十四邑面に對して二千三百二十三箇所の駐在所二百二十一箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百八十四箇所に警察官出張所を設置して居る。

警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官若は警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關であつて、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たるらんとする者に對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居り、其の修業期間は九箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居つて修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡

警

察

二八二

査に對して警察官に必要な訓育教養を施すのである。各道の巡査教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡査の教養機關になつて居る。

一八衛生

併合以來總督府は總督府醫院（昭和三年六月より京城帝國大學附屬醫院と改稱）小鹿島慈惠醫院（昭和九年十月より小鹿島更生園と改稱）の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を獎勵し、傳染病及家畜傳染病の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩を圖つた。

醫療機關

昭和十一年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表（其の一）

道名	病院		人別	醫師			衛生	限地醫業
	官立	私立		官廳奉職	開業	其他		
京畿道	三	六	内地人 五〇 鮮人 二七	二七	二九	六七	三三	一〇三
忠清北道	一	二	内地人 二 鮮人 一	三六	二八	一一	一五	一三二
衛生								

道名		衛生		官公立私立		計		官廳奉職		開業		其他		計		醫生		限地醫業	
平安北道	四	七	二	二	二	二	二	一五八	二二二	二二二	二二二	一四三	二四三	一四三	二四三	一五八	二二二	一五八	二二二
平安南道	二	三	五	五	二	二	二	一三八	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一三八	一四六	一三八	一四六
黃海道	二	四	六	六	二	二	二	一五四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一五四	一四四	一五四	一四四
慶尙南道	三	五	八	八	二	二	二	一七六	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七六	一七九	一七六	一七九
慶尙北道	四	一	二	二	二	二	二	一九六	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一九六	一六九	一九六	一六九
全羅南道	五	六	二	二	二	二	二	一二五	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一五四	一二五	一五四	一二五	一五四
全羅北道	三	五	八	八	二	二	二	一五三	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一五三	一四四	一五三	一四四
忠清南道	三	二	五	五	二	二	二	一五九	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一五九	一四三	一五九	一四三
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
人別		人別		人別		人別		人別		人別		人別		人別		人別		人別	
外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地		外鮮內地	
人		人		人		人		人		人		人		人		人		人	
人		人		人		人		人		人		人		人		人		人	
人		人		人		人		人		人		人		人		人		人	

		忠清北道		京畿道		道名		合計		咸鏡北道		咸鏡南道		江原道	
		外	内	外	内	外	内								
		朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人								

平安南道		黃海道		慶尙南道		慶尙北道		全羅南道		全羅北道		忠清南道		道名	人別	衛生
外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	奉職廳 開業 其 他 計	齒科醫師	生
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	營業 入齒 產 婆 計 奉職署 其 他 限 地 計 奉職署 其 他 計	產婆	二八六
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	奉職署 其 他 計 奉職署 其 他 計	看護婦	二八六
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			
一	四	一		一	一	一	四	一	一	一	一	一	一			

合 計	咸 鏡 北 道		咸 鏡 南 道		江 原 道		平 安 北 道	
計	外 鮮 人	內 地 人	外 鮮 人	內 地 人	外 鮮 人	內 地 人	外 鮮 人	內 地 人
八三	三	五六	八	四七	二	三〇	九	二
二五	三	八二	八	四	〇	六	〇	四
	三	一〇、二七六			一	四	二	二
	一	九五	三	九	一	三	三	五
	七	六〇					一	〇
一、九二	一	一、四六	三	一〇三	一	三〇	六	六
	二	五〇	八	二	四	六	六	三
	五	六三、一〇八	七	九	一	四		三
一、七六	一	四、四八	五	六	一	六	一	五

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十一年十二月末に於ては其の總數僅に二千五百六十五名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に

付人口約八千四百三十名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならないのである、之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外、大正十二年に醫師規則第一條の規定に依りセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖つたのであるが、尙優良なる醫師養成の要を認められたので、同十二年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格）を指定したのであるが、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠である。齒科醫師は昭和十一年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に八百二名を算するに過ぎず。齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずることが出來ないので、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるのであるが、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養が無いので、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學學校（昭和五年一月京城齒科醫學專門學校に昇格）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるのである。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるので、邊陲の他に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限つて醫業又は入齒營業を免許しつゝあるのである。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見つゝあるのであるが、僻地に於ては僅に道立醫院の巡廻診療等に依るに過ぎなかつたので、大正三年四年公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむるに共に、各官廳の衛生事務に従事せしむるこ

こゝしたのである。現在定員百八十三名であつて、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるものであるが尙將來増加の必要があるのである。

二、**醫生** 醫生に二種ありて、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許する者である。朝鮮人は主として此等の醫生に依つて醫療を受けつゝあるのみであるから、醫生は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一であつて之に醫術の教養を施すことは重要なことであるので、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあるのである。

三、**產婆** 從來朝鮮人は一般に分晩に際して他人の介補を嫌忌せし爲め朝鮮人にして產婆を業とする者は無かつたのであるが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。内地人產婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻陬地に於ては殆ど其の影を見ざる状態であつたので、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院產婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設產婆看護婦養成所產婆科を指定するに共に、各道に於て產婆試験を行ひ、以て其の増加を圖りつゝあるのである。

四、**看護婦・醫師・醫院**の増加に伴つて看護婦の需要漸次増加し來つたので資格を限定し、且業務上の

取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通とし、産婆と共に前記各醫院及官公私病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。

五、種痘施衛生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したのであるが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘施衛生に改めた。

藥品取締

一、藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重に取締を爲したので、朝鮮刑事令の勵行に相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つたのである。然し

ながら之と共にモルヒネ類の注射服用を行つて阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に譲らざるものがあるので、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へたが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點があつたので、同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了しない者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶つに至らなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネの製造賣下を爲すこととし、以て麻藥類の取締を一層嚴にしたのである。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し更に取締の完璧を期しつつある。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつつある。

二、**藥劑師** 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數であるので藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を圖つたけれども、藥品に關する知識に乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試驗規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつつあるも、同十一年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に四百三十名に過ぎないのである。

飲食物及其他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則・衛生上有害飲食物及有害物品取締規則・清涼飲料水及氷雪營業取締規則並メチール・アルコール^(精木)取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつゝある。

昭和十一年十二月末に於ける衛生試験件數左の如し。

記

品 種 名	件	適	否
藥 品	六、六三三	五、五三六	一、〇九七
賣 藥	四、一三四	二、三〇四	一、八三〇
水	一八、五七四	一二、九三六	五、六三八
酒 類	五、四〇二	四、六二四	七七八
氷及氷雪・清涼飲料	三八、五七二	二二、〇三三	一六、五三九
飲 食 器 具	三、二七九	二、七三一	五四八
雜 類	五、六五二	四、四〇五	一、二四七
計	八二、二四六	五四、五六九	二七、六七七

屠場及屠畜

屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至つた。昭和十一年末に於ける屠場數は千三百七十四箇所、昭和十一年中の屠畜總頭數は六十四萬八千九百八十六頭である。而して屠畜中最も多いのは豚の三十七萬五千九百三十五頭で、之に亞ぐのは牛の二十七萬二千四十六頭である。

牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うることが少く、唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝばかりであつたから、何等法規の存するものがなかつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲、明治四十四年該規則を發布し爾來之を勵行してゐる。昭和十一年末の搾乳營業者は百三十名、乳牛飼養數は千九百七十三頭で、同年中に搾取販賣せる量は二百九十三萬六千四百四十六立である。

汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府邑面に於て勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致して來た結果、今では都鄙共に進んで之を行ひ、便所・井戸・

下水の改修も亦此の機會に着々實行せられ、衛生狀態は逐年面目を改めつゝあるが尙之が完璧を期する爲昭和十一年六月汚物掃除令を發布し昭和十二年十月一日より之を府に施行の筈である。

上 水

一、水道 一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費及道費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめて居る。

現今水道の設備あるは京城府・仁川府・開城府・永登浦邑・北面・清州邑・大田府・公州邑・江景邑・論山邑・天安邑・鳥致院・群山府・全州府・裡里邑・木浦府・光州府・麗水邑・順天邑・高興面・羅老島・莞島面・大邱府・金泉邑・浦項邑・慶州邑・釜山府・晉州邑・統營邑・馬山府・三千浦邑・密陽邑・東萊邑・固城邑・鎭海邑・金海邑・蔚山邑・海州邑・載寧面・延安面・黃州面・平壤府・鎭南浦府・安州面・新義州府・義州邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・平康面・通川面・咸興府・興南邑・元山府・衛益面・洪仁面・波道面・清津府・羅南邑・城津邑・會寧邑・雄基邑の六十三箇所なり。

二、公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益々其の改善を加へ、各地水質検査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至つた。

傳染病豫防

朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記録がないので之を詳にすることが出来ぬが、かなり流行して民心を脅威し且被害激甚であつたことは、其の傳はる迷信・傳説等に依つても想像し得られる。舊韓國政府は光武三年（明治三十二年）傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓併合となつて以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、稍其の形體を備へるやうになつた。然し民衆中には今尙種々の迷信に囚はるゝ衛生思想の低級者多く、從來動もすれば豫防處置を忌避し往々之に反抗する者等があつて防疫上障礙を受けたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし疑似症及病原體保有者の措置に關する規定を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施するに共に各般の施設改善及取締の勵行に努めつゝあるので漸次面目を一新する状態となつた。

一、コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝に入りても、大小の流行を繼續し、就中成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に互る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したところがある。併合後に於ても昭和十年迄二十五箇年間に於て十五箇年に互りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百十一人、死者二萬七千六十人を出したが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者千七十八人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬

三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出した。

鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港の一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府に於ては例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に豫防注射を實施するに共に、海港檢疫の嚴行に努めるのであるが、支那及滿洲の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も内鮮滿支間に於ては下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帯國境を接するを以て、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙る狀況である。一朝之が侵襲を見んか衛生施設の不完全及民衆衛生思想の缺如は忽ち流行を増大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付するに共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

二、痘瘡 本病は古來一般朝鮮人の間には人生の免るべからざる災厄であるに迷信が行はれ、毫も豫防の方法を講ぜないばかりでなく、種痘施行の命を受くるや徒に疑懼の念を抱いて之を避忌するの狀況であつたから、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、豫算及警察官署に於ける従事職員の能力の許す限り大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見たが往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行を惹起する事例もある。種痘の徹底を期するに共に防疫の最善を盡してゐる。

三、赤痢・腸チブス 本病は到る處に其の病毒潜在し、四季を通じて小流行を起すので豫防宣傳活動寫

眞の映寫竝に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り民衆思想の啓發に努めるに共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる、又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府に於ては昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服藥を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めて居る。

海 港 檢 疫

海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、疆外より來る船舶に對して之を行ふものであるが、常時に於て檢疫を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基及羅津の十二港である。

痘 苗 製 造

痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對して特に無料配付を爲して居る。

慢性傳染病

慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

一、癩 癩患者は昭和十年八月一齊調査の結果に依れば其の數一萬三千七百四十人を算してゐる。而して之が療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は昭和八年度迄は七百七十人の收容定員であつたが、朝鮮癩豫防協會より患者三千人を收容するに必要な土地建物其の他の設備を整へて寄附したので、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加し昭和十年度に於ては更に一千人を増加して、收容人員三千七百七十人の大療養所となつた。

私立療養所たる大邱癩病院に約六百人、釜山癩病院に約六百人、麗水の愛養園に約七百五十人を收容してゐるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲して居る。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より蟬集し、癩部落を形成し、相助會を設け居る狀況であるから此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむると共に救済を爲してゐる。

二、結核 朝鮮に於ける結核病蔓延の程度は未だ充分明かでないが死亡届等に依り統計表に現はれたもののゝみでも昭和十一年中の本病死亡者數は一萬一千三百七人を算し之を内地に比すれば寡少低率であ

るが之は朝鮮に於ける醫療機關の現狀其の他の事情から見て結核として表はれないものがある關係で内地の割合を以て推算すれば朝鮮に於ける一箇年の結核死亡者數は約四萬人、患者數は四十萬人に達するものと思惟せられ之等の大半は社會の中堅たる青壯年者にして國民保健上齎らしつゝある慘禍の大なるは勿論産業・教育・國防等に及ぼす影響渺からざるは洵に寒心に堪へざる次第である。

結核の豫防に關しては大正七年の結核豫防に關する府令を發布し病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが本病豫防の如き社會的事業は官民協力の必要あるに鑑み本府は曩に結核豫防協會の設立を提唱したる處多數官民有力者の賛成に依り昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發に寄與しつゝあるが漸次社會的事情に適應した豫防施設を進むる樣對策を考慮中である。

地 方 病

朝鮮に於ける地方病は肺デストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺デストマは古來疆内各地に浸潤し害毒の大なるものがあつたが、本府は大正十一年より十二年に亘り各道をして本病の分布其の他の基本調査を實施した結果、豫想外多數の患者を發見し、本病の蔓延は一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものであることを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染經路を示した活動寫眞映畫を調製し、各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努むるこ

共に大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發して、之が取締を嚴にし、一面罹病者の治病方法を講じて來たが、其の後十年を閲して蟹類生食の危險が周知せられ、肺デストマ患者は漸次減少を見るに至つた。此等蟹類は火食するに於ては人體に肺デストマを感染せしむる虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值が少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して、其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむるに共に、蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛痘・牛肺痘・口蹄痘・炭疽・氣腫疽の類で牛痘・牛肺痘・口蹄痘は接壤滿洲地方に常在して屢々國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚だ大である。仍て本府では夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期するに共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液

●牛痘　本痘は朝鮮に常在するものでなく、常に病毒潜在地たる對岸滿洲より侵入するものである。而して國境の密輸入牛取締は甚だ困難な爲、先づ國境地帶の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度から約五萬頭の畜牛に牛痘ワクチンの注射をなし、病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たが、大正十五年は七十一頭、昭和二年は四頭、同三年は僅二頭、同四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年に於ては對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、更に京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、更に昭和六年に於ては二百六十六頭の發生を見たが其の後發生を見ない。

●●口蹄疫●●本疫はもと流行性鰐口瘡と稱し、其の病源地は牛疫と同様對岸滿洲である。故に本疫の流行も

密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し、從來毎年數百頭の發生を見、其の最も多く發生したのは大正三年の一千十五頭、同四年の九千百八十二頭、同五年の一千二百二頭、同八年には騷擾事件の餘波を受け防疫員の不足等に原因し、三萬四千六百九十八頭の多きに達した。爾來防疫機關の擴充と共に、漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、同二年には僅一頭を出したに過ぎず、爾來其の發生を見なかつたが、同六年には九百三十六頭の發生あり、同八年三月には平安北道碧潼郡に對岸滿洲地方より病毒を齎し、爾來累發して平安南道及黃海道に波及し遂に二千三百八十三頭の爆發的流行を來した。同九年四月には平安南道に三頭の發生を見たが、同十年及同十一年には一頭の發生も見ない。

移出牛檢疫

大正四年七月移出牛檢疫規則を發布し、釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の檢疫を行ふこととしたが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津で健康診斷を行ひ、從來生牛の移出を許さなかつた敦賀港に對しても移出し得ることとした。又釜山に於ける繫留檢疫日數は十八日以上であつたが、農商務省と交渉の結果之を十二日に短縮したけれども、此の結果檢疫終了内地に陸揚後牛疫に罹つたものを生じた事例の爲、同十一年十二月農商務省の交渉を容れ、更に繫留日數を延長して十五日以上とし、内地到着後直に陸揚するを得ることとした。然るに移出牛の檢疫は發地主義を得策と認めたから、大正十四年十月一日以降畜牛は、總て檢疫を受けたものでなければ移出せしめないことに規定し、

仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津の五箇所に検疫所を設置し、昭和十二年十月よりは更に浦項を新に加へ、検疫の爲畜牛の繋留期間を十二日以上二十日以内としたが、其の後幾多の迂餘曲折を経、昭和七年農林省との協定に依り現在實施しつつある繋留検疫日数は朝鮮十二日、内地五日としてゐる。

(肉用牛に付ては朝鮮五日、内地二日)

今昭和二年以降十箇年間各検疫所の移出頭數を示せば、別表の通りである。

移出牛累年表

年別	移出頭數					計
	仁川	釜山	鎮南浦	元山	城津	
昭和二年	四、〇〇七	三、一七九	三、七五	三、〇六七	一、六〇〇	四三、一三八
同 三 年	六、〇八五	四、一七〇	五、〇〇八	四、七三九	一、九四三	五九、〇三三
同 四 年	五、五七九	三、一四四	三、八四九	四、三八九	四、四三五	四九、六八五
同 五 年	五、三八四	三、一三七	二、九五〇	二、八〇五	三、七七八	三七、〇四四
同 六 年	五、四七〇	三、四九三	四、八七五	四、〇五二	三、八八九	四三、二一八
同 七 年	八、一九七	三、〇九三	六、二五六	五、八四一	五、六七九	五六、八九六
同 八 年	一一、三六六	三、八六九	五、六六〇	七、八二〇	四、七九五	六八、五三〇
同 九 年	一〇、一六五	四、〇七四	六、八二二	六、六六〇	五、〇三九	六九、四一〇
同 十 年	七、一一一	三、七、一〇五	八、九三七	六、九九八	八、三八〇	六八、四三一
同 十 一 年	四、八九八	三、七〇八	七、一七九	七、〇〇一	六、〇一	六二、七九八

一九 司 法

裁 判 制 度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。而して該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を設置した。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするのであるが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號（盜犯等の防止及處分に關する法律）第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件

短期一年に滿たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、竝此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむるのである。

適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要な内地法規に依るべき旨を定め且民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたのであるが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし同十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様、婚姻年齡・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の縁縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月

一日より施行した。

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したのであるが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期する必要あるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二十三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九年一月一日より之を實施した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるゝ例が尠くなかつた爲内地に於ては、身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので朝鮮に於ても當然之に依るの必要を認め、昭和十年九月制令第十號を以て朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容とし同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正とを圖る目的を以て、民事訴訟法の改正があり、大正十五年四月同改正法律公布せらるゝに至つた結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられた。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることゝ爲したのであるが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮現時の一般社會の實情は内地と同じからざるものであるので、茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれてをつた答刑制度も之を存置することの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮答刑令を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期した結果今日に於ては二三の制令等の他、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

小 作 調 停 制 度

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、其の内容漸次複雑深刻化するの傾向があつて、農村の思想並經濟上に及ぼす悪影響は憂慮すべきものがある。而して之が解決を司法裁判に求むる場合は往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸すの虞があつて、爭議解決の對策上遺憾なしとせぬ。仍て事件の性質に鑑み地主・小作人の自由意思を尊重し其の互譲妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、昭和八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年二月十二日制令第二號を以て同令を改正し小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行したのであるが、各裁判所の熱心なる斡旋により着々爭議の解決を見、正常なる小作關係確立せられ其の實績を擧げつゝある次第である。

不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることを定めた。

古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡に由り之を行

ふに過ぎなかつたので、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外、所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期して居つたのである。爾來時勢の推移に伴ひ複雑なる權利關係が生ずるに至つたので明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹・郡守を以て證明官吏と爲し、證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限つたことは従前と異らないが、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗する要件と爲し、權利確保上舊規則の缺點を補つた。然し該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置に過ぎなかつたので、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備した地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止することとし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行した。

從來宗中・門中等が祖先の墓地又は祭位土等不動産を共同所有する場合に於て宗中・門中等は法人に非ざる爲其の名を以て登記を爲すことを得なかつた。又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數であつて全鮮に散在し、各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざる嫌があつたので、昭和五年制令第一〇號を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中・門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し昭和六年十月一日より施行した。

戸 籍 事 務

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の中出を督勵し、且警察官をして戸口の實査を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌に移した。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつた。朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるゝことを得なかつたが、同十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續を完全に行はるゝこととなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたのみならず、單に戸籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難が少くなかつたので夙に之が根本的改正を企畫せられ、一面之ミ密接の關係を有する親族・相續に關する實體法規の改正に着手せられた爲、其の完成を待つて實行することとなり、同十一年十二月總督府令以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、茲に始めて多年の懸案を解決した。朝鮮戸籍令の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。改正の特色の一二を擧ぐれば、戸籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬したのを司法の機關たる裁判所に移したのミ、朝鮮

内地間婚姻に因る入除籍手續のみを認めてをつたのを、廣く各地域の有効なる原因に基く家の出入に關し其の戸籍手續を定めたが如き、從來の戸籍制度に比し遙に進歩したものである。

公證事務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととなつたのであるが、同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の専務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめつゝあるのである。

執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當に認むる者をして該職務を行はしめ得る定めであつて、當初は警察官吏をして兼掌せしめたのであるが、逐年事務の増加に伴ひ専務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至つた結果、官吏に非ざる執達吏職務取扱者を指命することとなり、現在に於ては地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分其の他主要なる地に其の事務所を設置せしめてをるのである。

供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當に認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來つたが、其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむることゝなつたので、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることゝした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨處其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すること共に、其の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其の他適當に認むるものをして之を取扱はしむることゝ爲した。

思想犯保護觀察制度

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿り憂慮すべき情勢にあつたが、不斷周到なる檢舉の勵行と滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に支配せられ昭和七年を最高潮時として漸く落潮の傾向を辿るに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、その運動は益々執拗巧妙となり、之が査察は愈々困難を加へ、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴ

エート聯邦と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に一瞬の偷安を許さないものがあつたのである。於茲叙上特殊事情を考慮の上曩に内地に於て施行せられたる思想犯保護觀察法と内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其他關係法令の制定を見るに至り、昭和十一年十二月二十一日より實施せらるゝここになつたのであるが保護觀察所は全鮮七箇所即京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州に設置されたのである。實施以來各保護觀察所職員の獻身的熱心なる努力に依り各方面の理解、關係官廳の協力等と相俟て、極めて積極的に保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得せしむるに共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある次第である。

監 獄

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮答刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設した。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、其の内容の改善を圖るに共に職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇格せしめ、翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所と爲し、前者は年齢十八歳未満の受刑者を後者は十八歳以上二十三歳未満の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き、青少年に對する行刑の

適實を期して居る。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵・濟州兩支所を廢止した爲、京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所と春川・清州・元山・鎭南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十一支所となつたが、後述の如く其後益々在監者激増し刑務所收容力に脅威を加へる事が甚しいので遂に昭和七年より三年間の繼續事業で西大門刑務所に新に一大拘留監を特設し其の他各刑務所共各監房を増築して之が緩和を圖つてゐる。又昭和十年九月癩患受刑者は別に小鹿島支所を設けて集禁し其の特別取扱をなし次で昭和十一年七月には仁川少年刑務所を設けて累増する少年受刑者の拘禁緩和を圖る等在監者處遇の萬全を期してゐる。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に互りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢舉され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたが、翌九年四月減刑の恩典に浴した受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たのである。然るに其後管刑令廢止・財界不振等に影響せられたる爲か、逐次増加を見たが、大正十三年一月及昭和二年二月昭和三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至つたけれども、同年二月以降更に其の數激増し、昭和八年八月末現在收容者は實に一萬九千二百五十四人に激増し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千二百四名に達したが、昭和九年二月行はれた恩赦に因り一時的ながら人員の減少を見るに至つた。然し同十年四月頃より又漸増を示し、昭和十二年九

月末現在收容者は實に一萬九千五百六十一人となり最高記録を出すに至つた。就中危險思想犯者又は智能犯者の増加著しく收容者の一割以上を示して居り、而も收容場の設備及職員の配置之に伴ふことが出来ない爲、常に拘禁處遇上少からざる困難を感じて居る所であつて、内地及臺灣のそれに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものがあるのを遺憾とする。しかしながら大正八、九年の頃に比するときは諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁狀態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齢・性格の法定分類は略之が勵行を期しつゝあるのこ、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果、囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々一千名前後を算する。監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、随つて就業歩合も低く、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り其の就業歩合は百分の九十八に達し、著しく囚情を緩和するこを得たが、益々適當に受刑者の技能及勞力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要があるので、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めた結果、豫期以上の成績を擧げ、今や作業收入は收容費の約八割以上に達して居る。作業種類の主なるものは抄紙・機械・漆器・裁縫・指物・靴・石細工・煉瓦・陶磁器・耕耘等であつて、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化を機械操業の訓練に努めつゝある。特に昭和八年度以降新興滿洲國官公署用調度品並に關東軍陣營具等の大量製作を引受くるこゝな

り、新販路の開拓に相待つて爰に統制作業を實施し、尙昭和九年度より新に受刑者職業訓練概則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益々刑務作業の特殊性を闡明し、其の確立性を得るに至り、今や作業狀態は舊時に比し全く面目を一新した。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・管刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計るに共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十一年末に於ける保管原紙數實に二十六萬三千八百九十三枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十一年に於ては其の數三萬三千二百二十件を算し、其の内六千四百十七件の前科を發見した。前年に比し對照數に於て二千九百九十三件を増加し、發見數に於て三百二十八件を減少せり、同十二年には益々増加し、八月末日迄の累計二萬三千八百七十七件を算し内四千二百八十五件の前科を發見せり。又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て増加しつつあるが、我ハングル式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみでは右手の犯罪現場指紋に對する效果は充分其の性能を發揮し得ない缺點があるので、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號に依る小票を作成し、以て現場指紋の利

用に資することゝした。

免 囚 保 護 事 業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至りて一萬圓に増加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、更に又昭和十二年に至つては二萬二千八十四圓に各増加し、其の發達助長には恒に力を致してゐる所である。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたのが、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひつゝある。而して此等の大部分は財團法人組織に進み昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を則圖する所があり、更に昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調定研究して之を實行に移し、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつゝある。

二〇 地籍圖・林野圖及地形圖

朝鮮總督府は明治四十三年土地調査令に基き全鮮一圓の三角測量を施行し、大正五年これが完成を見るに至つた。此の成果を基礎として土地測量を施行し、地籍圖が調製され、又地形測量に依つて地形圖竝に輿地圖が調製されたのであるが、これ等の諸地圖は朝鮮産業開發上重要な資料に供せられ、半島文化の向上に寄與するところ頗る多く、現今一般の需要に應じつゝあるものである。今その特性及效用を概説すれば、

一、**三角測量** 先づ全鮮十三箇所に於て大三角測量の基礎たる實測基線を設け、その測定長を中等海水面上の長さに換算したのである。それがため半島海岸の要所五箇所に驗潮所を設け、平均中等潮位を觀測して、前記換算の基礎たるべき高程を決定したのである。然れども之等の實測基線は邊長短く直ちに大三角の本點網の一邊となること能はざるため、基線網を編成して漸次其の長さを擴大し、平均約三〇浬の長さとなして、本點網の一邊に供し、全鮮を掩覆する大三角網が編成せられたのである。そして一方に於て、その測地學的位置を決定するため、本點三角網をして朝鮮海峽を越え、對馬に於ける陸地測量部の一等三角本點に連結せしめ、茲に内鮮共通の測量基礎たる根幹が形成されたのである。然れども之等の大三角點は彼我の距離約三〇浬に互り、之を以て直ちに地籍測量の基礎と爲すには稀疎に失するがため、更に數次に互る小三角點を配置されたので、之等大小三角總點數は三四、一

四七點の多きに及んでゐる。

又中等潮位の決定に基準して全鮮に二、八二三點の水準點を測設した外、多角形狀の道線を以て三角點間を聯結せる圖根三、五五一、六〇六點を設け地籍測量の直接基礎としたのである。

三角點及水準點にはその定礎たる盤石を埋定し、其の上に柱石を据付けてその位置を標示せしめ、之を標石とする。又圖根點に對しては市街地等の特定區域を限り標石を埋設し、其の上部表面にT・Pなる符號を刻しその識別を容易ならしむるのである。そして之等三種の標石を土地測量標と稱し、朝鮮土地測量標令に依り保護取締られてゐる。

二、地籍圖 土地登録の原簿たる土地臺帳と相俟つて、地籍の状態を明確に表示する唯一の地圖である、前述の三角點・圖根點を基礎とし、圖解的方法に依りて地籍測量を行ひ一筆毎の土地の位置、形狀及疆界なき相互の關係を精密に測定し、之に地番・地目なきを記入し、地籍の状態を一目瞭然たらしめたものであるが、土地に關する各種地圖は何れもこの地籍圖に基本を求めざるものなく實に重要な地位をなしてゐるのである。地籍圖の大きさは東西約〇・四一七米（一尺三寸七分五厘）、南北〇・三三三米（一尺一寸）の矩形に一定せられ、此の圖郭内に包容する土地は全部描畫せられる。その包容面積は縮尺の大小に依り異なるも、千二百分一地籍圖の場合には六萬五百坪である。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種であるが、一般には千二百分一を用ゐる、市街地の如く微細に其の疆界を表示し、精確に其の面積の算定を要する區域に在つては六百分一を用ゐる、西、

北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在つては二千四百分一を用ゐてゐる。そして地籍原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各稅務署に備付けて、一般の閱覽及謄本の下附申請に應じてゐるが、又更に廣く公衆の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けてある。

地籍圖は頗る浩漭なるもので總數約八千萬枚に達してゐる。

三、地籍圖縮尺變更 土地經濟の發達に伴つて都邑・市街地の發展著しく、土地異動頻繁に行はれ千二百分一地籍圖では不便と認めらるゝものは漸次縮尺を六百分一に改測し、地籍圖の改作を行ひつゝあるのである。既に改測を行つた區域は裡里・咸興・清州・開城・金泉・光州・晋州等の市街地である。

四、林野圖 地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野・墳墓地等を測圖し、その相互關係位置・疆界等を表示してある。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等があつて、一般には六千分一を用ゐて居る。又五萬分一林野圖にして不便と認むる地域は昭和三年以來漸次六千分一縮尺を以て改測を行つて居る。そして林野臺帳と共に各稅務署に備付け林野に關する地籍圖を明にしてゐる。こゝに於て朝鮮の地籍は地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳と相俟つて全く明確となり、土地經濟の伸長も完全なる立脚地を得たりと云ふべきである。

五、地籍整理 地籍圖及林野圖實施後地籍異動整理事務は本府稅務課に於て主掌し、各稅務監督局及稅務署に技術員を配置して地籍の異動整理を遂行しつゝある。土地臺帳實施後二十餘年も経過したので地籍圖の磨滅・汚損甚しく、既に地籍圖の更改時期が到來したので昭和八年度より町・里洞を單位と

して漸次改調を行つてゐる。

六、**地形圖** 三角測量の成果を基として地形圖根を組成し、地籍圖中より地形圖に必要な部分を縮寫參酌して地上のあらゆる物體の位置形狀を測圖し、水準測量の成果に因る等高曲線を用ゐて地貌を現はし、夫等の關係を明瞭に指示したもので朝鮮地形圖を呼稱してゐる。

朝鮮地形圖の様式は陸地測量部のものと同様で其の記號も殆んど同じにしてある。地形測量は大正三年の着手で同六年外業を終へ同七年に内業整理によつて完成した。茲に朝鮮の位置・形狀・廣袤面積は詳細に數學的に確定したのである。

七、**地形圖の製版印刷並に發行** 朝鮮地形圖の製版は大正四年着手同七年に完成した。其の原版は陸地測量部に委託し同部から印刷發行する事にしてある。經年の久しきに從つて變化する地物・地貌の狀態は本府で地形圖を修正補測し、原版の改訂は陸地測量部が行ふことに協定してある。

製版完了と共に發行した地形圖は特殊地形圖五四枚、五萬分一圖七二二枚、二萬五千分一圖九七枚、一萬分一圖四五箇所で五〇枚である。

尙樞要地二十八箇所を一萬分一縮尺に改測する計畫にして既に十五箇所を測量し、十一年度に於て左記十一箇所を假裝版圖として陸地測量部より發行した。沙里院・兼二浦・安州・興南・天安・井州・北青・新安州・松汀里・黃州・江陵。

八、**輿地圖** 朝鮮五萬分一地形圖は（秘授區域を除く）全土に互つて發行せられてはゐるが、其の一枚

原版は本府に保管し印刷は朝鮮印刷株式會社に、其の發行と販賣は小林又七（本店は東京、支店は京城府長谷川町にあり）に扱はせてゐる。

イ、朝鮮二十萬分一圖 六五枚

五萬分一地形圖十六枚の區域を一圖面にした四色刷

口、朝鮮五十萬分一圖 一三枚

道別にした四色刷

八、朝鮮百五十萬分一及二百五十萬分一圖

兩圖とも一枚の圖面にし朝鮮全圖で四色刷

●地形圖業務 各地方の發展に伴ひ地物・地形が變遷して圖面修正の必要から是等を調査測量して修正原圖を作り陸地測量部に送つて版面を改訂してゐる。

大正七年には京城・大田・大邱地方の修正を土地調査局で行つたが、同八年以降は土木課で地方の發展狀況に應じて修正してゐる。昭和十一年度末迄に修正した地形圖の枚數と其面積は

一 萬 分 一	百 十 九 圖 葉	百 三 十 四 方 里
二 萬 五 千 分 一	百 三 十 二 圖 葉	七 百 十 九 方 里
五 萬 分 一	三 百 三 十 九 圖 葉	三 千 四 百 二 十 八 方 里

であつて、其の原版の修正は漸次進行して新版の發行を見てゐる。右修正圖の内經年變化に因り修正量の多き圖葉は同一圖にして二回乃至三回に亘りて修正したものもある。

朝鮮地形圖の發行は前記の如くであるが、秘圖區域が全土の約一割弱あつて一千餘方里の地形圖は一般に用ふる事が出來ず、施政上にも亦産業開發上にも支障を來すので、大正十一年軍當局と交渉して軍事上差支ない程度の五萬分一圖を調製し得ることになつて、同十二年着手同十三年に原圖を完成し、三色刷の交通圖七九枚を、同十五年六月以降から陸地測量部で印刷發行した。以上で要塞近傍を除いた全土の五萬分一圖が揃つたのである。其後秘圖の中

大 正 九 年 一 萬 分 一 圖 三 枚、二 萬 五 千 分 一 圖 十 枚

昭 和 七 年 五 萬 分 一 圖 二 十 二 枚、五 萬 分 一 圖 十 五 枚

が解秘されて、陸地測量部は假製版にして印刷發行した。従つて解秘された部分の交通圖發行を停止した。又昭和十一年度に於て軍事上の必要に依り五萬分一圖二十枚、二萬五千分一圖三枚、一萬分一圖一枚を秘圖區域に編入せられた。

一 萬 分 一 市 街 圖 の 中、京 城 は 市 街 が 郊 外 に 發 展 膨 脹 し た 爲 め 圖 幅 の 擴 張 を 要 し、大 正 十 年 其 の 東 部 を

昭和四年西南部を補測し、平壤も亦同様に同十一年西・東・南部の三方面に擴張測量を行つた。其他釜山・大邱・大田・清州・全州・光州・木浦・仁川・元山・咸興・清津・羅南等多少の擴張測量を行つた。尙其他に於ても擴張を必要としてゐる。

以上の外名勝舊蹟等の案内圖として特殊地圖があり、又京城市街の案内圖として特殊建造物の所在索引及番地を記入した市街圖を作り、昭和七年大修正を加へて同年發行した。京城市街圖・龍山市街圖であつて普通番地入圖と稱へて重寶がられてゐる。

以上各種の圖面は年約四十數萬枚を發行し需要は年々増加しつゝある。地方産業交通の發達するに従つて地物・地貌の變遷が著しいので、本府は努めて圖面の修正を行ひ新版の發行を圖つてゐる。

原版維持の爲め昭和十一年末迄に製版したものは

地形圖原版中損蝕甚しく改版したもの

二百十二版

輿地圖の原版で補充又は修正補刻したもの

八十六版

尙一萬分一市街圖の補測刻したもの三十二箇所其の面積二十五方里である。

諸測量の基準點である土地測量標の毀損・亡失等多く諸測量を行ふに不便困難を極めるので、是れが維持復舊を計畫して昭和三年度に於て準備試行を爲し、同四年以降全鮮中十四府二百十八郡内二萬四千五十五點に就て現状の調査をなし、本府に於て急施を要する地方より順次復舊測量を行ひつゝある。昭和十一年度末迄に復舊した地方は義州・平壤・咸興・元山・京城・春川・大田・公州・大邱・忠州・慶

州・釜山・馬山・晉州・光州・全州・安州・宣川・天安等で點數は四千百六十四である。

三角測量及水準測量の成果は其の利用の範圍頗る廣く、且つ其原本保存の主旨から之を複製して六百七表に作り、利用の便を稽へて關係官廳にも配付し永久に保管せしむることにしてある。

二二 古蹟調査・附博物館及朝鮮史編修

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達並産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟(貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴)古墳(高麗以前に屬する墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮)史蹟(都城・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等)古建築(歴史上又は工藝上參考となるべき城址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の蒐集)古建築(宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・客館・校舎・寺刹)金石其の他の遺物(佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・橋梁等の調査)金工其の他の遺物(佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・金工製品等)古文書(歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査並蒐集)等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結したのであるが毎年の調査は報告書を印刷して之を公にすることゝせり。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古墳並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價值あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届

出でしめ、臺帳に登録したる物件に關して現狀を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受けしむることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對しては順次保存工事を施行し來つたのである。斯くして遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたのであるが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの尙甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に之を發見すること亦少からざるべき現狀に在り、之が調査を繼續して過去の文化を闡明し、其の形跡を保存するは國家當然の責務であつて、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りては、前代文化の保存を計るは最も必要なる事項なるを以て、依然調査を繼續することとし、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて、其の地域内に於ける未調査の遺蹟遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこととし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟・遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にすることとし、既に大正五年度より昭和八年度迄各種の調査報告書及特別報告を發行したのである。又毎年朝鮮古蹟圖譜を刊行し、朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事に着手し、既に慶尙北道慶州郡芬臺寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尙北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺、殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿

等の修繕を了し、昭和八年度黃海道黃州郡成佛寺極樂殿の修理工事を完了し、尙同九年度に於て引續き前記成佛寺の應眞殿の修理を完了し同十年度より全羅南道求禮郡華嚴寺の覺臺殿の修理に着手したのである。

二、寶物古蹟名勝天然記念物の指定 朝鮮總督府に於ては、朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物の保存維持を圖るため、昭和八年八月制令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、之と同時に、同年同月勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられたるを以て、昭和九年五月始めて本府に第一回保存會總會を次に昭和十年九月第二回保存總會を開き、該會に諮問したる後、朝鮮總督は朝鮮總督府官報に告示し、寶物二百六十九件、古蹟七十二件及天然記念物四十四件の指定を爲すに至つた。而して同保存會總會に、京畿道水原の空心墩及び水原長安門修繕の件を付議し、同會の決定を経て、昭和九年度より國費を以て前記古蹟を修理したのである。

三、博物館 大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築せる美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考適應なるべき資料を集め、一般の參考並觀覽に供しつゝあり、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せるが、其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、

更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代佛教藝術品を蒐集陳列し一般の觀覽に供しつゝあり。

四、朝鮮史の編修 朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且つ優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録、古文書其他の史料の保存方法が充分ならざりし爲、逐年湮滅せんとする傾向があつたので總督府は大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に互りて史料を蒐集し、之を基礎として學術的なる朝鮮史の編纂に着手したが、所期の目的を達成せんには、更に權威ある組織に改むるを必要としたので、同十四年六月官制を制定し、朝鮮史編修會を設置せられたのである。爾來逐年事業の進展著しく、史料の一般的蒐集並に整理は略々完了したので、昭和六年度より朝鮮史の印刷に着手し、全三十五卷の豫定中既に三十二卷を刊行し、目下引續き残り三卷の印刷中にして昭和十二年度中には全部を完了する豫定である。

尙「朝鮮史」の編修刊行に伴つて、蒐集せる重要史料を廣く一般に紹介せんが爲め「朝鮮史料叢刊」を編纂し、既に昭和八年度より寫真版或は活版を以て刊行を進めてゐるが、是亦昭和十二年度を以て完成する豫定である。

陸軍

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊(朝鮮憲兵隊を除く)を統率し朝鮮の防衛に任ずる。軍司令部に參謀・副官・經理・軍醫・獸醫及法務の六部を置く。

在朝鮮師團配備表

第九十第				師團 (飛行團)	
羅南				師團(飛行) 團司令部所在地	
第三十八		第三十七		旅團	步兵
羅南		成興		旅團司令部所在地	兵
第七十六	第七十五	第七十四	第七十三	聯隊	騎兵
			第二十七	聯隊	野砲兵
			第二十五	聯隊	山砲兵
				聯隊	重砲兵
	第十九			聯隊	工兵
				聯隊	飛行
羅南	會寧	成興	羅南	衛戍地	

以上の外、朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如くである。

京城憲兵隊	京畿道・黃海道・江原道（通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡を除く）
大邱憲兵隊	忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道
平壤憲兵隊	平安北道・平安南道
咸興憲兵隊	咸鏡南道・江原道（通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡）
羅南憲兵隊	咸鏡北道
官衙	
朝鮮軍軍法會議	龍山
朝鮮陸軍倉庫	龍山
朝鮮衛戍刑務所	龍山
軍馬補充部雄基支部	雄基
平壤軍航空支廠	平壤
陸軍造兵廠小倉工廠平壤兵器製造所	平壤
陸軍兵器本廠平壤出張所	平壤
陸軍築城部本部釜山出張所	釜山
陸軍運輸部釜山出張所	釜山
右同 羅津出張所	羅津
軍事	

海軍

日露戦役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松眞に假根據地防備隊を置いたが、其後之を鎮海防備隊に改稱し、又同戦役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊に改稱した。

明治四十四年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港としたが、鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移した。

大正五年四月鎮海軍港に要港を置き、鎮海要港部に稱し、永興防備隊を廢止した。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港に改稱せられた。昭和十二年四月海軍區令改正され朝鮮の海上及陸上は第三海軍區に編入された。

鎮海要港部は壹岐對馬及朝鮮の海上及陸上の防禦、警備並に所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督す。要港部は司令部・工作部・港務部・病院等より成り、防備隊・航空隊・通信隊及警備艦船を附屬せしむ。又鎮南浦及永興には燃料貯藏場がある。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦並に航空機に依らざる空中防禦に關することを掌る部隊であつて、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理する。

驅逐隊は要港部の警備隊とし配屬せしめらる。

海軍燃料廠鑛業部（所在地平安南道大同郡寺洞）は山口縣德山所在海軍燃料廠の一部であつて、吳鎮守府に屬し、石炭及煉炭の生産に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業所の施設一切を海軍省に移管したるに同時に、其の事業を繼承したものであつて、同炭田は無煙炭を産し、炭量豊富、品質亦優良にして現今鑛區を三採炭區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有する。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を経て海路德山に於ける海軍燃料廠に移送し、一部は鐵道局及民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供するに共に鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じてゐる。

資 源 及 防 空

朝鮮の資源調査事務並に防空關係事務は、從來朝鮮總督官房文書課に於て取扱つて來たが、輓近時局の推移に伴ひ、これら關係事項は重要性を帯び來り從て該事務も複雑廣汎に及んで來たので、茲に朝鮮總督府事務分掌規定を改正し、昭和十二年九月一日訓令第六十六號を以て資源課新設を公布した。而して資源課に於ては

一、資源調査に關する事項

二、總動員計畫に關する事項

三、防空に關する事項

を管掌し、課長一、事務官一、技師二、屬一〇、技手五、囑託二、雇員一六、合計三七人の職員を置く。

◇資源調査及總動員計畫

昭和四年資源調査法及資源調査令の施行以來、命令の定むる所に依り、人的物的資源調査を行ひ、その基礎的資料を蒐集して、産業開發及國防上の全能力を最も有効適切に發揮せしめるため、國家總動員計畫を樹立し、殊に朝鮮は國防上の見地より重要な位置にある關係上中央に順應し、これに萬遺憾なきを期してゐる。

◇防 空

昭和十二年四月十三日防空法施行せられ、その後の時局の急速なる發展は十月一日よりこれを實施せしめたので、朝鮮に於ても内地に順應し、軍部と密接なる聯繫を保ち半島空の護りの萬全を期するため努力してゐる。尙ほ事務概要は左の如くである。

一、防空委員會に關する事項

二、防空思想の普及及び宣傳に關する事項

三、防空計畫の假定に關する事項

一、官廳防空に關する事項

一、防空訓練に關する事項

一、防空に關する調査研究に關する事項

一、防護竝に防空工作に關する事項

一、防空資材整備に關する事項

여 백

二三 情報宣傳機關

朝鮮中央情報委員規定は、昭和十二年七月二十二日朝鮮總督府訓令第五十一號を以て公布された。

委員會は、政務總監を委員長とし、朝鮮總督府内外各局長、京畿道知事、審議室主席事務官、外務部長、人事課長、文書課長、臨時委員朝鮮軍參謀長、鎮海要港部參謀長、朝鮮憲兵司令官等を以て組織され、その下に幹事會を置き、幹事長は文書課長之に當り總督府關係各課長、審議室事務官、外務部事務官、文書課事務官、陸海軍兩御用掛、中樞院書記官、遞信局監理課長、鐵道局庶務課長、專賣局庶務課長を幹事としてゐる。

委員會は特に重要問題出來の場合に開催し、幹事會は設立以來每週二回開催して、當面の諸事項を協議し、本機關設立の機能發揮に萬遺憾なきを期してゐる。

尙ほ、朝鮮中央情報委員會の下に、全鮮各道に、道知事を委員長とする道情報委員會を設け朝鮮中央情報委員會との聯絡の下に密接な聯携を取りつゝ活動してゐる。

여 백

二四 在滿朝鮮人の概況

移住の沿革

鴨綠江及豆滿江の一衣帶水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は地理的及び歴史的に深き關係を有し、其の沿革には相當古きものがある。清朝康熙帝の頃、既に間島地方には農耕に従事する韓人移住の點在を見たるが、降つて明治二・三年頃より漸次其の數を増加し、現在在滿朝鮮人の概數は實に百萬に稱せらるる狀況にある。今滿洲を間島其の他の二地方に分ちて朝鮮人移住者の概況を述べれば次の通である。

一、間島地方 間島地方は舊中國領域の東北邊隅に位し、且之が舊韓國との境界分明ならざるのみならず、人口頗る稀薄にして而も地味肥沃なりし關係上、昔時より自然國境地方住民の恒常的に移住する者多く、就中明治二十三年の所謂庚午の凶歉に際しては北鮮地方の罹災民相次で移住し、明治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるゝや、鮮内各地より移住する者漸く繁く、爾來増加の一途を辿り、昭和十一年十二月の統計の示す處に依れば其の數四十七萬二千六百六十六人に上り、間島總人口の約八割を占むる狀勢にある。而して其耕地面積も大半は既に朝鮮人の所有に屬し、且滿洲國人の所有する耕地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せられつゝありて、正に朝鮮の延長たるの觀がある。

二、間島以外の滿洲 間島を除く滿洲所謂表滿洲への移住は上記間島地方に於けるミ略同様の關係に於て鴨綠江を渡り東邊道地方へ進出し農耕に従事したるに始まるのであるが、此等は多く支那人の捨てて顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸を追ふて奥地に進むに至れるのである、殊に日露役の後安奉線開通せらるゝや、俄に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民等南滿洲鐵道を通じて其の沿線に又延びては北滿鐵道沿線及吉敦線沿線地方へ北上し、大正二・三年頃より其の趨勢更に著しきを加へつゝあつたが、滿洲事件後に至つては帝國の保護從來より濃厚となりたるに伴れ、一層其の傾向に拍車を加へ、東に進み西に出で現在に於ては、東蒙古・鄭家屯・秦來方面は固より遠く熱河地方及蘇滿國境各地にまで伸展し、昭和十二年十二月末に於ける統計は四十一萬二千四百九十人を示すも、其實數は之よりも大なるべく、此等鮮農は日夜孜孜とし曠野を拓き、農耕に従事し、今や十數萬町歩の水田を開墾するに至り滿洲國の寶庫充實に貢獻しつゝある狀況にある。

施設の大要

一、滿洲事件前に於ける施設 半島の地を去りて大陸の沃野に憧れ渡滿せし朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有せざる爲、日夜の奮闘努力に依り得たる秋收も、滿人地主へ收むる小作料に或は高利債務の支拂に徴收せられ殊に甚しくは舊軍閥の苛斂誅求の爲其の效果の餘す所殆んどなく、農耕資金は勿論、日日の生活の糧にも追はるゝが如き悲慘なる生活を續けた。依つて韓國當時の統監府は間島

に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖り來りしが、更に日韓合併後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめ、直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省、滿鐵會社等と協力し、年年多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救済等に關する各般の施設をなし、且之が充實に努め來りたり。

、滿洲事件後に於ける施設　滿洲事變と共に蜂起せる暴逆な兵匪共匪土匪の颯手を逃れ鐵道沿線其他市街地に避難し來りたる奧地居住朝鮮同胞の數は一時的ではあつたが、問島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。依て本府は此等避難民の救護處理の爲、新京に事務官を派遣駐在せしめたる外、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し尙又本府内にも相當數の職員を増員し、軍部・大使館及領事館等と協力して之が救済に遺憾なきを期した。滿洲國の建國成るや、滿洲の情勢全く一變し多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝありし在滿朝鮮人は生活の更生を期し得るに到つた。而して之の劃期的現象は又一面鮮内一般民衆に大なる刺激をあたふる結果となり、新に多くの渡滿者を誘致するに至りたり。是に於て本府は是等朝鮮人の保護撫育に一層の拍車を加ふるの必要を認め先づ其の第一着手として既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、次で事變に依る避難民の永久的安定處置として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設するに共に既設農村の擴充に努めた。昭和十二年より營口農村之部を除き土地代家屋費の年賦償還

を開始し自作農創定に入るこゝなつた。此等の安全農村には何れも南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其の他貧困なる鮮農を收容したのである。夫等各農村の状況を概述すれば次の通である。鐵嶺安全農村は滿鐵本線亂石山驛の西方約一里の地點に在り、總面積千九百九十九町歩、内水田九百十六町歩に互り鮮農三百八十三戸、千九百九十九人を收容してゐる。

河東安全農村は北滿鐵路東部線烏吉密河驛の東北約二里の地に位し、總面積二千五百三十八町歩、内水田千六百六十町歩、畑其の他八百餘町歩に互り、現に六百八十三戸二千九百九十五人を收容して居る。

營口安全農村は遼河の河口營口の田庄臺との間、遼河の右岸廣袤一萬五千町歩の草生地中に在り、第一次計畫の總面積は三千町歩であつたが、昭和十年度には鮮農一千八百五十七戸、九千五百十七人を收容してゐる。更に約二千五百町歩を商租し千二百戸を收容すべく計畫を立てゝ居る。

綏化安全農村は北滿呼海線秦家驛の東方約四里の地點に位する千九百五十一町歩に互り、其中水田千六十六町歩を有し鮮農四百五十戸二千二十四人を收容してゐる。

三源浦安全農村は總面積四百二十二町歩に互り、鮮農百七十一戸、七百七十人を收容してゐる。

開島地方は、思想的に極めて複雑にして、滿洲事變以前より不逞團の巢窟・共匪の根據地にして、善良なる鮮農は絶えず其の迫害を被り來つたのであるが、殊に滿洲事變直後に在りては王德林の擾亂あり、又兵匪共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は

陸續として安全地帯に難を避くる状態にあつた。此等鮮農救済の爲め本府は凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へ、次いで間島の實情に鑑み、之が安住策として此の地方に集團部落を建設することゝした。右部落は自衛自耕即ち自ら衛り、自ら耕す一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することゝなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に亘り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し、克く之を排撃して部落を完成せしめた。本部落は地位的に見て要所要所を占據してゐるがために間島治安上最も效果的なる一大役割を演ずるに至つてゐる。本府は此等集團部落に收容せる鮮農の爲、各般を施設を集中し、將來模範農村たらしむべく努力中である。

尙集團部落建設と共に、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し目下着々進捗中であるが、昭和十二年七月末に於ける實績は創定戸數二千八百戸、所要土地面積一萬三千七十八町歩にして、之に要したる資金は百四十九萬四千六百三十三圓に達する。

以上述べた如く本府は在滿朝鮮人の現地保護に付萬全を期し各般の施設を講じ來りたるが滿洲事變後滿洲の新天地を目指して渡滿する鮮農の増大するに及びて、必然的に鮮滿農間に種々耕作上其の他の紛争を惹起し隨て之が既移住者の獲得した土地及小作に關する權利の確保に脅威を與ふることゝな

り延いては滿洲國建國の精神たる五族協和の上にも不尠惡影響を及ぼすものあると共に、一面又鮮内過剩人口の内地渡航が内地勞働界に異常なる影響を及ぼす狀況に鑑み、本府は緊急之が對策として中央及滿洲の關係方面に協力し、先づ在滿朝鮮人移住者の統制を圖り次で鮮内よりの滿洲移住を助成するの方針を確立し、其の實行機關として昭和十一年九月制令に依り官の特別の保護を監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立した。其の本社は之を京城に置き南鮮地方に於ける過剩人口の北鮮地方移植を圖ると共に、滿洲國の鮮滿拓殖股份有限公司と一體不可分の關係を創り事業の圓滿なる運行を圖ることとした。

斯くして本府は特に滿洲事變以後に於ける諸般狀勢の飛躍的變化に順應すべく、在滿朝鮮人の完全なる安住發展を期し、諸種の計畫を進め、光輝ある同胞の將來を約し、一步一步其の實現に努めつゝある。

昭和十二年十二月二十四日印刷
昭和十二年十二月二十七日發行
昭和十三年九月二十日再版

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社